

令和5年9月定例会 目次

令和5年9月1日（金曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
会期日程表	5
開 会	6
開 議	6
議会報告 議会運営委員長報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
報第6号から報第8号まで計3件	7
提案理由説明 市 長	7
総括質疑	8
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
提案理由説明 市 長	8
質 疑	8
採 決	8
同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命について	9
提案理由説明 市 長	9
質 疑	9
採 決	9
議第39号 財産の取得について	9
提案理由説明 市 長	9
質 疑	10
討 論	11
採 決	11
議第40号から議第42号まで計3件	11
提案理由説明 市 長	11
総括質疑	11
議案付託表	13
議第34号から議第38号まで計5件	14
提案理由説明 市 長	14

予算特別委員会の設置について	15
議案付託表	16
認第1号から認第8号まで計8件	17
提案理由説明	17
市長	17
決算特別委員会の設置について	19
議案付託表	21
散 会	22

令和5年9月4日（月曜日）

議事日程第2号	23
本日の会議に付した事件	23
出欠席議員氏名	24
説明のため出席した者の職氏名	25
事務局職員出席者	25
一般質問表	26
開 議	39
一般質問	39
山口裕昭議員	39
1. 異常気象に伴う熱中症の対策について	40
2. 再生可能エネルギーの利用について	40
島津善衛門議員	49
1. マイナンバーカードのトラブル対応	50
2. 成年後見制度の利用の促進	51
3. 置賜定住自立圏共生ビジョンにおける地域医療体制の具体的取り組み	51
高橋一郎議員	59
1. いも煮会のできる場所の新設	60
2. 二色根温泉の活用について	60
3. コミュニティーカーシェアリング（CCS）の取り組み	60
4. ゼロカーボンシティ宣言後の取り組み	60
5. 子どもたちがふるさとに残るための教育	60
佐藤 明議員	69
1. 市の経済対策について	69
2. 熱中症対策について	70
散 会	78

令和5年9月5日（火曜日）

議事日程第3号	79
---------	----

本日の会議に付した事件	79
出欠席議員氏名	80
説明のため出席した者の職氏名	81
事務局職員出席者	81
開　　議	82
会議録署名議員の指名	82
一般質問	82
片平志朗議員	82
1. 防災対策の強化について	83
2. 地方創生について	83
高岡亮一議員	90
1. 宮内公民館改築について	91
2. 本市におけるワクチン政策について	91
散　　会	99

令和5年9月21日（木曜日）

議事日程第4号	101
本日の会議に付した事件	102
出欠席議員氏名	103
説明のため出席した者の職氏名	104
事務局職員出席者	104
開　　議	105
議会報告 議会運営委員長報告	105
（文教厚生常任委員長報告）	
議第40号から議第42号まで計3件	105
質　　疑	106
採　　決	107
（予算特別委員長報告）	
議第34号から議第38号まで計5件	107
質　　疑	107
採　　決	107
（決算特別委員長報告）	
認第1号から認第8号まで計8件	108
質　　疑	108
採　　決	108
委員会報告書	109
議案審査結果表	110
（議会機能等検討特別委員長報告）	

議会機能等検討特別委員会報告	111
（追加議案）	
議第44号 宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事請負契約の締結に ついて	112
提案理由説明	市長 112
質 疑	112
採 決	113
議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第6号）	113
提案理由説明	市長 113
議案付託表	114
（予算特別委員長報告）	
議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第6号）	115
質 疑	115
採 決	115
発議第4号 南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	115
提案理由説明	高橋 篤議員 115
質 疑	116
採 決	117
市長挨拶	118
閉 会	118

令和 5 年 9 月 定例会
予算特別委員会 目次

令和 5 年 9 月 1 2 日（火曜日）

出欠席委員氏名	119
説明のため出席した者の職氏名	120
事務局職員出席者	120
本日の会議に付した事件	121
開　　会	121
議第 3 4 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算（第 5 号）	121
採　　決	135
議第 3 5 号 令和 5 年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	135
採　　決	135
議第 3 6 号 令和 5 年度南陽市財産区特別会計補正予算（第 1 号）	136
採　　決	136
議第 3 7 号 令和 5 年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	136
採　　決	136
議第 3 8 号 令和 5 年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	136
採　　決	137
散　　会	137

令和 5 年 9 月 2 1 日（木曜日）

出欠席委員氏名	139
説明のため出席した者の職氏名	140
事務局職員出席者	140
本日の会議に付した事件	141
開　　議	141
議第 4 3 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算（第 6 号）	141
採　　決	143
閉　　会	143

令和5年9月定例会
決算特別委員会 目次

令和5年9月15日（金曜日）

出欠席委員氏名	145
説明のため出席した者の職氏名	146
事務局職員出席者	146
本日の会議に付した事件	147
開　　会	147
認第1号から認第6号まで計6件	147
採　　決	161
認第7号及び認第8号の計2件	167
採　　決	167
閉　　会	167

令和5年9月定例会

南陽市議会会議録

(第411号)

南陽市議会事務局

令和5年9月1日（金曜日）

本 会 議

令和5年9月1日（金）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和5年9月1日（金）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報第 6号 放棄した私債権の報告について

日程第 5 報第 7号 令和4年度南陽市一般会計予算継続費の精算報告について

日程第 6 報第 8号 令和4年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命について

日程第 9 議第 39号 財産の取得について

日程第 10 議第 40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議第 41号 南陽市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議第 42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議第 34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第5号）

日程第 14 議第 35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 15 議第 36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議第 37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議第 38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 予算特別委員会の設置について
- 日程第 19 認第 1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認第 2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認第 3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認第 4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認第 5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認第 6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認第 7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 認第 8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 決算特別委員会の設置について

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	遠藤晃司	上下水道課長補佐
高橋宏治	会計管理者	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	青木勲	代表監査委員
矢澤文明	監査委員事務局長	山内美穂	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る8月25日告示になりました令和5年南陽市議会9月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、長濱洋美教育長及び佐藤和宏上下水道課長が都合により欠席する旨通知がありました。

上下水道課長に代わり遠藤晃司上下水道課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年9月定例会の運営について、去る8月29日午前10時より議会運

営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、報告3件、諮問案1件、同意案1件、条例、その他議案4件、補正予算案5件、決算案8件の計22件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から21日までの21日間と決した次第であります。

この21日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、常任委員会、各特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、報告3件につきましては、一括して説明を求め、質疑を行うことといたしました。

次に、諮問案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、同意案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、事件案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案3件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の文教厚生常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案5件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ審査いただくことにいたしました。

次に、決算案8件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、決算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ審査いただくことにいたしました。

最後に、一般質問であります。通告議員は6名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、1番伊藤英司議員、12番高橋 弘議員の両名を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より21日までの21日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より21日までの21日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監

査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 報第6号から

#### 日程第6 報第8号まで計3件

○議長 日程第4 報第6号 放棄した私債権の報告についてから、日程第6 報第8号 令和4年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの報告3件を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました報第6号 放棄した私債権の報告についてから、報第8号 令和4年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの報告案3件につきまして、一括して申し上げます。

初めに、報第6号 放棄した私債権の報告について申し上げます。

本案は、南陽市私債権管理条例第13条第1項の規定により、市の私債権について放棄いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。

放棄した私債権につきましては、私債権放棄調書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第7号 令和4年度南陽市一般会計予算継続費の精算報告について申し上げます。

本案は、令和2年度から4年度にかけて実施いたしました新温浴施設整備事業費につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告いたすものでございます。

精算額につきましては、精算報告書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第8号 令和4年度南陽市健全化判

断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて御報告いたすものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が各会計とも黒字でありますので、比率算定の対象外となり、実質公債費比率は12.2%、将来負担比率は122.5%となりました。

資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足額がございませんので、比率算定の対象外となったものであります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長 ただいまの報告3件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第6号から報第8号までの報告3件につきましては報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本委員のうち1名が令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任1名を適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問第2号は討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、これを同意いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は同意することに決しました。

~~~~~

**日程第8 同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命について**

○議長 日程第8 同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本委員の山岸俊道氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、同氏を適任と認め、再任いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第7号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第7号は討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意

第7号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第7号 南陽市教育委員会委員の任命については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第7号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第9 議第39号 財産の取得について

○議長 日程第9 議第39号 財産の取得についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第39号 財産の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、冬季閉鎖している市道上野新田線、玉坂線の通年通行に向け、交通障害を最小限にとどめるため、定置式凍結防止剤散布装置5台を取得したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により御提案申し上げるものでございます。

なお、取得金額、取得の相手方などは、議案書記載のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第39号は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 質問させていただきます。

この5台をどのような形で、5台という根拠ですね。5台がベストなのか、それともまず試してみるのか、そしてどのような形で運用して、どこに置いてやっていくのか。通年施行のための冬季間というようなことですので、冬季間以外の運用については何か代用できるような使い方があるのか、その3点をお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、5台の根拠ということなのですが、本路線、上野新田線、玉沢線については全部で10基の装置を購入することを計画しております。令和5年度、本年度が5基、そして来年度、令和6年度が5基というふうな購入を計画しております。

それで、配置状況なんですけど、上野側から上ったほうと頂上を過ぎた川樋側ということになるんですけど、おのおの大体頂上付近ですかね、一番高いところ。あそこの前後につけるということになるんですけど、具体的には装置、粒状タイプって粒々のやつを散布するやつと、液体タイプということで、よく国道とかについているやつがあるんですけども、頂上付近、川樋方面に下るほうが液体タイプのほうの装置をつけるということ、比較的カーブが少ない上野側が粒状タイプということで配置を考えております。

なお、配置の根拠ということなのですが、通

常車のタイヤで引っ張り効果といいますか、引きずり効果は大体100メートルぐらいと言われていて、そのくらいで大体配置、8基から10基配置すると間に合うんじゃないかなということ考えております。

なお、冬季間以外のあともう一つ対策ということなんですけど、今年度と来年度で待避所を1回造って、雪を堆雪する場所を置いて、雪がたまったら排雪するというのも必要なんですけど、滑り止めということで、グルーピング舗装ということで溝が入っている舗装を、あるいは路肩側に安全なガードレールを設置ということ考えておりますので、それ以外の対策についてはなお、来年度の冬から通すことになるんですけども、それを見ながらまた考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 常任委員会、産建の中でもいろいろ話になると思うんですけども、あそこ、そもそもはいわゆるスーパー農道というふうな形でなっているわけです。当然ブドウの中でやって、ブドウ園がいっぱいあると。そこの中での散布剤のことで、いわゆる園地の保護というか、そういうふうな観点でも非常に大事なところだなというふうに思いますので、そこについて何か考えていることがあればお願いします。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

今あったように、塩害といいますか、園地に対する何かの害があるんじゃないかということで、粒状タイプ、液体タイプについても現在考えているのは非塩素系ということで、具体的に、粒状であれば酢酸カルシウムとあって、酢ですかね。酢酸のカルシウム、あと液状のやつは酢酸カリウム等の液体ということで考えておりま

す。

なお、先ほど答弁させてもらったとおり、川樋側、液体タイプについては粒状タイプに比べて例えば風で飛んでいくというのが少ないというふうに考えられておりますので、今のところはそういうふうななるべく環境の影響がないということで、その材料を選んでやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第39号 財産の取得については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり決しました。

~~~~~

#### 日程第10 議第40号から

#### 日程第12 議第42号まで計3件

○議長 次に、日程第10 議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12 議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人番号カードや多機能端末機等を活用し、印鑑登録証明書の交付方法を拡充するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第41号 南陽市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、多機能端末機等による諸証明書の交付に係る手数料の額を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、南陽東置賜休日診療所の診療日を追加するなど、所要の改正を行うため、条例を改正するものでございます。

以上、議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 議第40号についてちょっとお伺いしたいと思います。

これ非常に便利になるわけです。そして、安くできるということで大変いいわけですがけれども、そのいわゆる、例えば私の子供が学生で、住民票は南陽市に置いていて、東京に住んでい

る。東京のコンビニで、子供の要するに印鑑登録であったり住民票だったりをそれは発行できるというふうに今お聞きしているわけですが、その場合、そういった便利になることについて、特に学生を持っている親等についての、この11月1日以降これ制定になった場合に、どのような形での周知を考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市民課といたしましては、市報、ホームページ、フェイスブック等、あとまたLINEなどを活用しまして、市民の皆様方に広報のほうを考えております。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 周知方法はそういうふうになるわけですが、特に今私が申し上げたような県外に在住している学生等を持つ親に対して特別に何か考えているのかどうかお伺いしたいんです。

○議長 竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

特別にというふうな考えはございませんけれども、親御さんは多分南陽市にいらっしゃるのではないかなというふうに考えられますので、市報等々で丁寧に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 要望ですが、そのような形で具体的に、例えば県外でもこんな形でできるというようなことを分かるようにぜひ広報をお願いしたいと思います。

○議長 要望ですね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第13 議第34号から

日程第17 議第38号まで計5件

○議長 日程第13 議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第5号）から日程第17 議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算議案5件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第5号）から議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う職員人件費及び特別会計への人件費繰出金の整理、令和5年度の普通交付税の決定に伴う歳入の補正、令和4年度決算に伴う繰越金の確定とそれに伴う基金積立金の補正、その他、国県補助事業の採択、県総合交付金の確定、事業の進捗に伴い必要となった事業費の補正などであり、財源につきましては国県支出金、繰越金等で措置いたすものでございます。

また、地方債の変更をいたすものでございます。

次に、議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の主な内容は、事業勘定におきまして、

人事異動等に伴う職員人件費の補正のほか、決算確定に伴う償還金の補正などを行うものであります。

財源につきましては、繰入金及び繰越金等で措置いたすものでございます。

次に、議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の主な内容は、決算確定に伴う繰越金の補正と、一般管理費及び浴場管理費等の補正を行うものであります。

財源につきましては、公衆浴場使用料、繰越金等で措置いたすものでございます。

次に、議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、人事異動等に伴う職員人件費の補正、決算確定に伴う償還金及び基金積立金の補正を行うものであります。

財源につきましては、国県支出金、繰入金及び繰越金で措置いたすものでございます。

次に、議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、決算確定に伴う予備費の補正を行うものであります。

財源につきましては、繰越金で措置いたすものでございます。

以上、補正予算案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

**日程第18 予算特別委員会の設置について**

○議長 日程第18 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第34号から議第38号までの補正予算議案5件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第34号から議第38号までの補正予算議案5件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

なお、予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

~~~~~

日程第19 認第1号から

日程第26 認第8号まで計8件

○議長 日程第19 認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26 認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定議案8件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの8会計につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査をいただきまして、御提案を申し上げるものでございます。

第6次南陽市総合計画、第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を達成すべく、子育て支援、防災対策、産業振興など、市民生活に直結する事業を最重要政策に位置づけて事業を実施するとともに、財政規律の堅持に努めてまいりました結果、一般会計の実質収支は11億7,012万3,000円、また、特別会計の実質収支合計は1億9,775万3,000円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、市税や繰越金が増加したものの、コロナ対策事業の縮小により国庫支出金が減少し、また、養護老人ホームやすらぎ荘整備事業の終了などにより地方債が減少したことから、前年比で8.1%の減となっております。

歳出につきましては、新温浴施設整備事業や認定こども園施設整備事業などの大型事業が終了したことにより普通建設事業費が減少し、また、やすらぎ荘整備に伴う置広事務組合負担金、緊急経済対策事業などの補助費等が減少、さらにコロナ対策関連の事業費が縮小したことにより扶助費が減少したことから、前年比で9.1%の減となりました。

経常収支比率については、経常一般財源である普通交付税が減少したため、93.1%と前年度より4.9ポイント増加しました。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率は、さきに御報告を申し上げましたとおり、実質公債費比率については12.2%と前年比0.2ポイントの増加となりましたが、将来負担比率については122.5%と、基金残高の増加などにより前年比で4.6ポイント減少いたしました。

両数値とも早期健全化判断基準を大きく下回っておりますが、引き続き歳入の確保、歳出の削減に努めながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の強化を図ってまいります。

また、水道事業会計におきましては9,080万3,000円、下水道事業会計におきましては63万8,000円の純利益を計上しております。

なお、令和4年度における主要な政策につきましては、決算附属資料として別冊を配付させていただいておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員から決算の審査結果について報告を願います。

青木 勲代表監査委員。

〔青木 勲代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員 おはようございます。

市長から審査に付されました令和4年度各会計決算及び健全化判断比率等につきまして、その審査の結果を御報告いたします。

初めに、一般会計決算、特別会計決算、基金運用状況の審査結果でございます。

審査に付された各会計の決算、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、また、予算の執行についても全般的に適正と認められたところでございます。

なお、審査意見及び審査概要の詳細につきましては、お手元の意見書を御高覧いただきたいと存じますが、要約して申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入178億4,826万6,000円、歳出165億7,777万5,000円であり、前年に比べ、歳入で15億7,967万6,000円、歳出で16億5,513万9,000円それぞれ減少しております。

歳入歳出差引額は12億7,049万1,000円であり、実質収支額は11億7,012万3,000円の黒字、単年度収支額は1,302万1,000円の赤字であります。

歳入における自主財源は、73億3,325万7,000円で、前年に比べ5億7,535万3,000円増加しております。これは、市税が1億2,922万3,000円、繰入金が8,237万2,000円、繰越金が3億7,706万円増加したことが主な要因となっております。

依存財源は105億1,500万9,000円で、前年度に比べ21億5,502万9,000円減少しております。これは、地方交付税が1億2,936万6,000円、国庫支出金が10億9,605万8,000円、市債が8億1,620万円減少したことが主な要因となっております。

不納欠損額は637万2,000円で、前年に比べ934万9,000円減少しました。そのうち市税の不納欠損額は622万8,000円で、97.7%を占めております。

市税を初め収入未済額は、督促、保全、その他の必要な措置を取り、適切に管理し、不納欠損処分に当たっては、負担の公平性や歳入確保の観点を基本としながらも、滞納者個々の状況

を十分に調査、把握の上で、適切かつ速やかに対応していただきたいと考えます。

市債残高は149億5,480万7,000円で、発行額が減少し、償還額が増加したことから、前年に比べて5億1,037万8,000円減少しております。

今後も、将来における償還能力等を考慮しつつ、発行額や償還計画による残高の適正な管理に努めていただきたいと考えます。

歳出の科目別では、前年度に比べ農林水産業費、教育費、公債費等が増加し、総務費、民生費、土木費等が減少しております。構成比は、民生費が31.9%、総務費が20.3%。教育費が10.4%などとなっております。

性質別では、義務的経費が44.5%、任意的経費が55.5%となっております。扶助費や補助費等、投資的経費が減少しており、歳入においても事業の特定財源となる国庫支出金や市債などが減少しております。

また、特別会計の決算総額は、歳入74億1,941万9,000円、歳出72億2,166万6,000円で、前年に比べ歳入で2,178万3,000円減少し、歳出で1,706万1,000円増加しております。

歳入歳出差引額は1億9,775万3,000円の黒字で、実質収支額も同額であります。

不納欠損額は856万7,000円で、前年に比べ801万8,000円減少しました。主なものは、国民健康保険税783万8,000円、介護保険料65万3,000円などとなっております。

収入未済額は1億513万4,000円で、前年に比べ386万3,000円減少しております。一般会計同様に、適切な措置を講じ、未収金の解消に努めていただきたいと考えます。

全般的には、依然として財政基盤に余裕があるとは言えない状況ではありますが、今後とも一層の財源確保と、財務事務の適切な執行、加えて市債や基金の管理により、市民福祉の増進に寄与されるよう望むものであります。

次に、公営企業会計の審査結果を申し上げます。

す。

審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算の計数についても正確であると認めたところでございます。

なお、審査意見及び事業概況の詳細につきましては、お手元の意見書を御高覧いただきたいと存じますが、要約して申し上げます。

水道事業会計では、給水人口が425人減少したものの、給水件数が68件増加しており、有収率は80.2%と前年度より4.0ポイント下降しました。今後も老朽管の更新や漏水調査等に取り組んでいただきたいと思います。

収益的収支の決算額は、税抜きで事業収益7億7,199万円、事業費用6億8,118万6,000円で、差引き9,080万3,000円の純利益を計上しています。

水道料金の現年度分収納率は98.1%で、前年度より0.3ポイント上昇し、過年度分収納率は29.9%で、前年度より3.8ポイント上昇しております。

水需要については、今後さらに厳しい状況が続くものと思われませんが、安全で安心なおいしい水の安定供給の理念の下に、よりよい水道サービスに努めていただくよう望むものであります。

また、下水道事業会計では、処理区域内の人口は前年度に比べ156人減少しておりますが、水洗化率は87.8%と前年度より0.8ポイント上昇しております。また、有収率は85.1%であり、今後とも事業の啓蒙による水洗化率の向上と、不明水対策による有収率の向上を望むところであります。

収益的収支の決算額は、税抜きで事業収益9億4,626万9,000円、事業費用9億4,563万2,000円で、差引き63万8,000円の純利益を計上しております。

下水道は快適な生活を支える重要なライフラインであることから、これまで同様に経営の健全化と計画的かつ効率的な事業運営に取り組みられるよう願うものであります。

最後に、健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びに比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認めたところでございます。

なお、審査意見の詳細につきましては、お手元の意見書を御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 青木 勲代表監査委員の報告が終わりました。

お諮りいたします。決算についての質疑は、決算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

## 日程第27 決算特別委員会の設置について

○議長 日程第27 決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。認第1号から認第8号までの決算認定議案8件を審査するため、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。



認第1号から認第8号までの決算認定議案8件は、ただいま設置いたしました決算特別委員会に付託いたします。

なお、決算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして、本日の日程は全て
終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時51分 散 会

令和 5 年 9 月 4 日（月曜日）

本 会 議

令和5年9月4日（月）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和5年9月4日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
板 垣 幸 広	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観 光 振 興 主 幹
寒河江 英 明	農 林 課 長	長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長
川 合 俊 一	建 設 課 長	遠 藤 晃 司	上 下 水 道 課 長 補 佐
高 橋 宏 治	会 計 管 理 者	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 澤 文 明	監 査 委 員 事 務 局 長
山 内 美 穂	事 務 局 長		
	農 業 委 員 会 長		
	農 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	小 阪 郁 子	庶 務 係 長
丸 川 勝 久	書 記		

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、長濱洋美教育長及び佐藤和宏上下水道課長が都合により欠席する旨、通知がありました。上下水道課長に代わり、遠藤晃司上下水道課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は6名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員 質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。

特に毎回1番を狙っているわけではないので

すけれども、凶らずも毎回1番になっております。よろしく願いいたします。

先日、バスケットボールの世界カップで、男子チームが48年ぶりに自力でオリンピック出場を決めました。私は、中学、高校とバスケットボール部に所属していましたので、土曜の夜は、自宅のテレビ観戦で家族と共に大興奮の夜でした。

思えば、私の学生時代は、練習中に水分を取ることを制限されていた時代で、夏の合宿では、蒸し暑い体育館の中で、それこそふらふらになるまで練習をしたものです。今振り返ると、よく誰も熱中症にならずに無事に練習を行っていたと思いますけれども、きっと、当時あれほど暑いと感じていた夏は、今の夏よりもずっと涼しかったのかもしれない。

7月27日にWMO、世界気象機関などが、7月の世界平均気温が過去最高の値を更新したことを受け、国連のグテーレス事務局長は、今後、世界では異常気象がニューノーマルになりつつある。地球温暖化の時代が終わり、地球沸騰化の時代が到来すると発言し、急激な温暖化の進行に強い危機感を示しました。

そして、この翌日の7月28日には、米沢市内の中学校で部活動帰りの女子生徒が、帰宅途中で熱中症の疑いで倒れている状態で発見され、搬送先の病院で死亡が確認されるといった非常に痛ましい事案が発生しています。

私は、以前から一般質問の場で、ここ数年の暑さは異常であるため、熱中症の対策が急務であるとの発言を行ってきましたが、専ら体力的に未熟な幼児や体力の衰えた高齢者に着目した提言を行っており、今回のように中高生が死亡に至るような状況は想定していませんでした。

しかし、現在のような気象状況では、従来の高齢者や幼児への対策と併せ、児童生徒への対応策も急務であるとの視点から、以下の質問を行わせていただきます。

まず、熱中症の発生状況及びクーリングシェルターの利用状況について伺います。

6月定例会で私が提唱させていただいたクーリングクーシェルターが、市長の御英断により、県内ではいち早く8月より開設されました。これは非常にありがたいことで、市民の健康と安心につながると期待しているところですが、できることだったら、もう少し早くしていただければと、ちょっと考えております。できれば7月1日ぐらいから開設し、もっと大々的に広報していただきたかったと、少なからずも残念な思いも感じております。このことを踏まえ、次の質問を行わせていただきます。

最初に、本年度8月までの熱中症の月別発生状況について、どの程度だったかお聞きします。

次に、各施設でのクーリングシェルター利用の状況はどのような状況だったのかお伺いいたします。

3番目に、今後、現在開設している公共施設11施設から増やすことは考えているのでしょうか。

4、本原稿を作成していた時点では、まだ民間施設への展開はなされていませんでしたが、今後、民間施設などへのさらなる展開は考えているのでしょうか。

次に、児童生徒への対応策について伺います。

今回の米沢市での悲しい事故を受け、米沢市では何点かの対策案を発表しました。その対策とは、遠距離通学の生徒へバス定期券の全額補助。冷感タオルや日傘の使用を許可する。あとは、水筒以外にペットボトルの持込みも許可すると。粉末タイプを含め、スポーツドリンクの持込みを許可する。計測器を、これは熱中症の計測器ですけれども、計測器を市内全中学校の部活動に配布し、暑さ指数の測定を徹底する。熱中症アラートの発令時には、全ての中学校で全部活動を中止すると、以上の内容でした。これを受けて、以下の質問を行います。

最初に、本市では、特に休日や夏季休暇時の遠距離通学生徒への部活動について、どのような対応を行っているのでしょうか。

2番目に、米沢市では、今まで運動会など以外で水筒に入れる飲物を麦茶などに限定していたようですが、本市の状況はどうでしょうか。

3、本市での暑さ指数計の配布状況は、どの程度になっているのでしょうか。

4、熱中症が疑われる場合の対処方法などについて、教員の方への講習や指導などは適切に行われているのでしょうか。

次に、市民プールの状況について伺います。

この夏は、市民プールが熱中症事故未然防止のために、気温と水温を足した数値が65度を超えた場合、遊泳禁止となり、その結果、ほとんど毎日遊泳禁止の状況となっていました。私が子供の頃には、夏休みは毎日プールへ通い、毎年赤湯のお祭りで開催された日焼けした黒さを競う大会に出ることが非常に楽しみでしたので、熱中症を防ぐためとはいえ、子供たちの夏の楽しみが奪われることは、非常に悲しいと感じているところです。このことを踏まえ、次の質問を行います。

プールの南側に日よけネットなどを仮設し、強過ぎる日差しを和らげるなどの対策を行うことで、プールの水温上昇を抑えることはできなかったのでしょうか。

次に、安全性が一番大事であることは十分承知していますが、子供たちの笑顔のために、何がしかの対策を考え、試したことはあったでしょうか。

続いて、再生可能エネルギーの利用について伺います。

今後ますます地球の温暖化が進み、再生エネルギーの利用促進が必須となっていきます。本市でもゼロカーボンシティ宣言を行い、庁舎に太陽光パネルを設置するなど、積極的に再生可能エネルギーを利用する機運が高まっているこ

とは、時代の要求に応える施策であると考えています。

一方、本市では水資源に乏しく、水力発電は難しいと考えられていたのですが、近年、特に西日本の自治体を中心に、水道水の流れる力を利用したマイクロ水力発電というものが普及しつつあり、その自治体数は徐々に増えてきているようです。このことを踏まえ、次の質問を行います。

1、このマイクロ水力発電は、大手エアコンメーカーの子会社が開発し、自治体の負担ゼロでの設置、保守管理まで全てメーカーが行い、売電収入を自治体へ部分還元するというビジネスモデルとなっています。このような事業について検討を行った経過はあるのでしょうか。

2、マイクロ水力発電の設置件数は、2021年9月の段階で、全国で30か所、契約済みのものを含めると46か所で、近隣では福島市の水道局でも採用されているようです。今後、このような事業を検討することはできないでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願いたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、児童生徒への熱中症対策についての御質問につきましては、学校教育課長より答弁いたさせますので、御了承願います。

初めに、異常気象に伴う熱中症の対策についての熱中症の発生状況及びクーリングシェルの利用状況についての1点目、本年8月までの熱中症の月別発生状況についてでございますが、5月は2名、6月はゼロ、7月は6名、8月は11名で、合計19名となっております。

次に、2点目、各施設でのクーリングシェル

ターの利用状況についてでございますが、各施設とも市民が気軽に利用できることを優先し、利用者名簿の記載等を求めておりませんが、はっきりした数字では申し上げられませんが、えくぼプラザで毎日4から5名、シェルターなよろホールで毎日10名以上、防災センターやワトワセンター、健康長寿センターで、初日からこれまでそれぞれ10名程度の利用があったとお聞きしております。

次に、3点目、今後の施設数の増加及び4点目、民間施設などへの展開についてでございますが、8月4日から11の公共施設をクーリングシェルターとして開設し、新たな公共施設として、赤湯駅待合室をクーリングシェルターとして開設しております。

また、民間施設に関しましては、赤湯温泉旅館協同組合様、熊野大社様、マックスバリュ様、ヨークベニマル様、ヤマザワ様の御協力をいただき、赤湯温泉観光センターゆーなびからこころ館や熊野大社證誠殿、各スーパーの休憩所・イー トインスペースにクーリングシェルターを開設していただいたところでございます。

今後も必要に応じ、新たな施設でのクーリングシェルの開設について、民間事業者に協力を呼びかけてまいります。

次に、市民プールの状況の御質問の1点目、日よけネットの設置についてでございますが、現在のところ、議員御提案の設備等はございませんが、利用者の熱中症予防のため、テント2張りおよびよしずを用いた日陰の休憩スペース2か所を設置し、休憩時間においては日陰で休み、水分補給を行うよう促しているところでございます。

今後、休憩スペースのさらなる増設を行うとともに、プールを覆う日よけネット等については、設置が必要かどうかを含めて研究してまいります。

次に、2点目、可能な限り遊泳禁止としない

ために行った対策についてでございますが、気温と水温の合計値が65度以上となり、午後のみ閉鎖とした19日間については、午前中は水道水を適宜注入し、水温上昇を抑制する対策を行いながら、休みなく開設したところです。

また、プールを閉鎖とした日の多くは、熱中症警戒アラートが発令され、プールの利用時だけでなく、行き帰りにおける熱中症も不安視されることから、利用者の安全確保のために、午後から遊泳禁止とした措置でございます。

次に、再生可能エネルギーの利用についての1点目、マイクロ水力発電の検討についてでございますが、議員の御質問にございますマイクロ水力発電のビジネスモデルにつきましては、検討したことはございませんが、以前、本市水道施設を利用した小水力発電について検討した経過はございます。

小水力発電については、発電ポテンシャルとなる流量、落差が小さく、有効な発電電力を得ることは困難であり、設置については難しいと認識しております。

次に、2点目、今後の検討についてでございますが、水道施設で発生する水流のエネルギーを発電に有効活用することは、温室効果ガスを抑制するとともに、経営の効率化につながるものと考えられますので、マイクロ水力発電のビジネスモデルをはじめ、最新技術につきまして調査研究を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問の2点目、児童生徒への熱中症対応策についてお答え申し上げます。

初めに、1点目、休日や夏季休暇時の遠距離通学生徒への部活動についての対応でございますが、本市では、国の基準において遠距離とさ

れる通学距離が6キロメートルを超える場合、休日や夏季休業時の部活動におきましても、通常登校日と同様、スクールバスを利用したの登下校となっております。

次に、2点目、運動会など以外で水筒に入れる飲物についての本市の状況についてでございますが、水分補給等の対策といたしまして、保護者の御理解と御協力を得ながら、水やお茶の入った水筒を持参する対応を基本としております。ただし、気温が高い時季や部活動時など、状況に応じてスポーツドリンクも認めているところでございます。

次に、3点目、暑さ指数計の配布状況でございますが、市内各小中学校に配備しております。暑さ指数の数値が表示される指数計は、移動式、または固定式のものがあり、小学校7校合計で46個、中学校3校合計で25個、全部で71個備えている状況でございます。

次に、4点目、教員への講習や指導についてでございますが、熱中症事故防止についての通知文を発出し、市内各小中学校と情報の共有を図り、併せて南陽市教育委員会における熱中症対策ガイドラインも作成し、各教員への周知徹底を図っております。

各学校におきましては、それぞれの実態に応じ、通知やガイドラインに基づき、危機管理マニュアル等を見直し、予防措置から万が一の熱中症発生時の対応まで全教職員で共有し、児童生徒の命を守る具体的な取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ありがとうございます。

まず、では、熱中症の発生状況についてから、まず質問させていただきます。

私、今回ちょっと調べたところ、8月27日の時点で山形県での熱中症の発生状況が912名と

ということで、過去最高ということですよ。県の資料を見たところだと、こちらにあるんですけども、熱中症のほうの発生については、最高気温との相関が非常に高く見られるんですね。

これ、そういう形については、そういうような相関関係とか、そういうものについては、市のほうでは把握されているんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、答弁させていただいた搬送者につきましては、消防署のほうからの資料を用いておりますけれども、そういった相関等について、こちらのほうで調査、あるいは把握をしているということはございません。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 まだ、今のところ未調査だということなんですけれども、こういうのってやっぱり、まず原因、熱中症になるのは暑いからというのは当たり前なんですけれども、それ以外にも原因とか、そういうのをちゃんと調査しないと、なかなか対策って取れないと思うんですね。

以前から言っているように、クーラー、空調設備があるかないかという部分もあると思いますし、そういう部分で、いろんな調査をまず行っていただきたいと思うところです。

というのは、何回も言いますが、原因が分からないと対策打てないと思うんですよ。どんなことでもそうなんですけれども。原因が分かればおのずと対策は決まってくるというのが通常ですので、ぜひ調査していただきたいと思うんですけれども、今後の調査については、いかがお考えですか。

○議長 高野総合防災課長。

○総合防災課長 お答え申し上げます。

ただいまの御提案をいただきましたので、こちらのほうで、当市における搬送事案も含めて調査をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そんなに難しいことではないと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。今年の夏は暑かったと、いつもの年より熱中症が多かった。いつもより暑い夏だったから仕方がない、だけだと、そこから先進まないで、ぜひちゃんと調査をしていただいて、来年以降に生かしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

次、クーリングシェルターについてですけども、先ほども壇上で申し上げましたけれども、時期的に早い、遅いといった部分で多少思うところはありますけれども、クーリングシェルターを設置していただいたことは非常にありがたかったなと思いますし、すごい評価もできると思うんですけれども、ただ、せっかくの施策も、市民が知らないようでは意味がないんじゃないかと思います。

今回、県内でも早い段階でクーリングシェルターのほうを設置していただいたということで、県内の各メディアに多く取り上げられまして、一定の広告効果のほうがあったと思うんですけれども、まだまだ知らない市民が多いと思うんですね。先ほど御答弁いただいた内容でも、それほど利用されていることが多くないという部分もあって、なかなかやっぱりまだ知れ渡っていないのが現状じゃないかなと思います。

ぜひ、その辺は、来年以降も継続していただきたいような施策でありますので、ぜひ来年に向けて、市民が誰もが知るような施策になるような工夫をしていただきたいと思うんですけれども、今のところ考えていることはあるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 　ただいまの御質問にお答えいたします。

　当市で今回クーリングシェルターを設置したのが8月4日からというふうなことがございまして、市報の関係との校了日と微妙なちょっと調整といいますか、そこに載せることができませんでしたので、各地区長さん等に文書をお願いをしたというふうな経過がございます。

　また、SNS等で発信をいたしましたけれども、今後、今年の経過も踏まえまして、来年度につきましては、今議員から御指摘あった周知の部分についても、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

　以上でございます。

○議長 　3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 　ぜひお願いしたいなと思います。せっかくいいこととしても、誰も知らないようでは全く意味ありませんので、できるだけ多くの人に知っていただいて、御利用いただけるような工夫のほうをぜひお願いしたいと思います。

　今回、クーリングシェルターに指定された場所というのは、比較的人が多い場所が多いため、周辺部、郊外に住む方というのはなかなか利用できない部分もあると思うんです。

　全ての地区でというのはなかなか難しいとは思いますが、例えば半径1キロ以内ですとか、そういうふうな感じで範囲を指定して、その中で最低1か所ぐらいの感じで、地区のコミュニティーセンターですとか、そういうところを何とか開所できないのかなと思うんですけれども、職員がいない、誰も人がいないという部分でなかなか難しい部分があるとは思いますが、結局今の状況だと、そこにクーリングシェルターがあると分かっている、移動手段がない方がいらっしゃるんですよ。

　例えば免許返納された高齢者の方であるとか、

あとは、先ほど学校教育課長からありましたけれども、子供たちが部活動の帰りに、6キロというと結構長いですよ。私のうちから宮内まで4キロぐらいなんですけれども、4キロ以上、6キロというと結構遠いと思うんです。そうすると、そこまでに至るまでに、もう熱中症で倒れちゃう子供もいると思うんですよ。そうしたときに、ところどころに休めるところがあればすごくいいんじゃないのかなと思うんですけれども、そういうような形で、例えば幹線道路に沿ったところに、1キロごととか2キロごとぐらいに多少休めるところがあればいいのかなと思うんですけれども、その辺について検討することはできないでしょうか。

○議長 　高野総合防災課長。

○総合防災課長 　ただいまの御質問にお答えいたします。

　今回クーリングシェルターとして開設したところにつきましては、議員のほうからも御指摘ございましたけれども、人がいて、空調の、クーラーとかの設備があって、すぐに取り組みるところ、御協力のいただけるところを対象にしてまいりました。

　来年度以降、こういった継続をしていく際に、一つは、今の私どものほうの考えで申し上げますと、やはり涼しいところがあって、そこに案内ができるというふうな体制ができているところというふうなことになりますけれども、例えば、そういったクーリングシェルターという涼みのほうだけではなくて、子供全般の安全確認とか、そういったことも含めて、いろいろな対応を取れないかどうかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 　答弁を求めます。

　市長。

○市長 　今、課長が申し上げたとおりなんですけれども、公共施設の場所は限られていると。これ以上、公共施設を増やすことはできません。

一方で、必要な数が、例えば何キロごとに必要かというのは、これもまたデータがないと、はっきりとしたことを行うことはできないわけですが、短い距離にあったほうが良いということは間違いがないわけで、そういう意味で、民間事業者への御協力の呼びかけを行っているということですので、特に通学路沿いでありますとか、そういうところを重点的に協力を呼びかけていくというのは考えられるかなというふうに思っています。

あと、移動のお話がありましたけれども、これは、子供のようにどうしても登下校で外を歩かなければいけないという場合に、クーリングシェルターを御利用いただきたいわけです。自宅からわざわざクーリングシェルターに来るということではなくて、遠い方については、できれば自宅でエアコンや扇風機を適切に使っていただきたいと考えております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長のお話を今伺って、そのとおりだなと思うんですけども、自宅のほうで適切に空調をかけて、扇風機なり使って涼んでいただきたいというのも、全くそのとおりではあるんですけども、ただ、現実的に空調の設備がうちにない方もいらっしゃるわけですよ。経済的な理由で、そんなものつけられないよという人も中にはいるわけです、全員ではないですけどもね。

どこまで救うのかという話にはなるとは思うんですけども、特に年齢のいつている方、高齢者の方で、もともと暑くなかったんでエアコンなんかつけていないよといううちの方が、まだ数多くいらっしゃると思うんです。そういう人がやっぱり一番熱中症のリスクが高いと思いますので、その辺についても、多少、そんなに大々的じゃなくていいんですけども、多少考えていただきたいなという部分はあります。

通学路沿いのという部分で考えますと、私が

例えば今住んでいます沖郷地区でいうと、沖郷地区って結構広いんですよ。今、スクールバスは梨郷のほうまで走っていますけれども、そうすると、梨郷まで行く間の道というのは、ある程度人も通りますし、最悪スクールバスで途中で降ろしたり乗っけたりということも可能だとは思いますが、もう一本、高梨のほうから宮崎、露橋、あちらのほうに抜ける道があるんですけども、あっちのほうはスクールバスが通らないんですよ、たしか。そうすると、何かあったときに助けるというか、乗けるわけにもいかない。やっぱりどうしても幹線沿いに何か所かあったほうがいいんじゃないのかなと思うんです。

特に郊外になってくると、民間施設というか民間の事業者の方も、なかなかそんなにいっぱいいないんですよ。そうなったときに、民間の事業者の方に協力いただけるというのが一番ありがたいとは思いますが、何にもないようなところでは、やはり地域の公民館というのが一番話早いというか、簡単だとは思いますが、ただ、なかなか人がいないという部分はあるとは思いますが、それについて、いろいろ工夫をしながらでも、民間事業者がないような部分に関しては、そういう部分で何とか補っていただきたいなと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 公民館は常時人がいないと、これについては、動かしようがないわけです。であればどうするかというのは、やはり一番可能性があるのは、住民の方に御協力をいただけるというのが一番望ましいのではないかなと思っています。

見守り隊的な、地域の110番の掲示をされている御家庭もごございます。そうした意味でも、今までの防犯上のそういった見守りに加えて、

熱中症対策での住民の御協力をいただいた見守りというの、今後必要になるかと考えております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そういう形で対応できれば、すごい一番ありがたい、いいと思うんですけども、ぜひ来年以降、そういう見守り隊ですとか、そういう方の御協力がいただけるように、市のほうからも発信していただきたいなと思いますので、それについてはよろしくお願ひします。

話があっちこちになっちゃうんですけども、児童生徒の対策について、ちょっと一つ聞きたいなと思うんですけども、通常の登校日には、ある程度スクールバスで対応可能だとは思いますが、現在のスクールバスというのは、学校統合のときに廃校となった地域のほうをカバーするために走らせているようなところが結構多いんじゃないかなと思うんですよ。

6キロ以上で遠距離通学というふうに言われるということだったんですけども、6キロって遠いですよね。私、個人的には思うんですけども、二、三キロでも結構だと思うんですけども。うちはちょうど市役所の近くにありますが、うちから沖郷小学校までで大体2キロ弱、2キロぐらいあるんですね。それでも結構遠いとは思いますが、6キロという結構だから、なかなか熱中症の予防にはならないんじゃないかなと思うんですけども、その6キロの基準というのは国で定めた基準だとは思いますが、それに関しては、もうちょっと柔軟に対応することはできないんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの基準の6キロというのは、御質問にありまして、国のほうで定めている基準でありまして、南陽市のほうにつきましては、南陽市のスクールバス運行管理規則というものがございまして、そちらの中で、それぞれのスクールバスを対応している学校の生徒で、乗れる対象の児童はこの地区ですよというのを定めておりますので、必ずその6キロにこだわっているというわけではございません。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 であれば、例えば今の現状ですけれども、6キロにこだわらずに地域が決まっているというわけですが、その間にある、例えば運行の途中にある地区については、例えば通常の登下校じゃなく、部活動で使う部分については、そんなに人数乗らないわけですから、途中途中で降ろしたり乗ったりということも可能なんではしょうか。

○議長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えいたします。

先ほどの御質問にありまして、南陽市のスクールバスについては、基本的には統合の際に、それぞれの通学の距離が遠くなった児童を対象に、基本的には整備されているものでございます。

その規則の中で定めてある地域の方しか乗せていないということがあるんですけども、ただいまの御提案の中で、例えば、じゃその運行ルートの途中にある児童を乗せましようかというふうになったときに、じゃそのほかの地域の子はどうなるんだというふうなことも出てくるかと思っておりますので、そこは全体的なバランスを見ながら考えていかなければならない問題かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 課長がおっしゃるとおりだと

思うんですけれども、あつちはいいけれどもこっちは駄目と言えないというのも分かりますし、それはなかなか難しいとは思うんですけれども、今後始まる部活動の地域移行という話があるじゃないですか。そういうことが起きたときに、指導者になる人がいなくなるんじゃないかと心配しているんですよ、まず。

今回、米沢で起きた事案のときにも、学校の先生が、熱中症アラートが出て、暑さ指数計で計っていなかったとかという問題で、結構言われていましたよね。そうすると、指導者のほうに負担がかかるんじゃないのかなと思うんですよ。例えば、人の命まで預かるような状況ではとても指導員なんかできないよという人も出てくる可能性もあると思うんです。そうすると、地域移行なんかできなくなっちゃうわけじゃないですか。

それについて、やっぱりある程度フォローしてあげないと、今後、地域移行って難しくなってしまうんじゃないかなと思うんですよ。その辺についてはどう考えますか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

休日部活動の地域移行に関しまして、検討委員会で今話を進めているところでございますが、その中でも、指導者の研修についても話題になっておりまして、そちらも適宜実施していく予定でございます。

その中には、児童生徒の安全に関わることにしても必要、必須の事項になると考えておりますので、通い方、活動中なんていうことの中での安全、指導についての研修、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 研修も確かに必要だとは思いますが、現実的に登下校のときのリス

クを考えて、例えばリスク、登下校もそうですし、部活動中の暑さに対する考え方とか、そういう部分に関して、ある程度フォローできるところはフォローしてあげないと、指導者もなかなか指導できないんじゃないのかなと。自分が例えば何か教えろと言われたときに、人の命まで関わるようなことできないよとなっちゃうような気がするんですよ。

なかなかそこら辺って難しいとは思うんですけれども、だから、暑い時期、ふだんはいいとは思うんですけれども、特に暑い時期、夏休み中ですか7月くらいから9月の頭くらいまでの間とか、そういう短期間でもいいので、何とかその辺の暑い時期の送迎という部分を考えてあげたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺を何か工夫できるようなことはないでしょうか。

○議長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、スクールバスの送迎については、やはり全体的なバランスを考えて運行するというのが大切かと思しますので、特に熱中症のやはり対策については、どういうふうになると起きて、どうすると予防できるのかということを一一人に理解をしていただいて、対策を実行していただくということが一番大事なのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 熱中症の予防については分かるんですけれども、例えば先ほど学校教育課長が言われたように、例えば水筒には通常水とかお茶とか、部活動の中ではスポーツドリンクも認めることもありますよみたいな感じだったんですけれども、科学的に言って、体の塩分濃度が下がると危険性があるわけじゃないですか。と考えたときに、お茶や水では塩分摂取ができ

なくて、かえって危険だということもあるんですよね。

科学的な知見に基づいて、もうちょっと柔軟にスポーツドリンク使ったほうがいいんじゃないのかなとは思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

現在、議員御指摘のとおり、その時期に応じて各学校で柔軟に対応しているところでございます。

そのほかに、部活動が終わってから下校するまでの間、冷房の効いたところで若干休んでから帰すであったり、下校途中に適宜水分補給をして帰すように指導していたり、それから、先ほど市長からお話いただきましたが、見守り隊の方に御協力いただいて、体調が優れない、異変が生じたなんていう場合は、すぐに相談するというような指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 もう一点、ちょっとお願いしたいことがあるんですけれども、今回、問題上がった事案だと、米沢の問題だと、生徒が倒れて誰も助けてくれなかったと。そのまま時間がかかってということだったと思うんですけれども、例えば携帯電話とか持っていれば、もうちょっと対応が違ったのかなと。あと、今何度か管理課長のほうからも話ありましたが、送迎の問題も、例えば携帯電話を持って、携帯電話でうちの人に電話して迎えに来てもらうとか、送迎してもらうとか、そういう方法もあると思うんですよね。

考えると、今、多分、携帯電話って持込みできないような状況になっているとは思うんですけれども、ある程度管理した上で、携帯電話の

持込みというのにも考えるべき時期に来ているんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市内各小中学校では、基本的に一斉に携帯電話やスマートフォンの持込み等を認めている状況ではございません。しかしながら、御家庭の状況や当該児童生徒の心身の状況から必要と認められる場合、保護者の方の申出を受けまして、合意形成を図りながら認めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 できればもうちょっと柔軟な対応があってもいいのかなとは思うんですよね。確かにSNSでのいじめの問題とか、いろいろ難しい問題もあるとは思うんです。ただ、これだけ暑い状況が続いて大変だというときに、やっぱり連絡しようがないと。

昔は、あっちこちにそれこそ公衆電話があって、緑の電話があっちこちにあったりして、テレホンカードなり10円玉を持っていれば、あっちこちで電話することもできたんでしょうけれども、最近、携帯電話が普及してから、そういう公衆電話ってなくなっているじゃないですか。そうすると、何かあったときに、非常時に連絡のすべがないんですよね。

それを考えると、ある程度もうちょっと柔軟に考えてもらってもいいのかなとは思うんですけれども、それについて保護者の方と話し合っていたら、協議することはできないんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 発達段階に応じて、様々状況も違うと思いますが、各学校と議論を重ねて検

討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ぜひ、携帯電話って実際のところ、これもよく分からないですけれども、全国的にはかなり普及しているとは言われているんですね、子供の中でも。学校には持ち込めないというだけで、うちでも使っている子も結構いると思いますし、実際はそういう形になっていますので、そろそろ真面目にというか、そろそろ議論をして考えて、検討していくべき時期に来ていると思いますので、ぜひその辺は、学校側としても、保護者等と話し合っ、適切な状況で持込みが可能になるように検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、マイクロ水力発電について、例えばこれを導入を考えたときに、何か問題になることってあるんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐 ただいまの質問にお答え申し上げます。

支障となることはあるかというようなことでございますが、それらを含めまして、本市の水道施設の現状、流量、落差等のことを踏まえまして、導入の可能性につきまして、最新技術の動向を注視しながら調査研究を今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そうですね、ぜひお願ひしたいなと思います。

何でもかんでも新しいことに飛びつけばよいというわけではないんですけれども、再生可能エネルギーにかかわらず、新しいことに挑戦するのはいいことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

特に、今回御紹介しましたマイクロ水力発電

については、費用対効果は結構高いと思いますし、新しい技術とはいいいながら、数年前からもう50か所近くの施設で採用されていますので、安全性とかに問題がないと思われるような技術であります。リスクも比較的少ないと思いますので、ぜひ御検討のほうをお願いしたいなと思います。

これで私の質問のほうを終了します。

○議長 以上で3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

午前10時45分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長 再開いたします。

島津善衛門議員質問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 4番、保友クラブ、島津善衛門です。

イギリスに本部のあるチャリティーズ・エイド・ファンデーションという慈善団体が「世界寄付指数」という人助けランキングの報告書を毎年公表しています。100か国以上の人々を対象にしたインタビュー調査の項目は、この1か月間の間に、見知らぬ人、または助けを必要としている知らない人を助けたか、慈善団体に寄附をしたか、ボランティアをしたかの3項目です。

最新の2022年度の総合順位で、トップはインドネシア、2位ケニア、3位はアメリカでした。人助けランキングというと、金銭的に余裕のある先進国が上位に入りやすいと思われるかもしれませんが、そうではないようです。日本は、ビリから2番目の118位でした。項目別ランキングでいえば、人助けが118位、寄附が103位、

ボランティアが83位、人助けと寄附が特に低い傾向にあります。この報告書によれば、日本は、世界的に最も人助けや寄附をしない国だということになります。

日本に来た外国人がびっくりする光景の中に、大きな荷物を抱えて駅の階段がなかなか上れず、途方に暮れているお年寄りを見ることが上げられています。海外だったらすぐに誰かが声をかけ、助けてくれるといいます。一体なぜこのような結果になるのでしょうか。日本人は人に親切な国民のはずではないのでしょうか。

世間学という学問があるそうです。この立場からいえば、日本には特有の問題があり、その理由は、日本における世間と社会の二重構造という点から考えるべきだといいます。

ここで言う世間とは、顔見知りの人がつくる関係であり、社会とは見知らぬ人がつくる関係と定義されています。この二重構造があるために、日本人は、顔見知りの人ならば身内と呼んで親切にするし、助けますが、社会が建前にすぎないために、見知らぬ人は赤の他人と呼び、ほとんど無関心で、助けることをしないとのこと。単純に言えば、駅の階段で困っているお年寄りを助けないのは、その人が自分の世間に属する顔見知りの人ではなく、社会に属する見知らぬ人だからということになります。

また、世間の中には、お中元、お歳暮に代表されるお返しルールがあるために、無償の贈与が成り立ちにくいという問題もあるそうです。贈与慣行があった欧米では、現在、このお返しルールは存在しません。キリスト教会がそれを否定したからです。イスラム教も仏教もお返しルールを否定し、お返しは来世にありますとしています。

日本で寄附などの無償の贈与の文化が育たなかったのは、現在でも見返りを求める有償の贈与、すなわちお返しルールが強固に残っているからだといいます。

日本は、誹謗中傷大国だと言われます。しばしば実名での寄附がインターネットでたたかれるのも、この二重構造と関係があり、世間には、みんな同じでなければならないとする、日本に特有の出るくいは打たれるルールがあるため、妬み意識が極めて強く、寄附の大きな障害になっているということだそうです。

タイガーマスクの主人公、伊達直人を名のってランドセルを送るタイガーマスク運動が全国に広がりました。大きな流れとなったのは、伊達直人という匿名の寄附だったからで、これももし実名であったら、売名行為とたたかれた可能性があります。

では、私たちはどうすればよいのでしょうか。無論、日本人は他国と比べて特に意地悪なわけではありません。世間の人間同士は助け合うのですから、これを世間だけでなく社会に広げればよいのです。思い出していただきたいのは、2011年の東日本大震災以降のボランティアの活躍です。こうした災害などのボランティアの積み重ねがこれまで続いてきた世間と社会の二重構造に風穴を開けることにつながるのではないかと思います。これからの南陽市を支える市民の矜持を考えると、このような学問をひもといて再度考えるのも重要なのではないかと思います。

では、さきに通告してあります質問をいたします。

1、マイナンバーカードのトラブル対応。

マイナンバー制度に関する問題が噴出しています。マイナ保険証に別人の情報が登録されていた。公金受取口座に別人が登録されていた。マイナポータルで別人の情報が閲覧可能になっていた。マイナポイントが別人に付与されていたなどです。全国各地で新しい問題が発見される影響で、制度への不信感が広まり、内閣の支持率低下の一因にもなっています。原因はそれぞれ異なりますが、いずれも個人情報为他人に

見えてしまう深刻な不具合です。

この事態を市民の方々はどう見ているのでしょうか。マイナカードを持っている人、どきっとしたけれども様子見という感じ、安心して使えるようにしてほしい、怒り心頭ですね、個人情報扱うのにあまりにも無神経というか。マイナカードを持っていない人、やっぱり起こるんじゃないかと思っていた、マイナカードを申請中の人、やっぱりそんなことあるんだと思いました、そういう不具合が起きるんだったら申請しなくてもよかったかも、との声が聞かれました。

一連の問題の原因について政府は、人為的なミスと説明しています。そして、デジタル庁にマイナンバー情報総点検本部を設置し、厚生労働省と総務省、地方自治体などが連携して総点検するとしています。

本市の具体的な対応について、何点か質問させていただきます。

(1) 本市の現在の問題発生状況と総務省の依頼内容。

トラブルの発生の有無。あればその内容を伺います。また、総務省からはどのような依頼がなされているのでしょうか。

(2) 本市のコンビニ交付予定の対応。

コンビニ交付で住民票などを請求したところ、他人の証明書が出てきたという問題については、プログラムのバグが原因とされています。ほぼ同じタイミングで、別々のコンビニで交付の手続をした場合、先に交付を請求したAさんのデータに後から手続をしたBさんのデータが上書きされてしまい、2人ともBさんが請求した証明書を受け取ることになるそうです。コンビニ交付を予定している本市の対応状況を伺います。

2、成年後見制度の利用の促進。

高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加しています。「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の推計では、65歳

以上の認知症患者数は、2020年に約602万人、2025年には約675万人と、5.4人に1人程度が認知症になると予測されています。認知症などによって判断能力が衰えてきた方は、預貯金の引き出しや不動産の売却といった財産管理を行うことや、介護施設への入退去手続、医療機関への入院手続などを自分自身で行うことが難しくなります。

認知症対策として行う財産管理に有効な対策の一つに成年後見制度があります。本市における成年後見制度と後見センターの利用状況について伺います。

(1) 本市における成年後見制度と後見センターの利用状況。

成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は、当該区域における制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

中核となる機関について、本市を含む置賜3市5町では、置賜定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域での設置に向けて協議を重ね、令和4年4月1日から置賜成年後見センターを社会福祉法人米沢市社会福祉協議会に設置しました。市民にとってどのような変更がなされたのか伺います。

3、置賜定住自立圏共生ビジョンにおける地域医療体制の具体的取組。

本共生ビジョンは、置賜地区における定住自立圏の将来像やその実現のために、圏域内の市町が連携して推進する具体的な取組内容を示すものとして作成されています。

置賜圏域の8市町は、それぞれの独自性を維持しながら、地域の魅力をしっかりと磨き、その上で様々な分野において連携を深めつつ、住民の暮らしに必要な諸機能を圏域全体として確保することで、住民が暮らしやすい活力ある圏

域を創造し、共存、共栄を目指すとしています。

(1) 地域医療体制の具体的取組。

取組の内容では、圏域内の住民が安心して暮らすことができる地域医療体制の充実を図るため、病院、診療所等の関係機関の連携を図るとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保に向けた取組を行うとされていますが、米沢市立病院が中心の取組事業内容となっております。

置賜総合病院の位置づけと経営体制について伺います。

①置賜総合病院は、現在2市2町と県による出資運営となっているが、本共生ビジョンではどのような位置づけとなっているのか。他の1市3町との今後の連携をどのように考えておられるか伺います。

②高畠町は、現在の出資体制のままでのデマンド交通による置賜総合病院への町民送迎を考えておられるようですが、出資経営をしている市長としてのお考えを伺います。

以上の御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、マイナンバーカードのトラブル対応の御質問の1点目、現在の問題発生状況と総務省の依頼内容についてでございますが、本市のひもづけ誤り等の状況については、現時点では確認されておられません。

依頼内容につきましては、総務省に限らず、マイナンバーを扱う厚生労働省、文部科学省からアンケート調査が実施されております。調査内容は、各台帳とのひもづけの際、本人からマイナンバーの提示を受けて確認しているか、または、それ以外の場合にはどのような確認をしているかという調査になります。

なお、このアンケート調査の結果から、誤ってひもづけをしたおそれがあると判断された団体に対しては、後日、個別調査が実施される予定です。一部報道では、全国で400から500程度の団体が個別調査の対象となるようございますが、本市はその対象からは外れております。

次に、2点目、本市のコンビニ交付予定の対応についてでございますが、他自治体におけるコンビニ交付による証明書の誤交付につきましては、自動交付システムを提供している事業者のうち、1社のプログラムに欠陥があったために生じたものであります。

本市においては、誤交付が確認されていない事業者のシステムを利用し、コンビニ交付の事業を進めてまいります。

次に、本市における成年後見制度と後見センターの利用状況についてでございますが、成年後見制度は、認知症や障害等の理由で判断能力の不十分な方に対して、財産管理や介護のサービス、施設入所に関する契約について支援する制度でございます。

置賜成年後見センターは、令和4年4月に置賜3市5町が共同で設置したもので、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進等を担う機関として運営を行っております。

昨年度の活動といたしましては、成年後見制度や置賜成年後見センターの周知啓発に重点を置き、リーフレットの作成や配布、民生委員、福祉関係者を対象とした研修会、市や町への出張相談等を開催いたしました。このことにより、置賜全域において成年後見制度への関心が高まり、問合せや相談が増えてきております。

また、置賜成年後見センターの設置から、専門職による支援の確保ができ、より一層、成年後見制度の適切な対応が可能となっております。

本市におきましては、福祉課が担当窓口となり、今後も置賜成年後見センターと連携を密に

し、センター機能を十分に生かしながら、引き続き丁寧な相談を行い、適切な支援につながるよう努めてまいります。

次に、地域医療体制の具体的取組の1点目、置賜総合病院の共生ビジョンでの位置づけと、ほかの1市3町との今後の連携についてでございますが、置賜定住自立圏共生ビジョンは、米沢市を中心市として策定しているものであり、医療体制についても米沢市立病院を中心に記載されております。

置賜総合病院については、共生ビジョンで言及していないものの、県全体の地域医療計画等において、置賜二次医療圏の高度・専門医療等を担う基幹病院に位置づけられております。

病院企業団構成団体以外の1市3町との今後の連携につきましては、機会を捉えてお互いに意見交換や情報共有を行いながら、置賜地域において、より良質な医療の提供が図られるよう、連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、高畠町のデマンド交通による置賜総合病院への町民送迎についてでございますが、具体的な事業内容等を承知しておりませんので、特段の考えはございません。

なお、人口減少が進む現状において、広域的に医療機関同士が機能を分担し、連携を図っていくことは重要なことであり、国全体の課題として対策が講じられるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 まず最初に、マイナンバーカードの件なんですが、私は、基本的にマイナンバーカードは速やかに進めるべきだと。早く情報がデジタル化できるというふうな形の上で、絶対必要なものだというふうなことは、まず申し上げておきたいと思っております。

その中でのこういうふうないろんなトラブル

が起きているわけです。今年の8月6日現在の数字なんですが、デジタル庁の政策データダッシュボードベータ版、これによりますと、マイナンバーカードの申請件数と交付枚数、申請件数が9,764万8,000枚、交付済みが9,427万3,000。8月1日現在の国の人口概算値が1億2,400万。この割合からすると、大体78%というふうな状況のようです。

それから、健康保険証としての利用登録ですが、6,578万枚。これは人口比でいうと53%。それから、公金受取口座の登録数5,725万7,000枚。これは大体46%というふうな状況になっておりますが、この問題が出てから、申請したやつをもうやめちゃいたいというふうな人が出てきているというふうなこともあるようです。

まず最初に、ちょっと市長にお尋ねしたいんですが、マイナンバーカードというのは、マイナンバーが個人に付されています。このマイナンバーは変わることありませんね、終始。そうしたことだと思うんです。他の市町に移動してもこのナンバーは変わらないということだと思うんです。これが私はマスターデータだと思うんです。どこに行っても変わらないもの。

それに対して、今、国がやっているのは、保険証をひもづけましようとか、免許証をひもづけましようとか、そういうことをやっているわけですが、保険証とか免許証って変わるものなんですね。変わらないものになるものをくっつけようとするから、絶対100%にならないというふうに私は思っているんです。

最初、マイナンバーカードは、今も現在もそうなんですが、個人の意思に基づく申請になっているわけなんですが、そのような観点から考えた場合に、まず個人が持っているマイナンバー、これをカード化するというをしっかり意思づけて、国民全員にカードを普及させるべきだった。個人の申請ではなくて、国が主導してやるべきだったんじゃないか。それに対して、自

分の保険証をひもづけたい人とか、免許証をひもづけたい人を募集するのが筋だったのでないかと、基本的に順序が逆なんでなかったのかなと、今になって私は思っているんですが、その辺の考え方に対して、市長はどのように考えますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員がおっしゃっている国が責任を持って主体的に進めるべきだということについては、同感でございます。

マイナンバーと、それからデジタル的な運用と。ナンバーだけであればアナログでもいいわけですが、このデジタル的な運用と、それからまたコロナ禍が絡み合ったところで、いろいろ複雑な問題が生じているのかなというふうに思います。

やはり国策として進めるのであれば、それは政府がしっかり腰を据えて、腹を決めて、全員に普及できるように進めるべきと考えております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 南陽市の場合、誤登録がなかったというふうなことで、大変よかったなど安堵しているところです。これは、当初からこういう条件で登録しなさいよと言われたことをきちっと守って、作業手順をしっかり踏んで行ったからなんだろうと、事務当局の正しい手続の仕方に対して敬意を表したいと思います。

先ほど市長が壇上でありましたが、四、五百の自治体が対象になって再検査を受けるというふうなこともあったようですが、そういう事態は、そのアンケートの中身を分析されて、どこかでちょっと手抜きをしたのかなと、そういうふうなところがあったのではないかというふうに私は思うんですが、この作業をするに当たって、その手抜きをしたところというか、ちょっと手を抜いたところ、それからしっかりやった

ところ、その辺の事務量の差ってどのくらいだったのかな。

その辺というのは、デジタル主幹のほうで分かりますか。分かったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

作業量的な部分については、ちょっと数値的にはできないんですけども、マイナンバーと各課が持っている台帳とをひもづけする際は、本人からマイナンバーカード、または通知カードのマイナンバーの提供を受けて、各台帳とひもづけしてくださいというようなことは、本来のルールとして決められております。

当然お持ちにならなかった方もいらっしゃいますので、そうしますと、本人のほうとどうやってマイナンバーをひもづけるかということが大きな問題になるんですけども、ここが、俗に言う人為的なミスが発生している部分だと認識してございます。

マイナンバーが提示されなかった場合は、お名前、生年月日、性別、住所の4情報でひもづけしなさいよというようなことが取り決められておりますけれども、この4情報を使わないで、名前と生年月日、性別とか、この3情報だったり、または名前と性別のみでぶつけてしまったりとか、そういったことがほかの市町村の中ではあったのかなというふうに認識をしておりますが、南陽市においてはそのようなことがなく、マイナンバーの提示を受けて、提示を受けなかった場合は、4情報できちんとマイナンバーのひもづけをしたことによって、追加の総点検の対象からは外れたものと認識してございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

佐野主幹の誠実な性格がそのまま今回の登録に表れたんだなというふうなことで、非常に喜ばしいことだと思います。

マイナンバーというのは12桁なわけですが、これにはチェックデジットという仕組みがあると。これが、1桁から11桁までを用いて12桁目がひとりでに計算される。だから、途中で入力をミスすると、12桁目の数字が合わなくなって、これは入力ミスしていますよというふうな形になっているんだそうですね。

それで、やはり先ほど市長の考えをお聞きしましたけれども、この間違いないマイナンバー、これを基本にすべきだったというのが、こういうところからもはっきり出てくるんでないかなと。先ほどのいろんな保険証、その他に関しては、マスターデータでなくて、トランザクションデータとかというんですね。変わるもの、後から追加して入れるデータというふうなことになるんだそうですが、そういうふうなことの根本的な間違いがあったのではないかなというふうに私は思います。

その中で、皆さん多分覚えていらっしゃると思いますけれども、以前、消えた年金問題というものがありません。これと同じことが今回起こっている。その根本はどこにあるのかという、根本的なミスが同じだというふうなことで、今後の作業についても十二分に注意をしていただきたいなというふうに思います。

それから、今現在、南陽市の中ではそういうふうなミスがないというふうなことなのですが、佐野主幹にちょっとお尋ねしたいんですが、よく情報を見ていると、私たち個人でも、自分のマイナンバーカードに入力されている項目が間違っているかどうかを確認できるというふうなことが言われているようですが、自分でやる方法ってどのようなことだか分かりますか。もし分かったら教えていただきたいのですが。

○議長 佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、お答え申し上げます。

個人のマイナンバーを使って国が管理している情報を見るサイト、マイナポータルというサイトがございます。こちらにアクセスすると、今現在、自分のマイナンバーに対してひもづいている情報、医療の情報ですとか税情報等が見られます。

見る方法としては2つございまして、パソコンを使う方法、またはスマートフォンを使う方法でございます。いずれにしましても、パソコンとかに、カードを読み取る機械をパソコンに接続しまして、マイナンバーカードをそこにカードの読み取り機能をかざして、4桁の暗証番号を入れますとログインができて、その中で見る事ができるようでございます。

また、スマートフォンによって見る場合につきましては、今現在アンドロイドというスマートフォンのみが対応しているようでございます。こちらにつきましても、アンドロイドの端末機に、後ろのほうにカードを合わせまして、それで、4桁の暗証番号を入れますと情報が見られるようになっているようでございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

それでは、最後にコンビニ交付の件なんですが、今回の議会の資料の中に、コンビニ利用の交付手数料は200円というふうな金額の提示があったようございます。これは本市への歳入が200円ということなんですが、この200円に対する歳出はどのようになるのでしょうか。

全額市に入金になって、全額市で使えるとは思えないんですが、コンビニさんに払う手数料とか、その他システム料とかいろいろあるかと思うのですが、その辺の経費について、200円に対する経費を教えてください。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

コンビニにお支払いするコンビニ事業者への委託手数料が117円となっております。200円納めていただいた分については、一旦市のほうに歳入として入りまして、歳出としてコンビニ事業者への委託手数料をお支払いするものでございます。そのほかに、発行証明手数料など、また発行するための業務委託料などがかかってくるような形になっております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 今、コンビニさんに払う手数料が117円、そのほかの経費として、私、180円があつて、合計297円の原価がかかるというふうにお聞きしているのですが、それで間違いないでしょうか、お尋ねします。

○議長 竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

議員がおっしゃった180円につきましては、B C L証明発行機能利用料と申しまして、コンビニ交付を発行します地方公共団体情報システム機構へ払うものでございます。この180円につきましては、そのB C L機能を用いて証明書を発行する自治体のみがお支払いするようなものでございます。

ですので、南陽市については、180円かかりますが、そのほかの自治体でJ-L I Sを使わない自治体については、ほかの業者様にその手数料的なものを払っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 要するに、200円の収入に対して297円という支出があるというふうを考えてよろしいんですね。とすれば、私がお聞きしたいのは、なぜ200円にしたかという設定根

拠が第1点です。

それから、第2点は、いつまでこの差額を市が負担し続けるのか。その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

200円の根拠でございますけれども、まず、手数料を減額した理由といたしましては、マイナンバーカードの利用促進と、手数料を減額することで、市役所に行かずにコンビニ交付を利用していただくということで、利便性を実感していただきたいというふうなことを目的として、手数料を減額するように御提案を申し上げたところでございます。

また、県内の自治体の状況のほうを見させていただきますと、13市中10市がコンビニ交付を実施しておりますけれども、そのうち6市が、手数料のほうが減額になっております。6市とも大分手数料のほうを減額されておりますが、200円に設定されているところが多いということでございます。

また、いつまでかということでございますけれども、期間を設けずに、手数料のほうについては200円のままでいきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 そのようなことで、市の財政負担をしても、とにかく市役所に出向かないで、便利にコンビニからいろんな書類をアウトプットすることができるというふうなことで、ぜひ市民の皆さんに御利用いただきたいというふうなことだと思いますので、ぜひその周知、得ですよというふうなことで、今後も周知徹底を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の成年後見制度の利用の促進と

いうふうなことでお尋ねしたいと思うのですが、まず、成年後見制度を利用する場合は、南陽市民の方々は、まずどのような流れをすればいいのかな。まず、福祉課さんに行って、それから社会福祉協議会さんへ行って申請書を作って、家庭裁判所に届出、判断をしていただく、そのような流れでよいのか、ちょっと確認させてください。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

第一窓口というふうなことで、相談を受けるところ、市民の方の相談を受ける場所としては、福祉課、もしくは地域包括支援センターというふうなところで相談をお受けすることになります。その後につきましては、本当に成年後見が必要なかどうか、そういったところも踏まえて、また適切な機関につなげていくというふうなことになります。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ただいまの地域包括支援センターって庁内にありますよね。そこですよ。いずれにしても、市役所の1階の左側入って左側のほうで御相談なさってくださいということよろしいんですよ。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

庁内に福祉課、そして地域包括支援センターございますが、もう一か所、南陽市社会福祉協議会の中にも委託しているセンターがございますので、そちらのほうでもお受けすることができます。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 南陽市内の方は、そこで一旦相談を受けて、それから米沢後見センターと

の関わりはどうなるのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました第一の市民の相談の窓口としては、福祉課、そして地域包括支援センターということになります。置賜成年後見センターにつきましては、第二相談窓口というふうな位置づけになりまして、私どもの行政機関でありますとか、他の関係機関からの相談をお受けする場所というふうなことで位置づけられているところでございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 すみません、そうしますと、家庭裁判所に提出する申請書というのは、例えば南陽市の福祉課とか支援センターでも作るんですか。それとも、全部その米沢の後見センターに依頼するという形になるんですか。その辺教えてください。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

家庭裁判所への申請というふうなことになりますと、それは個々に必要な方がするというふうなことになりますけれども、そちらのほうで十分にできないとか、そういったところでお手伝いをするというふうな部分で、私ども、もしくは置賜成年後見センターがお手伝いをするというふうな、支援を行うというふうな機関というふうにご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

私、この問題、後見センターの件を今日質問させていただいたのは、今、南陽市の人口は減っていますが、世帯数は増えていますよね。ということは、高齢者だけの世帯が増えていると

いうふうな状況なんですね。

以前ですと、1家族6人とか、親御さんと本人と孫と3世代同居とかあって、それぞれがそれぞれの役割を果たしながら家庭を守ってきたわけですが、今それが減ってきて、世帯数が増えて、結局別れている。そうすると、家族内で解決できないというふうなことで、この後見制度がこれからどんどん増えていくのではないのかなど。

それが先ほど言った研究成果の人員の問題、5.4人に1人が認知症になって、それが自分で問題を解決できなくなって、後見センターで相談をしなくちゃならないというふうなことで、今後、この部署というのは非常に大事な部署になってくるのかなというふうなことを認識したものですから、お尋ねしたところでございます。

それから、最後の定住自立圏の問題なんですが、大変慎重な、正確な答弁を市長がなされたので、あまりそれ以上のことを言えないのですが、当時からずっと関わっていらっしゃる副市長にちょっとお尋ねしたいことがあります。

それは、私は地域にいます、南陽市は経営負担している。それなのに、経営負担をしていない市町村がデマンドを使って、置総に地域の人を通う手助けをする。これってどういうことなのやとよく聞かれます。

その聞かれたときに、私は、南陽の場合は、医師や看護師さんの確保の問題とか、当時からいろいろ苦勞なさっていたので、こういうふうな置総のグループの中に入って、南陽病院をしっかり守って、市民の健康を守っているんだというふうに思っているのですが、これが正しいのかどうか私、分かりません。

それで、市民に説明する正しい答えを簡潔明瞭に副市長にお尋ねしたいと思います。副市長、よろしくをお願いします。

○議長 大沼副市長。

○副市長 質問にお答えします。

適切かどうかは分かりませんが、私の考え方で申し上げますと、公立置賜総合病院と併設している救命救急センターは県の負担です。市町村は一切負担しておりません。ですから、3市5町のうち米沢以外については、全て救命救急センターに運ばれるというようなシステムになっています。

その次、じゃその方が置賜総合病院のほうに入院なさって、いわゆる2市2町以外の患者の方もいらっしゃるということなんです、これについては、そもそも論なんです、私も実は南陽市立病院時代に長井の市立病院に入院させていただいた経過があるので、そこはお互いさまなのかなというのが一つの考え方です。

つまり、医療というのは、1次医療、つまり開業医も含めた1次医療と、あと高度医療、2次医療等々の役割分担がやっぱりきちんと分かっていますので、公立置賜総合病院については、網羅的な診療科目を持って全てをやっているの、なかなかやっぱり自治体病院では全てをやるというのが、要するに町の病院で全てを完結するというのは難しいので、やはり分担せざるを得ない。

そのときに、先ほどの負担はどうなのというふうなことになると思うんですが、そこも含めて言えば、結局、3市5町といえども県が参画していて、イニシャルコスト、いわゆる建築のときには8割、県が持っているわけです。運営については45%県が持っている。つまり、ほかの市町もある意味では負担しています。

ここで、先ほど議員のほうからあったように、実際の話をしていうと、公立置賜総合病院のフレーム、いわゆる事業団のほうに南陽病院も含まれているわけなんです、そのときの最大のメリットは、やはり医師とかそのほかの医療スタッフが企業団で採用する。その企業団から派遣を受けて南陽病院にしているというふうなことで、ほかの3つの町立病院はそこがなっていないの

で、恐らくスタッフの確保というのがこれから非常に負担になってくると思います。

ですので、そういう意味では、負担金ぐらいにメリットはあるのではないかというふうに思っています。

つまり、南陽病院に行っていただくと分かるんですが、公立置賜総合病院から医師が派遣されて、こまを持ってしていますので、そういう意味では、最大限、公立置賜総合病院のメリットを生かしているつもりで運営しています。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 丁寧な分かりやすい御答弁、大変ありがとうございました。ほかの議員の皆さんも大変よく理解できたのではないかなど。今後市民から聞かれたときは、そのように丁寧に各議員もお答えして、私もそのように努力したいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

高橋一郎議員質問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

〔6番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 6番、真政会、高橋一郎です。傍聴に来られていないですね。それから、インターネットライブ配信御覧の方もありがとうございます。

南陽市議会もこの9月定例会より、ようやく待ちに待ったインターネットによるペーパーレ

ス会議がスタートしました。今、私が手にしているこのタブレット、それから議員の自席にあるタブレットは、本市で購入し、貸与されたものです。早速、本日より使用していきたいと思えます。1年間は紙ベースの資料と併用して行いますので、試行錯誤しながらペーパーレスにより省資源に努め、市民の負託に対して迅速に答えられるように、ICT特別委員会を軸に議会で推進してまいります。

さて、30度超えの酷暑が2か月も続く、記憶にない、先ほどのテレビですと125年前にというような話があったんですけども、本当に沸騰気象で、人間はもとより、牛、豚、鶏等にも大変厳しく、死んでいる件数が増えているようです。米や畑作物、畜産物、リンゴ、ブドウなど果実の収穫も心配です。

加えて、物価高、とりわけガソリン燃料価格の高騰に、運送会社や事業者のみならず、多くの国民が悲鳴を上げています。この苦しい生活にピンポイントな施策で、政府は今すぐ応えてもらいたい。まさしく切実な国民の声です。

また、東京電力は放射能汚染水のALPS処理水を放出しました。私は放出には反対です。切り札だった凍土壁など、技術的に海洋放出不い方法は本当はないのでしょうか。天変地異と違い、人間がやったことの解決方法は、ほかに必ずあるはずですよ。

ともあれ、中国の対応にはあきれ返ります。何の非もない南陽市役所や旅館に対する嫌がらせの電話が数千件と殺到しました。中国の原発の放射能汚染処理水濃度は日本の数十倍にもあることを省みず、日本政府ならまだしも、全くいわれのない日本国民を罵倒することには、怒りが湧きます。ただ、挑発に乗らずに、冷静な対応をすることが求められていると思えます。

また、国内での大きな問題は、消費税のインボイス制度がこの10月に導入されることです。これにより、今、消費税課税を免除されている

売上げ1,000万円未満の中小零細業者は、これを機に辞めざるを得ないことに直面していると言われています。

この秋以降、今述べたことを含めて、政局に発展する波乱を多く抱えた岸田政権の政権運営に注目していきたいと思います。

それでは、通告していることについて御質問いたします。これら全てが、市民の皆さんの切実な声、疑問の声ですので、真摯に受け止めていただき、前向きな答弁を期待いたします。

南陽市に住んでよかった、住んでみたい南陽市を目指して。

最初に、芋煮会のできる場所の新設について。

令和2年6月定例会で、吉野川癒しと交流スポットの新設について一般質問をいたしました。市長答弁要旨は、できないという考えに立つのではなく、どういったことが市民の皆さんの今後の暮らしの上でいいことなのかということを中心に考えながら取り組んでいくとの回答でした。

上記を踏まえて、河川敷、または花公園敷地内、あるいは十分一山などに芋煮会のできる場所を新設することに関して、現在の市長の考え方を伺います。

2番目は、二色根温泉の活用について。

四季南陽と協定を締結して温泉リゾート施設ができるまでは、月30万円の賃料、すみません、ここで訂正をさせていただきたいと思います。現在の賃料は20万円となっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

しかし、電気代などの経費をかけて二十数万円で温泉をただ捨てている状態は、もったいない。というより、公金支出としてはいかがなものでしょうか。旧ハイジアパーク南陽、または源泉地での有効活用が図れないのでしょうか。例えば足湯の提供とか、除雪用に利用するなどはどうでしょうか。

3番目は、コミュニティ・カーシェアリングの取組についてです。

このことについては、3月定例会で一般質問をしました。それを受けて、8月22日、えくぼプラザにて、一般社団法人日本カーシェアリング協会の代表理事、吉澤武彦氏をお迎えして勉強会を開催していただきました。これから具体的に取り組む団体が出てくることを期待しております。

勉強会でも説明がありましたが、伴走支援としての外部専門家、地域力創造アドバイザーを活用してスタートアップ支援していくことについて、いかがお考えでしょうか。

4番目は、ゼロカーボンシティ宣言後の取組についてです。

令和2年12月23日、本市もこの宣言を行いました。次のことをお伺いいたします。

(1) その後に取り組んだこと。

(2) カーボンクレジットの取得計画。

(3) 水田中干しによるカーボンクレジットの取得への関わり。

(4) 今後の施策について教えていただきたいと思います。

最後に、子供たちがふるさとに残るための教育について。

We b 3.0の時代になり、都会に住まなくとも豊かな自然のあるふるさとで仕事を求め、生活する時代に変化しています。家庭や地域、そして教育現場でも、都会志向から脱却することは、持続可能な地方社会を構築するためにも重要なことだと考えます。

このことを踏まえ、学校教育と社会教育を通して、子供たちがふるさとに残るための教育をどのように考え、どんな教育を実践していくのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、子供たちがふるさとに残るための教育についての御質問につきましては、学校教育課長より答弁させていただきますので御了承願います。

初めに、芋煮会のできる場所の新設についてでございますが、芋煮会に使用できる公共施設は、向山公園西側の吉野川河川敷、南陽ふれあいの丘、びつき石公園、南陽スカイパーク、吉野公園の5施設となっております。

議員御提案の十分一山では、南陽スカイパークを芋煮会場として使用できる状況でございます。また、候補地として考えることができる中央花園西側の河川敷は、冬期間の雪押し場となっているため、水回り施設の設置に適さないといった課題がございます。

現段階では、芋煮会場の新設について具体的な案を持ち合わせておりませんが、県内でも、河川敷や公園等で芋煮会が行われる風景も目にするとありますので、他の自治体の例を参考にしながら、公共施設で芋煮会のできる場所について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、二色根温泉の活用についてでございますが、令和3年5月に旧ハイジアパーク南陽の活用に関する支援協定を締結し、温泉を供給しております。温泉の活用につきましては、この支援協定に基づき、二色根温泉の利用者である株式会社四季南陽の今後の事業計画の中で決定していくことになります。

二色根温泉は、源泉から旧ハイジアパークまで約2キロの配管が布設されておりますが、常時一定の圧力を配管に負荷していないと破損のおそれがあることや、常に通湯していないと配管が腐食する可能性があること、配管内に温泉が十分に満たされないと配管内に雑菌が繁殖すること、ポンプを停止すると温泉成分が固着す

るおそれがあることなどから、温泉の活用はこれからとなりますが、配管と設備の保全のため、送湯しているものでございます。

次に、3点目、コミュニティ・カーシェアリングの取組についてでございますが、8月22日に赤湯公民館を会場に、一般の方を対象に勉強会を開催したところでございます。当日は、内閣府地域活性化伝道師で日本カーシェアリング協会代表理事、吉澤武彦氏を講師に迎え、近所同士で車を一緒に活用し合う地域のサークル活動の仕組みや実践例の講演を行っていただきました。今後は、高齢者同士でも行えるコミュニティ・カーシェアリング制度の利点が生かされるよう、研究を行ってまいります。

次に、ゼロカーボンシティ宣言後の取組についての御質問の1点目、その後の取組についてでございますが、令和3年度に市の事務事業について定めた地球温暖化対策実行計画事務事業編を改定するとともに、本年3月に本市全体の温室効果ガス削減の具体策を定めた地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしました。

具体的な取組といたしましては、本庁舎、上下水道庁舎、えくぼプラザ及び沖郷公民館において、二酸化炭素の排出量がゼロの電力、やまがた水力プレミアムの導入や、本庁舎再生可能エネルギー設備等導入整備、斎場しらぎく省エネルギー設備等導入整備、EV公用車の導入、本庁舎、社会教育施設、斎場しらぎくのLED化、一般住宅を対象とした太陽光発電設備の設置補助の拡充等となります。

次に、2点目、カーボンクレジットの取得計画についてでございますが、現在のところ計画はございません。

次に、3点目、水田中干しによるカーボンクレジットの取得についてでございますが、水稻栽培においては、通常、水田に水を張ると土壌中の酸素が少なくなり、メタンがつけられて大気中に放出されると言われております。田植後

に苗が根づいてから、茎数を増やしていく時期、いわゆる分けつ期に、無効分けつの発生抑制や根腐れの抑制、稲の直下方向への根の伸長を促進させるために、張った水を一時抜いて乾かす中干しという管理を行います。この間はメタンの排出量が少なくなることから、この中干し期間を延長し、水田から発生するメタン排出量を削減させるための方法論がJクレジット制度の中で認証されております。

Jクレジットとは、自主的に削減したCO₂削減量をクレジットとして国からの認証を得て、そのクレジットを活用者へ売却できる制度ですが、認証や活用の際しての申請が煩雑であり、申請費用が負担となるなど、制度の活用が進んでいない状況にあるとも伺っております。

なお、山形県においては、米の収量や品質への影響も心配されるため、中干し期間は7日から10日前後にとどめ、それ以上は長く行わないなどの水管理を関係者に周知していることを踏まえると、Jクレジット認証の条件となる中干し期間の7日間以上延長を満たすことはできないものと受け止めております。

したがいまして、市、または生産者において、具体的な取得に向けた関わりは今のところございません。

しかしながら、農林水産省が策定したみどりの食料システム戦略においては、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減の推進の取組として、水田の水管理によるメタン削減も位置づけられておりますので、Jクレジット制度にかかわらず、メタン排出量削減の取組について、今後、生産者や関係者の皆様と研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目、今後の施策についてでございますが、先ほど御説明いたしました地球温暖化実行計画に基づき、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー意識の涵養促進、森林整備と木材の地産地消やご

みの減量、資源化の推進など、市、市民、事業者が一体となり、地球温暖化対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 6番高橋一郎議員の御質問、子供たちがふるさとに残るための教育についてお答え申し上げます。

まず、学習指導要領において、社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手を育む内容がございます。

本市におきましては、これまで継続してきた地域総合型教育を現在の第六次南陽市教育振興計画においても中核に据え、高い志を持って生涯にわたって学び続け、自立的に生きる人材の育成を目指し、様々な取組を行っているところでございます。

市内各小中学校においては、これらを踏まえ、児童生徒がふるさとのよさや課題に気づき、理解し、追求することを通して、発達段階に応じ、愛校心や愛郷心を醸成する教育に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ありがとうございます。

それでは、私のほうから再質問させていただきます。

まず、1番の芋煮会については、現在もやっているところできますよというふうな話でした。ただ、市長も分かると思うんですけども、やはり水とトイレですよ。その水とトイレがやっぱりないと、なかなか大変かなと私は思っています。

実は、私の昔の話をして申し訳ないですけども、私、中学生の頃、市長はどうだったですかね。学校の授業の一環で、三居沢までリヤカ

一引っ張って、全部薪も皆持ってやって行ったものですよ。そこで芋煮会をしていたんです。多分、副市長も今うなずいているところを見ると、副市長は私より上ですので、そうだったんですよ。それが非常に楽しみで、なので、芋煮会というのは水場のあるところ、あるいは河川の脇でやるというのが一つ植え付けられているわけですね。

それはそれとして、一つのこれは風物詩というか、ソウルフードというか、そういうふうなものだと思っておりますし、にぎわいの創出にもなるのかなと。今までコロナというふうなことで、どうしても密を避けるというふうなことがありましたので、何も申し上げてこなかったんですけれども、ここに来て、やっぱり芋煮会シーズン、したいよなというふうな話がありました。

さてどうするかと、じゃ河川敷で、例えば新生橋の河川敷のほう、水は例えば花公園のトイレの前のから水もくんでこられる、トイレもあると。あそこいいんじゃないかな。じゃ、どこに断ればいいんだというような話があって、なかなかそこは、県の河川敷の場合ですと、なかなか正式な手続を取ってというのは難しいのかなとありましたので、例えばちょうど向山橋のほうについては、野球場のほうのトイレもあるし、水もある。割ときれいになっておる。

実は、今回この質問をするために、その場所、現地について写真を撮ってきて、それを見ながらというふうに思っていたんですけれども、まだそこまで、このインターネットの、ここにプロジェクターがあって、プロジェクターの中に映し出して、こういうところでどうでしょうね、市長というふうにやると、一目瞭然でいいと思うんですけれども、それはちょっとまだ無理なようなので、次回にでもそういった形でのプロジェクターを使った、いわゆるビジュアルのものしたいというふうに思っています。

ちょっと話がそれたんですけれども、前回の平成2年の定例会で私が質問した中で、私は、花公園はスポーツ交流、憩いのスポットですし、公園法というものがあるから、縛りがあるから、それはそれであるんですけれども、そこに縛りのないような場所で何かできないかなというふうに思っておりますので、トイレがあって、水があって、釜も少しあるみたいな感じだと一番いいわけですけれども、それについて、今の市長の答えですと、他の自治体とか公共施設でやれるようなところを見てみるというようなことでしたので、それに期待したいとは思いますが、ちょっとそういった今の私のことを踏まえて、市長、何かコメントあればお願いしたいと。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 芋煮会場の新設については、以前から御意見を頂戴しておりまして、課題だなということは頭の中に置いております。その中で、以前、御意見頂戴したときには、ちょっと詳細は覚えておりませんが、なかなかやっぱり、この県管理河川の中で新たに行うことの困難さというのが、たしかあったような気がします。

ただ、公園法もあれば河川法もある、いろんな縛りがある中で、議員がおっしゃるような水場が近い、そして、私が思うに、やっぱり動線もできるだけ短いほうがいい。利便性が高い。そしてさらには、水道を引っ張る上ではやはり費用もかかりますので、それもできるだけ短いほうがいい。そうした適地がないかなというふうに思っております。

それについては、いろんな法律の中で適法に行う上で、どこが適地なのかは、花公園を管理している建設課などとも、ぜひ御意見を頂戴しながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　やれないということじゃなくて、やれるというふうなスタンスで頑張っていたきたいなというふうに思います。

ちょっとお聞きしたいのは、十分一山でもできるとありました。これは、いわゆる公園法ではどうなっているのでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

嶋貫観光振興主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

南陽スカイパークでの芋煮会でございますけれども、スカイパークのほうは指定管理をしております、南陽市スカイレジャー振興会のほうで管理をしているわけなんですけれども、芋煮会として利用していただく場合には、スカイパークの条例に基づいて利用申請をしていただいて、その後に利用の条件とかがあるわけなんですけれども、スカイパークの景観上といえますか、設置の目的上、直火ではできないとか、そういった問題もございまして、カセットコンロとかを持ってきていただいて、あとは様々、飲料水とかも御持参していただいて、会場としてスカイパークのほうを使っていただくことは可能となっております。そちらにつきましては、利用料金の支払い等も発生するものでございます。

以上でございます。

○議長　6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　そうすると、スカイパークのロッジというか、建物のあるところ付近でということですね。その下の十分一山の広場、駐車場みたいな広場ありますよね。そこは駄目なんですかね。

○議長　嶋貫観光振興主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

そちらのほうでの芋煮会というのは、直火のとかという意味合いでございまして。そちらの

ほうは、できないものというふうに思っております。

○議長　6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　ちょっと視点を変えて、南陽みらい議会の中で、今回、鈴木怜奈さんという方が同じように中央花公園での芋煮会というふうなことを上げていまして、子供から高齢者まで楽しめる場を提供し、交流を促します。超高齢社会の中で、高齢者も子供たちも楽しんでもらえる市になってほしいと考えますというふうな御意見が出ているようですけれども、まさしく一つのそういったものが、世代間もありますし、同じ同世代の中での楽しみでもありますし、さっきに戻りますけれども、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

じゃ次に、二色根温泉の活用についてです。

いろいろと市長からありましたけれども、結局は配管の保全を考えると、どうしても揚湯しなきゃならないと。したがって、有効利用はできないんだと、間接的に言えばそういうふうになるとは思うんですけれども、これについては、当然先方の四季南陽のことも出てきます。

四季南陽さんのほうでパブリックコメントしているからあえて話しますけれども、いわゆるアスベストの問題が出てきて、これがちょっとどういうふうになるか分からないといった場合に、やっぱり温泉で提供する、つまり温泉施設ということは、ホテルに引くというふうなのが四季南陽さんの計画ですので、それが例えばできなくなるとなってくれば、これは大変なことだなというふうに思っています。

ちょっと全く未知数なところもありますので、なかなか答えることはできないと思うんですけれども、まず現在の考えとしては、もう一度お聞きしますけれども、とにかく何もできずに、今とにかく揚湯で上げていくしかないというふうなことですね、これ確認ですけれども。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長 現在では、議員のおっしゃるとおりかというふうに思います。

ただ、四季南陽さん側でも、その状態を是としているわけではないといえますか、絶対その状況を固定的に維持してほしいと思っているわけではないと思いますので、何か有効な具体策があれば考えていきたいなどは思っておりますが、今のところいい具体案が見つかっていないという状況でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 これは要望にしかないかもしれませんが、まず揚湯したものをうまく利用しましょうと、何かその方法をちょっと考えていただきたいと思うんです。

例えば除雪にしても何にしても、揚湯したものをうまく利用するということはできる。揚湯しないということじゃなくて、二色根温泉のところで例えば足湯をするということじゃなくて、まずは上げてやっていくというふうな形になるのかなと思いますので、そこについては、ぜひ四季南陽さんと話をして、うまく使うようお願いしたいというふうに思います。

次に、コミュニティ・カーシェアリングの取組です。

これも、私も勉強会に参加させていただきました。こういった簡単に身近にできる移動支援、しかもコミュニティーがあつてと、いわゆるおしゃべり、茶話会なんかもしながらやっていけるということで非常にいいのかなと。

午前中、山口裕昭議員が、いわゆるクーリングシェルターの中で移動がなかなか難しくてという話がありました。例えば、そういうふうなことにでも活用できる、割と自由度の高いこの移動支援になるのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいく団体が出るといういいなど、増えるといういいなというふうに思っていますけれども、その際に、この質問のとおりスタートア

ップ支援として市が関わっていくと、スタートアップですよ。現状うまくいけば、あとはそれぞれに任せればいいわけなんで、そういったことで考えていく。何か先ほどの質問だと、何かよく分からなかった。研究する……。

ちょっと横道にそれですけども、今、例えば市長が答弁しますよね。答弁書というのは、後で私たちもらいます。市長が答弁した内容をメモするわけですけども、とても早くてメモできないんですよ、正直。

実はこれ、私もこれでしょうと思ったんですけども、これは全く不可能。鉛筆でこうやっても難しい。なので、これはここで言う問題ではないかもしれませんが、

ICTでもちょっと研究していきたいと思えますけれども、ぜひこういったものがあれば、例えばその日の質問者に対して、質問の回答がパッと来るような、そんなシステムだといいなと、うまく円滑にやれるなというふうに思っています。これは答える必要はありませんけれども、そのように思います。本当に大変なんですよ、正直。

何と言っているか分からなかったんです、コミュニティーのほう、最後のほう。研究していくというふうにはやったんですけども、私の質問は、スタートアップ支援していくのはどうですかというふうに聞いているんですけども、それに回答なかったんじゃないかなと私思ったものですから、改めてお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 このスタートアップ支援のちょっと定義がどうなのかなというところがございまして、先ほどの答弁のようになったわけですが、勉強会の中でも、これは高齢者同士で気軽に行える取組なんだと、そこが利点だということがありましたので、その利点を生かせるように、我々としても研究してまいりますということですよ。

で、始めるに当たった支援というのは、もう既に第一歩がスタートしているわけです。その中で、地域のそういった高齢者の皆さんが主体的に動く場合のサポート的なものは、当然していくべきかというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 今後、具体的に出てくる組織なりコミュニティなりがあって、そこに対しては、やっぱり来ていただいて説明していただくというのが一番いいのかなというふうに思っていますので、そういった意味で、それには、実はあと2回ほど、南陽市としては無料で呼べるという話だったようですので、ぜひそこも考えてもらいたいというふうなことです。

じゃ、そういうことでよろしいですね。分かりました。

あと、じゃ4番目のゼロカーボンシティについてです。

これも、その後に取り組んだことは様々ありました。それから、最後のほうに、今後にする施策についてもありました。ここの中で私がちょっと思っているのは、カーボンクレジットについてです。

これ、ちょっと私もまだまだ勉強不足なんですけれども、Jクレジット制度というふうな中で申請主義になっている。そこが例えば南陽市、本市の場合ですと、森林もありますし、結構、逆にクレジットを購入よりも与えるほうにつけるんじゃないかなというふうに思って、そういった方向になるといいなというふうに思っています。

それは全国の市町村そうだと思うんですけれども、それについて何かJクレジット制度で、今後の、例えば森林についての取組とか、そういったものを個別に、何かそういった情報ってあるんでしょうか。あれば、分かる範囲で答えたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

寒河江農林課長。

○農林課長 すみません、ちょっと質問に対してお答えになっていなかったら、改めて御指摘いただければと思います。

森林を活用したJクレジットという話だと思うんですけれども、今現在、そうした検討については、今のところ農林課ではしてございません。

以上です。今のところ検討はしておりません。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。じゃ、やっぱり、私もいろんな勉強している中と同じような形で、まだそこは進展していないという、そういうふうなことはあるんですけども、現実的なことはなっていないということですね。分かりました。

ぜひ、これについてはちょっとアンテナを立てていただきながら、ぜひ、これは市の財産に係ることでもあると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、最後の5番目の子供たちがふるさとに残るための教育について。

これについては、先ほどの学校教育課長の答弁の中で、ふるさとのよさや課題、そういったもの、愛郷心や愛校心を持つようなことをやっていきますというふうな話がありました。

それは、今までずっとそのような形でしてきたと思うんですけれども、私が今回強調したいのは、実は私もちょっと衝撃を受けたんですけども、8月10日に山形市議会議長会の議員研修会がありました。そこで、日本総研の主席研究員の藻谷さんのお話がありました。そこで色々話してくれたわけなんですけれども、その中で、衝撃的な言葉がありました。くだらない偏差値教育はやめよう。東大を目指すのは別に必要ないんだというふうなことです。それに集約されているのかなというふうに、私は思いました。

もう一つは、アンラーニングという考え方をしましょう、みんなで考えるというのはやめましょうということです。そして、東京一極集中じゃないですけども、これ私が言っているんじゃないです、その藻谷さんが言った言葉ですよ。都会の劣化、東京に人を集めると日本は滅びる、亡国は東京から始まると、こういうふうに言っているんですよ。びっくりしました。何でなのかなというふうに思ったら、東京といえば、人口が増えていってと思ったんですけども、ところがそうじゃない。減っているんですよ。

その中で、今の日本の教育、私も自分に自戒を込めて言いますけれども、ほとんどの家庭は子供たちに、やっぱり勉強して、いい大学さ行って、そしていいとこさかしえがんなねごとと、こういうふうに言うわけですよ。要するに、ほかのところの釜の飯食ってこいということで話していったわけですよ。それが間違いだったと、私は自戒しています。一回出て行けば、やっぱり戻ってこないですよ。戻ってくるとしても、全部仕事終わって60歳過ぎて戻ってくるみたいな、そういうふうな教育を私たちも、家庭教育の中、それから社会教育の中、学校教育の中でやってきたんじゃないかというふうなことを話するわけです、いろんな数字を出しながら。そうだなというふうに思った次第です。それであえてこの質問をしたわけです。

その中で、スイスとイタリアの例を出さされていました。スイスの教育について、スイスは、スイスの時計であるとか、それこそ有名なところ、ネスカフェであるとか、世界のブランドがあるわけですよ、あの小さな国で。チューリッヒというふうなブランドもあり、ちょっと出しちゃ駄目なのかな、これは。そういうふうな大変有名なメーカー等があります。それは何でそういうふうになっているのかなというふうに思ったところ、やっぱりユニークな教育をしている。多国籍の民族ですので、言語もドイツ語

あり、イタリア語あり、その中で育ってきている。

大事なのは、その州、いわゆる連邦国家ですので、各州ごとに教育という指針があって、そこでふるさとの教育をしている、そういうふうなことがありました。

なので、あえて今回、最初に戻ると、このような形を質問しているかということ、学校の現場で、特に学校の現場、社会教育の現場、様々ありますよね、社会教育の現場、そういうような中で、やっぱりふるさとというのはいいもののだぞと、そしてここに残りましょうよみたいな、簡単に言えばですよ、そういうふうなことが一言でも学校の先生から出るのか出ないのかということです、お聞きしたいのは。どうでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

未来志向で考えると、都会かふるさとかといった二項対立的な考え方ではなくて、児童生徒が自分の力を発揮できる場所、生き生きと活躍してもらいたいということを思って、市内の小中学校の先生方は児童生徒に向き合っていたらと思っています。

活躍する場所は、ふるさと南陽、ここかもしれません。中央、東京とか大阪とか仙台とかかもしれない。あとまた、世界を股にかけるグローバルな場で活躍する子供たちもいるでしょう。それら多様な場所で活躍してもなお、ふるさを思える、ふるさに貢献したいなと思えるような子供たちを育てたいと。市内の小中学校の先生方は、そういう思いで教育活動を展開していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そういう視点で引き続きお願いしたいと思いますし、高校教育も関わって

るので、この場ではなかなかならないと思うんですけども、ぜひそういう、今までとは違う価値観で、全て東京一点集中の方向、東京を見ていくというようなことだけじゃなくてというふうなことは、大事なことだなというふうに思っていますので、ぜひ現場でもお願いをしたいというふうに思います。

今、学校教育の話したんですけども、社会教育のほうでは、何かそんなことで考えていることがあれば。

○議長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 議員の御質問にお答えしたいと思います。

第六次南陽市教育振興計画におきましても、地域総合型教育、こういったものを中心に据えまして、生涯学習や地域づくり、またスポーツ、文化、あらゆる力を結集させながら、地元に残って活躍してくれる人材、また、先ほど学校教育課長が答弁いたしましたけれども、有形無形に日本の各地、あるいは世界に羽ばたいていったお子さん方についても、地域を思い、地域を支えていただく、ふるさとを支えていただく、そういった有為な人材に育ててほしいと、そういう願いの下で社会教育活動も展開しているところであります。

例えば子供会、あるいは公民館事業におきましても、例えばお祭りでありますとか、様々な地域行事に関わっていただく、こういうようなことは既実践しているわけでございます。また、きらきら・EKUBOキッズ等、様々ありますけれども、そういったリーダーの育成でありましたり、議員も関わっていただいておりますスポーツ少年団やスポーツ活動においても、そういった流れはくんでいるわけでございます。

また、文化活動、こういったものにも十分反映させていっているわけでございますので、そういった総合力を持って、社会教育分野におきましても、地域に残る人材、そういった有為な

人材を発掘できるよう、あるいは育成できるように努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 例えば子供たちに、都会の子供、小学校でも中学校でもいいですけども、そこで例えばZoomでのやり取りをするとか、日常的にそういうふうなことをやることによって、東京の人も、東京にいる人だと、うちの年代からすると、どうしても優劣からすれば東京の人のほうが優秀で、こちらが劣とするみたいな、そんな変な意味での感覚というのは、ないと思うんですけども、例えばそういうようなことをなくすためにも、ぜひ、例えばZoomとか何かでやっていくというふうなことも入れていただきたいというふうに思います。これは要望になります。

あと、最後ですけども、市長にお伺いしたいんですけども、今ちょっと教育長がいらっしゃらないので、市長と、いわゆる教育の在り方について、市長の考え方をお伺いをしたいと思います。今のことを聞きながらでいいですので、常日頃思っていることで結構です。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私、市長に就任させていただいたときに、当時の教育長が猪野教育長で、猪野教育長が、市内の小中学校の校長先生を集めていただいて、今後の教育に対する考え方について、ちょっとお互いに共有しようという場を持ってくれたんですよ。

そのときに、私これよかったのかどうか分からないんですけども、私が校長先生の皆さんにお話したのは、出木杉君ではなくて、のび太を育てたいと。というのは、その趣旨は、自分で何でもできる人ではなくて、自分ではできなかったとしても、周りからいろんな協力をい

ただいて、みんなで助け合って、結果的にはしずかちゃんと結婚もしますし、ドラえもんには助けていただけるし、大変いいのかなと私は思っているんですけども、ちょっとそういうことではないようですね。

あと、先ほど議員がおっしゃった、東京に行くとかやっぱり合計特殊出生率が全国で一番低いと。ということは、女性が東京に集まれば集まるほど子供の数は少なくなると。一方で、沖縄に集まれば、合計特殊出生率1.8もあるので、全国の中で一番子供が生まれるわけです。そういう意味で、東京に集まるというのはやっぱり問題だと。

ただ、あと最後に申し上げるとすれば、ずっと南陽市から一步も出ないでほしいというわけではないというのは、多分議員も同じだと思います。ずっといると、なかなか、うちの地元には何もないと、そういう話になりがちですので、これが一步でも外に出れば、うちのふるさとっていいところだったんだなというふうな感覚も身につきますし、やっぱり外の刺激も必要だと思います。

最近、コロナ禍を経て、東京で子育てするのはやっぱりふさわしくないと考える人が、この間も地域おこし協力隊で来てくれたりしておりますので、外も見て、そしてふるさととはやっぱりよかったというふうに思える教育であればいいなど、教育委員会への権利の侵害にならないように、立場を考えながら協力してまいりたいと思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 突然すみません、ありがとうございました。

そのようなことで、価値観が違ってきているということも、私、We b 3.0の社会になって、本当にグローバルにできる、うちにいながらできるということがありますので、私たちも変わってきた中での教育というのは、やっぱり自分

たちが変わらなきゃ駄目なんだなというふうに思っていますので、市長の今のお話、よく分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○議長 以上で6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

佐 藤 明 議員 質 問

○議長 次に、16番佐藤 明議員。

[16番 佐藤 明議員 登壇]

○佐藤 明議員 既に通告しております経済対策、熱中症対策について質問をいたします。

なお、熱中症対策について、3番の山口裕昭議員の質問と重複の点は御容赦願ひたいと存じます。

それでは最初に、市の経済対策について質問いたします。

1点目、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大に物価高騰が追い打ちをかけ、多くの中小企業が苦境に立たされています。中小企業白書は、中小企業、小規模事業者の経営環境は、感染症流行後の水準からは回復しつつあるものの、急激な為替や物価の変動、サプライチェーン混乱等の影響で、引き続き厳しい状況にあると指摘をしております。

白書は、2020年第4四半期の中小企業全体の売上高は129兆円、感染症流行前の19年同期の売上高135.3兆円までは回復していない状況に注目しております。

中小企業の経営利益に目を移すと、大企業との格差が鮮明に表れております。21年以降、大

企業の経常利益は右肩上がりに急増し、22年第4四半期は過去最高の14.3兆円。一方、同期の中小企業の経常利益は5.2兆円で、21年以降の推移も、おおむね横ばいから減少傾向に転じました。

中小企業と大企業で大きく明暗が分かれている現状には、長引く物価高騰が色濃く影響しております。中小企業の原材料商品仕入価格指数、D Iは、21年第1四半期から全産業、建設、製造、卸売、小売、サービス等で上昇に転じ、22年も急激な上昇が続きました。

白書は、仕入価格をどれだけ販売価格に転嫁させたかを示す交易条件指数を算出。中小企業の22年第4四半期の同指数はマイナス30台で、コロナ流行前より低水準でした。白書は、コロナが流行した3年間で、大企業と中小企業間で価格転嫁力の規模間格差が開きつつあるとも指摘をしております。

東京商工リサーチの調査によると、コロナ関連の経営破綻、負債額1,000万以上は、今年7月時点で累計6,738件。昨年9月以降、11か月連続で200件を超えています。白書も倒産の増加に警戒感を示しております。

南陽市においても同様の状況にあると伺っておりますが、南陽市の経営状況はどのようになっているのか、市長の御認識、御見解を賜りたいと存じます。

2点目は、今後の見通しについて、どのように見通しされているかお尋ねをいたします。

3点目は、これまでも第1弾から第21弾までいろいろと各種経済支援をやってまいりましたが、今後の支援策はどのようにされるのか、改めてお尋ねいたします。

次に、2点目ではありますが、熱中症対策についてお伺いいたします。

1点目、国連のグテーレス事務総長が先々月、7月27日の記者会見で、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと述べまし

た。同日、世界気象機関、WMOなどが、今年7月は観測史上最も暑い月になる見通しを受けての警告であります。グテーレス氏は、異常気象が新たな日常になりつつあるとも指摘しております。同時に、私たちはまだ最悪の事態を食い止めることができることも強調しております。各国に具体的な行動を呼びかけました。気候危機打開に向けた取組の抜本的強化は、待ったなしであります。

欧州、北米、アジアをはじめ、各地は熱波に襲われ、山火事などの被害が発生しております。日本も災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでおります。

県内でも、米沢の女子生徒が部活動後の下校途中、熱中症の疑いで搬送され、死亡が確認されました。改めて、御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げます。

また、県の教育委員会は、22日の県議会文教公安常任委員会で、熱中症による事故防止策の報告をし、事案後、各市町村の教育委員会に暑さ指数が31度を超えた場合の部活動を原則中止するなどの対応を求めています。市の対応はどのようにされたのか、お尋ねをするものであります。

2点目は、全国各地での猛暑による夏休みの延期の考え方がマスコミ等で、また保護者からもあるようですが、その考えをお尋ねするものであります。

3点目ではありますが、5月1日から8月20日の間、県内では763人が熱中症で救急搬送されたとの報道がありましたが、南陽市での救急搬送された方は何人おられるか、お尋ねするものであります。

4点目は、今後の対策対応はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

以上、何点か質問いたしました。市当局の誠意のある御答弁を期待をいたしまして、最初の質問といたします。終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、熱中症対策についての御質問につきましては、学校教育課長より答弁いたさせますので、御了承願います。

初めに、市の経済対策についての御質問の1点目、市内事業者の経営状況についてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済活動が活発化され、材料、半導体不足についても徐々に解消されつつあるものの、原油をはじめとするエネルギー価格や原材料、資材価格の高騰、価格転嫁が進まないなど、売上げが伸びても利益を確保することが困難な経営環境は、依然として厳しい状況にあると認識しております。

市内事業者100社を対象に実施しました令和5年7月の企業動向調査において、前年同月比の景況判断指数BSI値は、売上高はプラス4.0、収益はマイナス3.0となり、収益確保の厳しさが反映されております。

なお、コロナ禍以降、令和2年3月から令和5年8月までの市内事業者の閉店・廃業件数は66件であります。そのうち、令和5年4月から8月までの閉店・廃業件数は13件となっておりまして、コロナ禍や物価高騰の影響により、厳しい経営を強いられていると認識しております。

次に、2点目、今後の見通しについてでございますが、今後も様々な原材料価格等の高騰は続いていくものと考えられ、市内経済活動に深刻な影響を及ぼしていくものと認識しております。先ほどの企業動向調査の3か月先の見通しでは、売上高はプラス3.0、収益はマイナス1.0となっており、収益確保は今後も厳しい状況が続くものと考えております。

また、令和2年度に実施された無利子融資の

地域経済変動対策資金により借入れを行った事業所においては、償還が開始されており、収益力の低い事業所については、大変厳しい経営環境が続いていくものと認識しております。

次に、3点目の今後の支援策についてでございますが、経済支援については、電気・ガス料金、ガソリン・灯油価格等の負担軽減策など、国主導の下、対策を講じていただくことが重要だと考えております。

なお、今年6月、全国市長会では、全国会議員及び国に対して、物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化について要請しております。市としましては、国・県の状況を注視しつつ、適切な対応をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 16番佐藤 明議員の御質問の2点目、熱中症対策についてお答え申し上げます。

初めに、1点目、暑さ指数が31度を超えた場合の市の対応についてでございますが、本市としましても、熱中症事故防止についての通知を発出しており、暑さ指数が31度を超えた場合、運動等は原則中止とすることとしております。

次に、2点目、夏休みの延期の考え方についてでございますが、いわゆる夏休み、夏季休業は、地域の実態や発達段階に応じて、市内各小中学校ごとに設定しております。しかしながら、昨今の気象状況を踏まえ、何よりも児童生徒の命を守るという観点から、夏季休業の時期や期間については、行事等も含めた教育計画全般の在り方を各学校と議論し、適切に検討してまいります。

次に、3点目、5月1日から8月20日までの南陽市での救急搬送数についてでございますが、総合防災課から提供された資料によりますと、熱中症で救急搬送された方は19名となっております。

ます。その後、8月末まで救急搬送された方はございません。また、救急搬送された市内小中学校の児童生徒はおりません。

次に、4点目、今後の対策対応についてでございますが、昨今の猛暑は議員御指摘のとおり、災害級であるという考えの下、備えております。その上で、子供の健康状態は一人一人異なるという認識に立ち、個々の子供の様子をより把握できるよう、毎日の健康観察や日常の様子を適切にみとることについて、御家庭の御理解と御協力をいただきながら、一層連携を図ってまいります。

あわせて、児童生徒の発達段階に応じて、自分の健康状態を知ること、体調に異変を感じたときはすぐに周囲に伝えることなど、健康や安全に関する指導をより充実させてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それでは、何点か再質問します。

市長、ちょっと私、歯の治療をして、入れ歯も皆壊れて、非常に、歯医者さんをお願いしているんですけども、今日まで間に合わなかったということで、歯がスースーして、なかなか言葉尻というか聞きにくい点多々あるかと思いますが、ひとつ30分ほど御容赦いただきたいということで質問に入ります。

しかし、歯がないというのは非常に大変だね、よだれが出てね。やっぱり歯があると、よだれって垂れてこないんだね。歯で押さえられるんだね。初めて今回やっと分かったというか、そういうことなんです。いずれ分かる年になると思いますよ。そういうことでよろしく願います。

最初に、経済対策ですが、コロナが発生して、令和2年度から、3月6日の補正予算から今年の、せんだっての第21弾まで、ずっといろいろ

と支援策をやってきたと。県や国、あるいは市独自のものもありまして、各分野にわたって、いろいろ事務方の商工観光課を中心にして、それぞれの分野で非常に頑張ってきましたけれども、ここからが私は大変なのかなと。

さっき市長もおっしゃったように、南陽市の地域の状況を見ると、非常に、私が指摘してきたように、売上げの、若干増えたものの収益は減っているとか、そういうことが先ほど答弁されました。廃業、転業、あるいは倒産も含めて、コロナ後、80件近い、79件ですか、さっき報告あったわけですが、合わせてですよ、そういう状況の中で……

(「66件のうち、今年の4月以降13件です」
の声あり)

○佐藤 明議員 全体では66件ということね、はい、分かりました。

そういうふうな状況であるわけですね。ですから、この対策対応がいかに重要になるのかなと、このように思っております。

そこでお尋ねしたいんですが、この経済対策、先ほど申しましたが、中小企業の緊急経済対策の利子補給からずっと始まってきたわけですが、これまでこの21弾の中で、全額どの程度の金額を要したのか、その状況をまずお伺いいたします。

○議長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

商工観光課で実施済みの経済対策というふうなことの前提でお答え申し上げます。

第1弾から第21弾まで総額で、見込額でございますけれども、15億6,400万円となっております。

ただいまの金額につきましては、先ほど佐藤議員からのございました経済対策の第1弾の無利子融資のほうの関係で、令和12年度まで利子補給、保証料補給いたしますので、その金額を含めた金額となっております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 この15億何千万の内訳ですけれども、国や県、今課長がおっしゃったように見込みも含めてと、こういう金額を示されたわけですが、その内容等について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

国・県・市の財源内訳というふうなことだと思いますので、国のほうが約9億8,400万円、県が4億1,400万円、市が1億6,600万円となっております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、課長のほうから具体的に、県・国・南陽市ということで分けをして報告があったわけですが、私、問題なのは、さっき市長がおっしゃったように、66件の転廃業、あるいは倒産と、こういう、この南陽市に今までかつてなかったような事態が起きていると。こういった方々を救済するのが行政の仕事でもあり、役割だと思うんですね。

ですから、これからのいわゆる緊急支援策、対策が非常に大事だなと思っているんですが、さっきいろいろ市長もおっしゃいましたが、今、課長がおっしゃったように、区分の中で、業種が製造業から始まって、教育も含めて様々17項目の業種があるわけで、しかも、支援というのは多岐にわたっているわけですね、全体的にわたっていると。しかも、全体額が15億6,000万ほどあるわけですけれども、国の対策もこれからいろいろ計画しているようすけれども、やっぱり国待ちでなくて、南陽市で同時に支援もあり得ると思うんですよ、先取りしてですね。こういう考えがあるのかないのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 コロナ禍の3年間、事業がほとんど動

かなくなってしまったと。どの業種においても、ほとんどの業種で動きがストップしてしまったということがあって、一番大きなものが無利子融資等なわけでありましてけれども、まずそこをその時々で途絶えさせないような対策が必要であったと。その後、1年目、2年目、3年目となるにつれて徐々に、その凍りついた動きがようやく少しずつ動き出して、それを後押しするような支援が行われました。

そして、今現在においては、国全体の平均値で言えば、コロナ禍前にちょっと欠けるものの、ほぼコロナ前と同じような状況に戻りつつある、全体の平均としては、ということだというふうに思っています。

ただ、一方で、地方ではやはり東京とか大都市圏のような状況ではないという実情があります。その実情に応じた支援というのは必要だというふうに思っておりますが、一方で、その財源となる、今まで政府のほうから交付されていた臨時交付金があったわけですが、それを非常に有効に活用させていただいたわけです。

そうした財源も踏まえて、どういった方策が取れるかというのは、今ちょっと今後の見通しがまだ出ていないものですから、なかなか難しいところではあります。地域の実情はしっかり見て、何ができるかは考えていかなければいけないと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長の言っていること分かるんだけれども、それじゃ、具体的にどういった形での支援をやるのかなというのが問われると思うんだよね、行政として。

だから、確かに地域の実情に合ったというふうな、市長はおっしゃるんですけれども、それじゃ何ができるかと。するためにどういう方法の手段を取るかと、これが私は大事だと思うんだね。恐らく、市長もしないための施策を考えているのでなくて、するための施策をどう考え

ているかと、私そう思うんですよ、これはどこの自治体も皆同じだと思うんですけれども。やっぱりその実情に応じた支援というのは、具体化が必要でないのかなと。

今までは、担当課を中心に第1弾から21弾まで17業種の、様々にわたって支援策を考えてやってきた、頑張ってきたという経過、いきさつがあるんですけれども、そういう具体性があれば私はなおいいんですけれども、どうもその辺、臨時交付金の話もされましたが、やっぱりもっと具体的にしたほうがもっと市民の、業者の間でも、その辺なるほどと分かりやすいんじゃないのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 今、一番求められていると考えられるのがやはり物価高騰、原材料、エネルギー、電気、ガス等の高騰が最も収益悪化、下に下げる要因となっていることから、これについては、やはり国でしっかり対応してもらいたいというふうに思います。

一方で、様々な需要を喚起するような方策については、それぞれの地方の産業の在り方に応じて、各自治体が考えるべきことかなというふうに思っています。

そうした意味で、今、観光についても国のメニューに手を挙げて、その内定を得て進めようと思っていることや、先般発表しましたけれども、これは産業とは微妙に違いますが、スポーツ庁の交付金なども得て、健康づくりを通じた市内の活性化策なども考えております。

いずれにしても、市が何か大きなことをやろうとする場合には、独自財源というのはなかなか厳しいものがありますので、財源については、よく工夫をして研究をしながら、有効な策を考えてまいりたいと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、市長がおっしゃったけれども、多くの中小零細企業は、コロナがもう3

年以上になっている、4年目なわけだ。非常に長引いているわけだね。ですから、この長引く状況の中で一番今問題になっている、今、市長もおっしゃったように、原材料と燃料価格の高騰、これ非常に高騰しているわけだ。

私たまげたんですけれども、この辺のガソリンスタンドさ行くと、もう190円。これはたまげたというか、運送業なんてどうしてやっているのかなと不思議に思うわけだね。

今回、21弾で運送業に対する支援策講じたようなんですけれども、こういった中小零細企業ほどこのコストに転嫁できないわけだ、残念ながら。大企業と全く構造が違う、大体。そのことによって、中小零細企業が回復しないままに実態が推移していくと、このことによって、転廃業、あるいは倒産が余儀なくされているというのが、私は現状だと思うんですよ。

ですから、こういったことを見ない限り、中小零細企業を救うことができないと私は思うんですね。

まさに国家が責任を持ってそれぞれの施策を講じていくということがもちろん大事であります。しかし、それを待っているだけでなく、市独自としても支援策を提供しながら協力していくと、これが最も私は大事なことかなと思うんですよ。

それで、今、中小零細企業のことばかり言っているわけにはいきませんが、ちょっと農林課長にお尋ねしたいんですが、今言ったようなことが農家の方々にも当てはまる部分がたくさんあるわけですね。いわゆる飼料の高騰をはじめ様々な、燃料の問題を含めて、こういうことあるわけですが、その辺の現状はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

寒河江農林課長。

○農林課長 お答えいたします。

今、佐藤議員からありましたように、酪農農

家におきましては、配合飼料の高騰で飼料のほとんど3分の1程度が負担となっていると。あと、その他につきましても、燃料等々の高騰により大変だというお話はお聞きしております。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私、あまり専門家でないから分かりませんが、農家の人がたくさんいらっしゃるんでね。

今回の夏の酷暑で、地域によっては相当の被害が、例えば新潟県のコシヒカリ、地割れして米が値上がりするんでないかと心配されているわけですね。この南陽市においても、そういうことはないというふうなお話聞いているんですけども、果樹や、あるいは野菜等も含めて、そういう被害の実態って、今の状況ではあるのかなのか、その辺ちょっとだけ伺います。

○議長 寒河江農林課長。

○農林課長 お答えいたします。

やっぱり野菜につきましては、生育不良とか、いろいろそういうお話をお聞きしております。あと、果樹につきましても、今デラは終わりましたが、これから大粒に入りますけれども、何とか水をまいたりして栽培をやっていると。あと、リンゴについては、日焼けがちょっと心配されるかなという、様々なそういうことについては確認しているところでございます。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 中小零細企業にしる、農業の今のお話ですが、非常に今、熱波によって全世界にもう広がっていると。火災も、オーストラリア、あるいはギリシャのアテネ近郊の山火事で、20人前後の方々が亡くなっていると。もうアメリカのハワイ州でも百何十人、行方不明者が三百何十人と、このように甚大な被害が出ているわけですね。

これちょっと熱中症のことで言おうかと思っ

たんですけれども、そういうふうにして、やっぱり経済にもこの酷暑が影響していると、こういうことが私は言えると思うんですね。ですから、この辺も含めてしっかりした経済対策をしていただきたいものだなと。市長の新たな決意をお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 原材料が高騰しているというのは、一番の理由は円安、これは国に当然対応してもらわなきゃいけない。そして、エネルギーが高騰しているというのは、これは、第一は戦争、これも国に対応してもらわなきゃいけないと。そして、価格転嫁が進まないというのは、これは今まで長年にわたるデフレが続いてきて、なかなか価格転嫁する機運が醸成されないと、そういったこともありますし、また、急激な変化というのがやはりうまくないわけで、その調整というのは政府に担ってもらわなければいけない。

しかしながら、細やかなところについては地方が行うべきというふうに考えますので、南陽市としては、できることは行ってまいりたいと思いますが、それにしても、大規模なものは、なかなか独自では行えないということで、さらなる国の臨時交付金の配分などが必要でありまして、そういうものも求めてまいりたいと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 じゃ、熱中症対策について関係課に質問いたします。

最初に、この熱中症対策ですが、先ほどは、幸いに南陽市では熱中症で搬送された児童生徒はいないと、これは幸いだと思います。残念ながら19名の方が搬送されたと、これは課長、軽傷者ということでみなしてよろしいですか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えい

たします。

消防署のほうで救急搬送された分で報告をいただいたものですが、その際の救急隊のほうで、傷病者の関係について概要的なものは添付していただいておりますが、結果的にその傷病者の程度がどうかというところまでは、こちらのほうでは承知をしておりません。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 分からないということですね。分かりました。

それで、学校教育課長にお尋ねいたします。

さっき一郎議員かな、いわゆる気象庁が先月28日、異常気象分析検討委員会を開いて、7月後半以降の高温問題等について分析をしたと。その結果、1898年、今から125年前、明治30年、これ初めて統計を開始した125年前以降、最も暑い夏だというふうになっているわけですが、随分かなり前の話だなと、そういうふう思うわけですが、やっぱり残念ながら、全国各地で亡くなられた方が小中学生でもいると、こういうふうな報道があったわけですが、これはあつてはならない事故だと思うんですね。

ですから、我々大人の責任でもあるし、関係者の責任でもあると言わざるを得ないわけですが、何とか避けることができなかつたのかと、こういうことだと私は思うんですが、さっき課長は、31度以上については運動は中止すると、こういうふうなお話であったわけですが、これは県が、米沢の女子生徒が亡くなって、緊急に会議を開いていろいろ議論して、各自治体の教育委員会に指示指導したと、こういうことだと思うんですが、それにもかかわらず残念ながら、これは山形新聞の社説でも厳しく指摘しておったわけですが、山形の十中でしたか、13人の子供たちが搬送された。これは分かっていたわけだ。しかも、山形新聞辺りで

は1週間ぐらいの書いた様子、これは運動しないほうがいいのかといろいろ、安全とか危険とかといろいろなことが書いてあるわけですね。我々もしよつちゅう見ると、今日もまた37度かと、35度かと、こういうふうにならぬ頭に持っているわけですね。なぜ教育の現場でこういうことできなかったか、非常に私は残念だと思うんですね。

幸い南陽市では、さっき課長から報告あったように、南陽市では搬送された子供たち、児童はいなかったと、こういう安堵しているわけですが、課長として、何でこういうふうな、県内でそういうことが起きたのか、総括的に課長がどのように認識されているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

やはり児童生徒の命を守るということを最優先に考えるべきだな、学校は。そういう場であるべきだなというふうに思います。安全安心に子供たちが学べるような環境をいかに整備していくかというのが重要なことというふうに思います。

その上で、危機管理意識というものを各学校、管理職をはじめ各担任まで広く持ってもらう必要があるなというふうに思います。本市においてもそれらが十分なされるよう、今後も指導してまいりたいというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 全くそのとおりだと思うんですね。さっき私が最初に質問したとき、個々の健康状態の状況を見ながら、保護者、父兄と相談しながら連携して対応していくと、最も基本的なことだと思うんですね。これを忘れているからこそ、そういう事故、事件が各地で起きているわけだと思うんですね。

ですから、この山形県は内陸で、非常に昔、

最高の気温を記録したというふうな歴史もあるわけですね。ですから、常にそういうことを頭に置きながら、やっぱり指導していくことが非常に重要なんだと私は思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりというふうに思います。本市においても、例えば、運動会は9月になんという意識で取り組んでいたところがございます。それも含めて、この昨今の気象状況を鑑みまして、学校行事の在り方、年間を通しての教育計画の在り方を学校と議論し、対応していく必要があるなというふうに捉えているところがございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長にちょっとお尋ねしたいんですが、いわゆるEUですね、欧州連合、この気象情報機関、この機関があるわけですね。世界にはいろいろな機関があるわけですね。その機構によると、高温については、人為的な温室効果ガスの排出が主になっているという見方を示していると、こういうふうに指摘しているわけだ。人為的な温室効果ガスの排出が原因だと。

一方、異常気象を分析する国際研究グループ、こういうふうなグループもあるそうです。これによりますと、化石燃料を一刻も早く中止しなければならぬと、こういうことを言っているわけだね。今、化石燃料を使っているのが日本も含めて多々あるわけですね、世界各国では。こういうことを指摘している。

それで、私は思うんですけれども、せんだって広島で主要7か国の首脳会議、いわゆるG7サミット、これ広島で行われたわけですが、この中でも指摘されているわけだ、日本は、岸田総理は薄らとぼけていたようなんですけれども、

これは私はそういうことでなくて、やっぱり事実は事実として捉えて、全世界的になくしていくという方向で進んでいるわけですから、せめて、地元でしたサミットの主催国である日本が率先してやるべきだと思うんですが、市長の認識はどのような考えを持っているのかなと思って、私、聞きたいと思っている。機会与えられたからお聞きしていますが、これどうでしょう。

○議長 市長。

○市長 私も問題意識、まず地球温暖化は起きていると。その主な原因は温室効果ガスであると。その中でも多くを占める化石燃料が非常に悪影響を及ぼしているの、その使用はできる限り削減しなければいけないと、ここまでは多分一致です。

ただ、この先どうするかについては、私は、いわゆる再生エネルギー一辺倒では、恐らく現実的に立ち行かないだろうというふうに思っております、エネルギーの配分といいますか、どのようにしてエネルギーをつくり出すかというのは、ベストミックスが一番大事だろうと。

その中には、いわゆる原子力発電所も入れるかどうかというのは、これは各国の施策によるわけでありまして、私はそこも入れるべきだというふうに思っております、そういう意味でいうと、大きなウエートを占める火力発電所をできるだけ減らす方策は、原子力発電によるのか、それとも風力や太陽光、あるいは水力、そういうものによるのか、1つに過度に依存しないベストミックスが重要だと考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 確かにおっしゃることも分かるんですが、やっぱり世界的な流れを見ると、何とかこの温暖化を止めようと、世界的な流れなわけですよ。皆協力し合おうと、こういうふうにして確認しているわけだ。ところが、残念ながらそういう国もまだまだ多く見られると、こういう残念な状況が多々あるわけですね。

ですから、私はこういったことも含めて、この気候の変動、全世界でやっぱり止めようと。そして、台風も来なくなるような、そういうふうな気候にしなければならないと私は思うんですよ。

だって、市長も分かるとおりに、今もう太平洋の上で高気圧が、海水が物すごい高いわけだ。その原因は何だかという、さっき言ったようなことが全世界で起きているんじゃないかと、こういうふうに言えるわけですね。

ですから、やっぱり再生エネルギーも含めて、こういったことも含めて徐々にしていくような、そういう施策を講じていくと、これが非常に大事になってくるのではないかと思います、その辺どうでしょうか。

○議長 最後に、市長。

○市長 おっしゃるとおりで、最後に付け加えますと、産業革命以降、既に地球の平均気温は1度上昇していると。それをあと0.5度、だから合計で1.5度までの上昇に抑えなければ、何が起こるかという、これ以上の猛烈な異常気象が起こってしまうと。なので、1.5度に抑えなければいけないわけですが、今最大の努力をしたとしても、その効果が現れてくるのは、多分10年後か20年後です。この間はどうしても今の状況がさらに悪化する形で続くということは、見据えておかなければいけない。

最大の努力をして、20年後か30年後かに気温の上昇が止まると、まずそこをつくらなければいけないというのが急務だと思っております。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

御苦労さまでした。

午後 2時57分 散 会

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）

本 会 議

令和5年9月5日（火）午前10時00分開議



**議事日程第3号**

令和5年9月5日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第3号に同じ



---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |         |    |      |           |    |
|------|---------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司 | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭 | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一 | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美 | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗 | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛   | 議員 | 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 |
| 14 番 | 高 橋 篤   | 議員 | 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 |
| 16 番 | 佐 藤 明   | 議員 | 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |

◎欠席議員（1名）

12 番 高 橋 弘 議員

説明のため出席した者の職氏名

|       |                 |      |                             |
|-------|-----------------|------|-----------------------------|
| 白岩孝夫  | 市長              | 大沼豊広 | 副市長                         |
| 穀野純子  | 総務課長            | 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長                     |
| 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭 | 財政課長                        |
| 板垣幸広  | 税務課長            | 高野祐次 | 総合防災課長                      |
| 竹田啓子  | 市民課長            | 尾形久代 | 福祉課長                        |
| 大沼清隆  | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子 | ワクチン接種<br>対策主幹(兼)<br>観光振興主幹 |
| 寒河江英明 | 農林課長            | 長沢俊博 | 商工観光課長                      |
| 川合俊一  | 建設課長            | 遠藤晃司 | 上下水道課長補佐                    |
| 高橋宏治  | 会計管理者           | 鈴木博明 | 管理課長                        |
| 佐野浩士  | 学校教育課長          | 山口広昭 | 社会教育課長                      |
| 土屋雄治  | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 矢澤文明 | 監査委員事務局長                    |
| 山内美穂  | 農業委員会<br>事務局長   |      |                             |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 小阪郁子 | 庶務係長 |
| 丸川勝久  | 書記   |      |      |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名で、定数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨、通知のあった議員は、12番高橋 弘議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員、長濱洋美教育長と佐藤和宏上下水道課長が都合により欠席する旨通知がありました。上下水道課長に代わり、遠藤晃司上下水道課長補佐が出席をしておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9月1日、本定例会の会議録署名議員として、12番高橋 弘議員を指名いたしました。欠席でありますので、本日の会議録署名議員として、13番板垣致江子議員を追加指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長 日程第2 一般質問であります。

昨日に引き続き一般質問を始めます。

片平志朗議員質問

○議長 最初に、9番片平志朗議員。

〔9番 片平志朗議員 登壇〕

○片平志朗議員 おはようございます。

本日のトップバッターを務めます9番、真政会、片平志朗です。

2週間ほど前、痛風になりまして一時弱りましたが、今日は元気に戻ってまいりましたので、元気よく一般質問をさせていただきたいと思っております。

8月24日、ついに福島第一原発事故でたまった原発処理水の放出が始まりました。政府は、漁業関係者の理解が得られなければ放出はしないと約束しておりました。本当に理解が得られたのでしょうか。

また、震災後12年の間、理解が得られるように海洋への放出以外の方法の検討や、漁業関係者をはじめ国民に十分に説明責任を果たしてこられたのか疑問に思います。

たまり続けて行き場のない処理水の現状に迫られ、半ば強行放流ではないのでしょうか。たまったタンクの処理水を全部放出するには、30年ほどかかると言われておりますが、今もって原子炉内部への地下水の流水が止められておらず、この間にたまった処理水のことも併せると、30年どころではないのではないのでしょうか。

この構図は、産業革命以来経済活動を優先させ、温室効果ガスを大気中に放出してきた地球温暖化問題に酷似しています。原発を既に稼働している国では、トリチウムがあるかないかの相違はありますが、大気中や海洋へ放出し続けているのです。

薄めて基準以下になれば問題ないという考えは、あまりにも楽観的であります。ちりも積もれば山となるので、環境負荷を強いている構図に変わりはないのです。

話は変わりますが、今年の9月1日で、関東大震災から100年を迎えました。死者、行方不

明者は10万5,000人余り。地震時には昼近い時間帯ということもあって、その9割が火災によるものでありました。この未曾有の災害は、地震による倒壊をはじめとして、津波、そして前日に降った雨による地滑り、そして火災と複合的な災害でありました。

当時には、建築基準法などの定めもなく、都市部には無秩序に建てられた密集した木造が建ち並んでおり、大規模な火災を引き起したと言われております。

以来、国では、この大惨事を後世に伝えるべく、9月1日を防災の日として制定しました。その後、建築基準法が昭和25年に公布され、幾多の大規模な災害の教訓を得て改正されました。現在は建築基準法にのっとり、耐震化や不燃化が進みました。

しかしながら、いかに法的整備や建築技術が進んだとしても、予想だにしない災害は必ずやってくることは、最近の災害から教訓として念頭に置いておきたいものです。

さて、発言通告に従いまして、本題に入ります。

1点目、防災対策の強化についてであります。

我が国は、諸外国に比べて地震、津波、火山、台風、水害、地滑り、森林火災等々の自然災害の多いところでもあります。それに加えて、近年には地球温暖化により、災害の多発化や激甚化が進んでおります。災害は、備えあれば憂いなしと言われますが、人知を超えるような予期せぬ災害がやってくることを常に念頭に置き、早めの対策を取っておかねばなりません。

そのような観点から、次の質問を行います。

1点目、内水氾濫の対策は十分でしょうか、お伺いいたします。

2点目、森林火災の対策への対応はどのように考えておられるでしょうか。

3点目、防災DXへの取組はどのように考えておられるでしょうか。

次に、2点目の地方創生についてであります。

2014年9月に、国の「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、同時に12月に「まち・ひと・しごと創生法」が、略して地方創生法と呼ばせていただきます、が制定されました。

既に第1期地方創生2015年から2019年は終了し、現在は第2期地方創生に取り組まれておられます。

本市においても、第2期まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、第6次総合戦略と併せて人口減少に歯止めをかけるべく、多種多様の施策の展開がなされております。

そこで、下記の点について質問を行います。

1点目、第1期の総括はどのようにされているのかお伺いいたします。

2点目、今までの取組の結果、本市の人口減少に現時点において歯止めがかかっているのかお伺いいたします。

3点目、地方創生条例制定のお考えはありなのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

9番片平志朗議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、防災対策の強化についての1点目、内水氾濫の対策についてでございますが、ハード対策といたしまして、吉野川雨水第1・第2幹線整備や準用河川改修、側溝整備により、水を速やかに下流に流し浸水を抑制するための事業等を行っております。

また、織機川流域の漆山地区において、県営事業として実施中の基盤整備事業の中で、水田の落水量を調整する装置を設置し、水を貯留する田んぼダムの取組を進めていただいております。

ソフト対策として、大雨警報発令時など大雨が予想される場合、吉野川や織機川の取水堰のうち町内に流入する水路の水門操作を水門管理者に依頼し、市街地への水の流入を制限するなどの対応を行っております。

また、平成25、26年の豪雨で浸水したエリアをハザードマップに明示するとともに、各地区・団体が行う防災訓練や研修会において、こういった内容を説明し、速やかな避難を心がけるよう啓発しております。

次に、2点目、森林火災の対策についてでございますが、空気が乾燥し、火災の発生しやすい春に、春の火災予防運動や全国山火事予防運動を実施し、広報紙やSNS、消防車両等による火災予防広報などを行うとともに、入山口に火災防止ののぼり旗や横幕を設置し、入山者への注意を喚起したり、農地等への火入れに際しての届出を徹底するなど、林野火災予防対策を推進しております。

また、吉野地区の消防団第1分団へ高出力のポンプと資機材を搭載した山林火災特化型ポンプ自動車を配備するなど、消防団の装備充実を図るとともに、4月に実施される春季消防演習においては、火災防御訓練と併せ、林野火災を想定したジェットシューターを使用した消火訓練を実施するなど、林野火災に備えております。

さらに、十分一山の大規模な山林火災の経験を踏まえ、いざというときに自衛隊への支援要請が円滑に進むよう、常日頃から関係機関と顔の見える関係の構築に努めております。

次に、3点目、防災DXの取組についてでございますが、防災DXとは、大規模災害の対応にAIなどのデジタル技術を用いる取組であり、災害時における情報伝達や災害復旧時の諸手続等において、多くのメリットが期待されるなど、防災DXへの取組は大変重要なものと認識しております。

国では、災害時に国と自治体が情報を共有す

る新たなシステムとして、仮称防災デジタルプラットフォームの作成を行っており、また、防災分野におけるデータ連携等の推進を通じた住民の利便性の向上を目指し、官民が連携して、防災分野のデータ連携基盤の構築等の検証を行う防災DX官民共創協議会が発足し、活動を進めるなど、様々な形で防災DXが推進されております。

本市においては、今年度、防災情報アクセスソリューション整備事業として、公民館等の指定避難所に、誰もが利用できる無線通信ネットワーク、Wi-Fi環境を整備し、市有施設のデジタル通信環境の整備と、防災拠点施設としての機能改善を図るべく事業を進めているところであり、今後とも防災DXに関する先端の情報をいち早く捉え、市の政策に反映するなど、防災DX実現に取り組んでまいります。

次に、地方創生についての御質問の1点目、第一期の総括についてでございますが、コロナ禍による影響が大きく、第一期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた各数値目標のうち、達成できたのは39%でございました。

次に、2点目、本市の人口減少に歯止めがかかっているかについてでございますが、国立社会保障人口問題研究所による将来推計人口によると、2030年までに、合計特殊出生率が人口置換水準である2.07に達した場合においても、人口が均衡するのは2090年代になると推計されております。

したがって、本市の総合戦略は、計画期間内に人口減少をストップする、歯止めをかけることを目指すのではなく、地方創生を実現するための手法の一つとして、人口減少の抑制を目標に掲げております。

令和2年度の本市の人口は、国立社会保障人口問題研究所の推計を上回っており、人口減少の抑制が一定程度図られたものと捉えておりますが、一方で、市独自推計人口を下回っている

ことや、コロナ禍により出生数の低下に拍車がかかっており、厳しい状況にあると考えております。

次に、3点目、地方創生条例制定の考えについてでございますが、地方創生条例を制定し、官民一体となって施策を推し進めるという方法についても、地方創生を進める幅広い選択肢の一つとさせていただきながら、今後は、国が定めたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、本市の総合戦略を改定し、人口減少への取組のみならず、デジタルの力を活用して、誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 答弁、大変ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

この防災対策の強化についてでありますけれども、1点目の内水氾濫の対策は十分かということで、いろいろ今、市長の答弁をお聞きしますと、吉野川の第1・第2幹線整備をはじめ、重要な施策を、田んぼダムを造って着々と進めているなというふうに感じておりますけれども、記憶に新しいところで、2022年8月に、西置賜を中心として線状降水帯が発生して、河川の氾濫、住宅の浸水、堤防の決壊、道路の陥没、はたまた鉄道の脱落、大変な災害にみまわれたことは記憶に新しいことでございますけれども、そのうち飯豊町では内水氾濫があった場所は、ハザードマップには明示されていなかった。

よもやそういうことは起きないだろうということを想定したんだろうと思っておりますけれども、本市においても、例えばこの間の飯豊町並みに24時間の雨量が300ミリを超えた場合、今の状況、インフラの整備、内水氾濫に対してはどう

いうふうになるのか、シミュレーションをやったことございますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

これまで大きな河川、いわゆる最上川、そして吉野川、織機川などの国・県の河川に関しまして、それが最大規模の降雨で氾濫した場合の想定浸水区域を公表し、それを市としてハザードマップで住民の方にお知らせをしています。

今、御質問のあった内水氾濫の件ですけれども、現在、国のほうにおいて、令和7年をめどに内水氾濫に関するハザードマップの作成に向けた取組が、県、市町村、私どもも含めて進められているところでございます。

まだそのシミュレーション、具体的な部分につきましては、当市においてもできてはおりませんが、それを補完する役割として、平成25年、そして26年の豪雨災害時に浸水をしたエリアをハザードマップに明記をし、住民の方に避難等の注意を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございました。ぜひこの飯豊町の教訓を生かして、令和7年には内水氾濫が起きた場合のハザードマップを作成して、市民にも十分周知徹底を行っていただきたいというふうに思います。

次に、本市には2か所ほどのアンダーパスがございますけれども、あの中で黄色のラインと、それから赤のラインが二重に引かれております。アンダーパスはどこでもそうですけれども、低いわけですから、どうしても雨水がたまりやすい状況、場所なわけですね。

そういった場合の緊急の対応、例えばこのくらい降ったらそこを通行止めにして閉鎖するとか、そういう対応はどのように計画されている

のか、お尋ねしたいと思います。

○議長 高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

ただいま質問のありました2つのアンダーパスにつきましては、いずれも県の管理となっております。県のほうでは、一般の県道管理と同じように、その管理に関する実施要領を定めているところがございますが、特にこのアンダーパスに関しましては、例えば浸水、そして停電、その他異常が生じた場合に、それを担当者のほうに知らせるシステムがあるというふうにお聞きをしております。

そこから、職員、あるいは維持管理を勤めている業者さんのほうに連絡が行って、例えば通行規制を行うなどの対応をするというふうにお聞きをしております。

ただ、そこに至るまでの時間について、タイムラグが生じるというふうなこともございますので、そういった場合について、例えばそこで消防団が通りかかった場合に、その部分を確認をした場合は、通行規制する権限はございませんけれども、警察に通報する、あるいはそのところで住民の方にその状況をお知らせするなどの対応をこれまでの災害では取っております。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 災害、そういった緊急な災害時は刻々と状況が変化するわけですね。最近の雨の降り方ですと、一気にドバツと降るんで、一気に水かさが増してくる。

それに対して、いかに県の管轄内といえども、そこを通るのはほとんど南陽市民なわけですから、そういう南陽市民の命と財産を守っていかなきゃいけない責務が私たちにはあるわけですから、そういう、例えばあそこで車が浸水して、ドアが開かなくて閉じ込められたというような

状況をやっぱり誰か通行人が知らせてくれれば、それはそれにこしたことはないんですが、そういう状況を把握するようなカメラの設置というのはしているのでしょうか。

○議長 高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

そういった状況を確認をするための防犯カメラ等、カメラの設置をしているというふうにはお聞きしておりません。防犯カメラの設置は、災害の関係については設置されないというふうに承知をしております。

ただ、災害時大雨が降ったときに、そのアンダーパス以外にも、南陽市のほうで浸水で危険、いわゆる今までの災害の中で浸水が起こっている常習地等がございます。そういった部分につきましては、建設課さんのほうで常にその現場のほうの確認をするなど、そういった補完をする対応を取っていただいております。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 話は違いますが、二重のラインを引いている意味というか、どういう意味があるんですか。

例えば、路面から最深部で50センチのところなのか、黄色はね。赤は1メートルのところなのか。その意味合いをちょっと教えてください。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

黄色、そして赤というふうに二重のライン引かれておまして、その高さ等も表示されていたかと思うんですけれども、申し訳ございません、そのところを詳しく御説明できるところまで承知しておりませんでした。申し訳ありません。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員　もう少し、あそこを通行する人に一目で分かる、例えば黄色なら車は通るのかなとか、そういう極端な話ですけれども、そうでないと、やっぱり無理に通っちゃうんですね、心理的に。

だから、ただライン引いたから、どっちにしろ雨水になれば、ラインなんて見えるかどうかも分かりませんので、水がそんなきれいな水ではありませんので。その辺を少し管理者の県と部局で、もう少し御協議いただけたらなというふうに思います。それは私の要望であります。

時間が押し迫ってまいりましたので、次に、森林火災の対策、対応ということで、さっきの市長の答弁ですと、林野火災に備えて新しい山火事用の消防ポンプ車を配備してやっているということですが、今、日本では、本当に諸外国と比べて、あんなに大規模な森林火災というのはまだ発生はしていませんけれども、今、外国では、アメリカのハワイのマウイ島で大規模な火災が発生しました。行方不明者も入れますと、相当の犠牲者が出ているようです。101名ですか、亡くなった方も。また行方不明者が何人いるかまだ把握できていないんですね。

これから日本においても、特に周りが全部森林なわけですね。やっぱり7割くらい山に囲まれている、そういう中で私たちは生活しているわけですが、外国での火災から見ると、本当に他人事では済まされない、そういった気になります。

また、カナダでは大規模な火災で、現在も延焼し続けているということで、実に焼失面積が11万平方キロメートル。こう言われてもぴんと私もきませんが、日本の国土が38万平方キロメートルですから、実に3割近い、そういう面積が焼失したことになります。

さっきの内水氾濫と似ていますけれども、もし大規模な火災が発生した場合のシミュレーション、そういうことは行ったことがあるのか、

お聞きしたいと思います。

○議長　高野総合防災課長。

○総合防災課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

大規模火災発生シミュレーションというふうなことでございますけれども、具体的にそういったことをシミュレーションするというふうなことではなく、これまで議員も御承知のとおり、十分一山での大規模な火災、あるいは吉野地区での火災、近隣では米沢でも大きな火災がございました。

そういった火災の発生を踏まえまして、特に山林火災の場合は、地上部隊での消火が非常に困難になるというふうなことがありますので、1つは消防航空隊、いわゆる消防防災ヘリの要請、そして先ほど答弁にもありましたけれども、自衛隊への派遣について速やかな連絡を取るというふうなことを心がけております。

特に、その場ですぐ連絡をして要請というふうなことだけではなくて、火災が発生した際に、その火災が発生している事態、情報をその航空隊あるいは自衛隊のほうに提供するなど、そういった積み重ねを行う、そして日頃の顔の見える関係をつくりながら、速やかな消火活動にできるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長　9番片平志朗議員。

○片平志朗議員　当然、大規模な森林や林野火災、あるいは住宅火災になれば、南陽市だけの単独消防はとても不可能なわけですね。どうしても広域連携に頼らざるを得ないわけですが、その場合の、今、防災課長がおっしゃられた上部との連絡体制ですね。瞬時にできるようにやっていただきたいと思います。

もう一つ、先ほどのハワイのマウイ島のお話ではありませんけれども、出火の原因は、強風によって電柱が30本倒れて火花が散って、それが着火したというふうに、これは確定ではありません。

ませんけれども、電柱が30本ほど倒れたのは間違いありませんけれども、今、詳細については検討済みだと思いますが、日本においても、日本は電柱王国なんですね。まさに、まず北は北海道、南は沖縄まで電柱がない市町村なんていうのは、私も見たことはありません。

ただ、本市においては、そういう先立って赤湯停車場線拡張工事ですか、無電柱にされていますけれども、やっぱりこういう取組は、ぜひ今後必要ではないかなというふうに思います。

まず、電柱が倒れればどうなるかということ、さっきの火災にも結びつくわけですが、また、道路を塞いでしまって災害救助の妨げになるということになりますので、この辺、本市だけでこれは取り組める問題ではないんですけれども、この辺少し各関係機関と協議をして、今後進めていただきたいなというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、全国で無電柱化の取組が推進されております。本市におきましても議員御指摘のとおり、赤湯停車場線において無電柱化が今現在進んでおりますし、温泉街においても一部無電柱化は既に実施されていたり、あるいは市内各所で、ごく一部ではありますが、取組は既に実施されています。

観光面でも無電柱化が必要ですし、それから防災面でも有効性があるということで、本市においても、できる範囲で無電柱化は進めていきたいというふうに考えております。

一方で、無電柱化はコストが一番問題なわけで、そのところは様々な事業のメニューを見ながら、有利な、市の負担があまり発生しないようなメニューを探して実施していきたいというふうに思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 分かりました。

ぜひ、努力して取り組んでいただきたいものだと思います。

次に、2点目の地方創生についてでありますけれども、この争点は、俳句の夏井いつき先生でありませんが、競争から共創の地方創生の転換の時期だと思うんです。

先ほど市長も、地方創生については、今現在取り組んでおりますけれども、その中で、第一期の創生の総合戦略を終了して、総括として、先ほど全体的に39%の達成率だということをおっしゃいましたが、これは終盤に新型コロナ等あって大変厳しい状況ではなかったかと思いますが、この39%という数字そのものですね、どのように、満足はしていच्छやらないでしょうけれども、どのように捉えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 39%にとどまったということについては、残念な思いで捉えております。見込みでは、年々目標数値への実績が近づくように積み上げていって、もっと多くの目標が達成される見込みを持っておりました。

しかしながら、やはりコロナの影響はかなり大きかったなということで、大事なのは今後ここからいかに立ち直っていくかということだと思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

次に、創生の意味を考えてみたいと思いますけれども、創生という意味は、牧瀬教授も言われたとおり、初めて生み出すということでありまして、牧瀬教授の話をお借りするならば、現実には、日本全国津々浦々、まち・ひと・しごと総合戦略に取り組まれているわけですが、現実は今までの踏襲や、それから模倣、他地方自治体の模倣が多いと。創生という看板を掲げているのに、それでは実効性がなく、逆に、真逆のことをやっているんじゃないかと。そうし

たら、いつまでも地方創生は実現しない。

私も、全部はこの点では思いませんけれども、ややもするとこういう固執的になりがちなわけですけれども、この辺は市長どのお考えになっているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 当初、第2次安倍政権時に地方創生を掲げた、その趣旨の大きなポイントは、東京一極集中の是正、地方こそが日本を支えるんだということで、各地方の活性化がなくしては、今後の日本の将来はないという思いで取り組まれたと思います。

その中で、各1,740を超える自治体がある中で、それぞれがどうやってその地方を活性化していくかということについては、議員御指摘のとおり、好事例の横展開ということが多く行われております。

これは、私は仕方がない面があると思っております。仕方がないといえますか、そういったやり方もあるというふうに思っています。といいますのは、やはり1,700の自治体がそれぞれほかの自治体が考えつかなかったことを考えつくかということ、なかなか難しいのが現実なわけです。

きらりと光り輝くような発想というのは、それが数少ないからこそ光り輝いているわけで、その点においては、なかなかこうアイデアを出すのは難しいなというふうに感じているところです。

しかしながら、議員がおっしゃる模倣では、やっぱり横並びで金太郎あめのような施策ばかりになって、みんな同じになるじゃないかと、それでは効果が出ないんじゃないかという点については、ごもっともだというふうに思っておりますので、我々当局も、そして議員からも、ぜひ様々なアイデアをいただいて、地方創生を進めてまいりたいと思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

次に、人口減少の考え方なんですが、計画の中で、人口ビジョンの中で、ケース1から3ということでシミュレーションされていると思います。

ケース1はどういうことか、ケース2はどういうことかということはお分かりだと思いますから説明は省略しますが、人口増には、自然増、要するに出生と死亡数の関係ですね。それから、社会増、転入とそれから転出の関係。この2つしかないわけでありまして、天から人が降ってくるわけもないので。

ここですね、ケース1、ケース3というシミュレーションやっていますけれども、いずれのケースにおいても、自然増減による影響よりも社会増減のほうが将来に及ぼす影響が大きいというふうに書いてあります。

ここに私が疑問に思うんでありますけれども、確かに、シミュレーションの数値の上ではそういう結果が出たんだと思います。要するに、私たちの人間社会が今まで継続されているのは、いにしえから人間社会の継続性は世代交代によって行われているわけです。ですから、自然増がちょっと達成しようもないから、社会増に力を入れるという方向に走ることは避けていただきたいなと思います。どのようにお考えですか。

○議長 市長。

○市長 おっしゃるとおりで、何回かお話をさせていただいたように、日本国内での移動というのは、最終的にはプラス・マイナス・ゼロなわけで、特に影響を及ぼさないと。東京と沖縄の例を昨日の一般質問で申し上げましたけれども、そういったことはあるものの、全体としては大きな影響はないと。

したがって、合計特殊出生率を2.07にまず引き上げなければ、永久に人口減少は続くという

意味で、自然増減を重視すべきだというのは、おっしゃるとおりだと思います。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 最後、これからの取組の中で、地方創生条例などをつくって取り組むお考えはありますかということについてでありますけれども、ちょっと先ほど何て言ったか覚えていないんですが、検討するということでしたっけ、取り組む方向に検討するということを言われたんですか、ちょっともう一回確認です。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 答弁書がちょっと不明瞭で大変恐縮でありますけれども、もう一度お話ししますと、条例を制定するという方法につきましても、地方創生を進める幅広い選択肢の一つとさせていただきながらまちづくりを進めていきたいと。つづめて言えばそういうことを申し上げました。

この地方創生条例について、私はまだ不勉強なものですから、その目的や、あるいは効果、そういったものをぜひ議員からも御教授をいただきながら考えてまいりたいと思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

日本全体として、人口減少に歯止めをかけるべくしのぎを削っていますけれども、この今のこの状況で言いますと、牧瀬教授のように、A市の人口が増えたとしてもB市の人口が減ると。まさに人口の奪い合い、要するに競争ですね。そういった事態が起きているんでないかということをお指摘されているようなんですけれども、やっぱりたとえ、人口減少を抑制するように、これはいろんな施策を打って努力していかなきゃならないわけですけども、万が一人口減少に歯止めをかけたとしても、日本全体、総体的には、縮小社会の到来は避けられないんですね。これはもう明確なんですね。

だとすれば、そういう現状を踏まえて市民の

様々な福祉やサービスが低下しないように、言わば市民のQOLですね、生活の質を高めていく社会づくりが必要でないかというふうに思います。すなわち、競い合う地方創生から共創ですね、共に創っていく地方創生へと転換していただきたいというようなことを強く望んでおられました。

こういうことに関しては、上位法にあるわけですから、条例を制定し、しっかり取り組んでいただきたいということの意味で質問させていただきましたが、改めて、市長の意気込みのほどをお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 共創、競い合うのではなく共に創る、という趣旨については大いに賛同いたします。

私、最初に選挙を行ったときから、合計特殊出生率をとにかく上げなければ、ずっと減少が続くということは申し上げておまして、2.07にするのを最大の目標にすべく今後も取り組んでまいりますし、そのための方法の一つとして、条例の制定についても研究させていただきたいと思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長 以上で9番片平志朗議員の一般質問は終了いたしました。

大変御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

高岡亮一 議員 質問

○議長 次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 5番高岡亮一です。

いつもトリを狙っているわけではないんですけども、商売柄、納期にぎりぎり間に合わせるのが習い性になっておりまして、何事もこうやってぎりぎりになって提出ということなんで、御了解いただきたいと思います。

ちょうど今回の一般質問通告文書をつくっていたとき、市長が山形県トップセミナーで聞いてこられた福井県鯖江市のNPO法人エル・コミュニティ竹部美樹代表の講演、協創による、ここでの協創は、先ほどの片平議員の共に創るではなくて、協創です。「協創による鯖江モデル～地域の担い手育成」の内容を市長のフェイスブックで読みました。

竹部さんはまだ若い女性で、今年で16回目になるという、全国の学生に呼びかけて開催される鯖江市地域活性化プランコンテスト「市長をやりませんか？」というイベントの仕掛け人ということです。文章から、市長の共感の様子が伝わってきました。

その最後は、こうしめられてありました。自分たちのまちは自分たちで。鯖江市はその仕掛けで、そういう意識の人が増えている。当時の市長は、鯖江市の市長は、居場所と出番を与えれば市民はやってくれると言っていた。トップのアイデアや実行力は大事だが、継続するためには、市民の育成、きっかけづくり、市民主役の体現が大事。こう締められてありました。

実は、この文章を読む前日、宮内公民館改築をめぐってこれまで語り合ってきた「宮内から市民の新しい拠点をつくろう会」の会合がありました。そこで語られたことは、新しい公民館が誰もが気軽に集える場になるように、市は精いっぱい我々の意見を取り入れてくれた。新公民館の完成まで、何とかその姿勢を取り続けてほしいということでした。

そのことを受けての今回の1番目の質問です。

現在進められている宮内公民館改築事業は、本市における公共物建設の在り方について、画期的とも言える方向性を示したことで高く評価されます。すなわち、地域住民にとって最も身近である公民館について、市民自らが意見を出し合って行政に示し、行政もまた住民意思に応じて、極力設計に反映させるという形ができたことです。

そこで、お尋ねします。

(1) 現在の進捗状況について御説明ください。

(2) 今後のスケジュールについて御説明ください。

(3) 残念ながら例年のない暑さのために、市民運動会は中止になりましたが、コロナ騒ぎの一段落で従来の市民活動も息を吹き返し、交流の機会も元に戻るに伴って、新しくなる公民館への期待も日増しに高まっているのを肌で感じます。地域住民が喜んで使えるみんなの公民館になるためには、夢を具体化につなげていく今の時期が非常に重要です。

折も折、山形県市町村トップセミナーでの竹部美樹さんの講演の、市長による詳細な報告を読んで非常に感銘を受けました。そして、福井県鯖江市が高い実績を誇る提案型市民主役事業課制度の趣旨に、宮内公民館改築の現況も当てはめることができるのではないかと思ったところです。

行政からの一方的なあてがいぶちでなく、まさに市民が主役の公民館建設に向けて、今後どのような方策を考えておられるかお聞かせください。

大きな2番目、本市におけるワクチン政策についてお尋ねします。

厚生省疾病・障害認定審査会が8月30日までに公開した資料によると、新型コロナワクチンによる健康被害補償の受理数8,652件、うち

51.3%の4,441件が審査済みで、うち87.5%の3,881件が補償対象として認定されています。そのうち死亡認定が210件で、この方々には4,420万円の一時金が一律に支払われることとなります。昨年末までほとんどゼロで推移してきた死亡認定が、ワクチン被害者の声が大きくなるにつれて、ここ数か月で一挙に200名を超えたのでした。

一方、2021年以降2年半が過ぎた現在、超過死亡数は30万人に達しています。2021年はワクチン接種が始まった年です。ワクチン接種との関連が疑われて当然なのに、なぜかマスコミは沈黙です。

そうこうしているうちに、6月16日に開催された第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での審議の結果、9月20日から、6か月以上の乳幼児を含めて全年齢層を対象にXBB対応ワクチンの接種が開始されることになったというのです。9月20日はもう間もなくです。

「コロナが怖い」から始まって、ワクチン打たせられて、そのせいで具合悪くなった人もコロナのせいと思い込まされて、またワクチンを打たせられて、コロナが怖いと思い込んで何度も何度もワクチン打たせられて、そのうち免疫力がどんどん下がって、ますます具合が悪くなって、またワクチンに頼ってという悪循環。

コロナなんか怖くない、かかっても寝てれば治ると言ってしまうえば全ておしまいなんです。マスクも要らない。5類相当に引き下げられても、なおコロナを恐れ続けてマスクを外せずにいるのは、世界中見渡しても日本だけなのではないでしょうか。早くこの悪循環から抜け出してほしいと切に切に思います。

新型コロナワクチンについては、これまで何度もこの場で語ってきました。同じことを繰り返してもしょうがないので、今回はワクチン一般について考えてみたいと思います。

というのも、二十歳のつどいでの市長祝辞が

HPVワクチン推奨の話に終始したのに引き続き、市報の7月1日号の最初の3ページがHPVワクチンでした。

家族の判断でHPVワクチン接種を見送っていた女性が医学部に進み、そこで初めてワクチンの効用に目覚め、医療界の常識と一般の常識の隔たりを埋めるべく、ワクチン推奨の運動に取り組むようになるという内容でした。新型コロナワクチンの副反応をものともせず、医療の専門家から成る厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が生後6か月以上の全年齢層を対象にXBB対応ワクチン接種判断を下す、その構図と同じように思います。

50年前の岩波新書で、今なお評価の高い吉原賢二著「私憤から公憤へ 社会問題としてのワクチン禍」、吉原賢二さんの子供さんがワクチン、インフルエンザワクチンだったですけども、このワクチンで病気になった。そのことを受けて書かれた本です。その中に、ワクチンの限界と題してこうありました。

伝染病の予防には、予防接種だけではなく、環境衛生対策、感染防止対策、免疫力強化策等ほかの対策との組合せが必要であり、予防接種はその一つの対策にすぎない。予防接種はほかの方法がなければやむを得ずやるというのが世界の良識ある医学者の意見である。ところが、長年にわたって、日本では予防接種は万能薬であるかのように過大評価され、どこの市町村に行っても、ワクチンの効果は神秘的なまでに高められており、また多くの開業医が積極的にワクチンを勧めた。

忘れてならないのは、ワクチンは人体にとって異物であり、この異物は時として思いもよらぬ反応を起こすことがあるということである。ワクチン接種は、衛生的な環境をつくり上げることより安上がりであるため、多少の副作用を我慢すればこちらのほうがはるかに飛びつきやすいというのが真相であった。よほどの例外を

除いては、ワクチンは万能ではない。従来ワクチンに神秘的な能力があるように宣伝してきた役人や医学者たちは猛省してもらいたいものである。

これが50年前に書かれた文章です。このことを念頭に、本市のワクチン政策についてお尋ねします。

(1) HPVワクチンについて。

1、南陽市及び山形県における子宮頸がん罹患患者数及び死亡者数は。できれば年齢別に教えていただきたい。

2番、南陽市におけるHPVワクチンの現在の接種状況は。

3番、HPVワクチンの接種のコストは。

4番、HPVワクチンキャッチアップ接種事業のキャッチアップというのはどういう意味か。

5番、HPVワクチンキャッチアップ接種事業費2,132万3,000円の財源の詳細は。

6番、HPVワクチンキャッチアップ接種事業費2,132万3,000円の現在の消化の状況は。

(2) 予防接種一般について。

1、市として関わる予防接種には何があるか。また、その中で特に重点を置いているのは。

2番、予算措置とその財源は。

そして、3番、その詳細は。

(3) さきに述べたごとく、予防接種は伝染病対策としては二義的であるとの考え方があります。針を使って、体にわざと異物を入れて病気に闘うという考え方は、本来リスクの大きい異常な考え方というのです。伝染病によっては、むしろ罹患することで免疫力をつけたほうがいい場合もある。予防接種頼みの一辺倒になることなく、免疫力強化を図ることにこそ重きを置くべきではないかと考えるのですが、どうお考えか。

以上、よろしく御答弁いただきたくお願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、宮内公民館新築工事における現在の進捗状況及び今後のスケジュールについてでございますが、昨年度中に実施設計が終了しておりますが、このたび市が購入して拡充する建設予定地につきましては、所有する事業者の都合から、10月に譲渡となります。したがって、今後は、9月の早い時期にプロポーザル提案書を審査の上、さらなるコスト削減や工期短縮の技術提案を受けるECI協議を経て業者を選定し、その後、工事請負業者との仮契約を進め、議会に議案を上程する予定となっております。

議決をいただきました後は、本契約を締結し、その後、速やかに工事に着手いたします。完成は令和6年度末頃を予定しております。

次に、公民館建設に向けた今後の方策についてでございますが、昨年8月に実施した市民説明会におきまして、参加者の皆様からたくさんの御意見、御要望、御提案をいただきました。説明会での御意見を踏まえ、運営委員会に御意見の取りまとめをお願いし、法律や予算の許す範囲内で実施設計に組み込ませていただきました。

今後は、完成後の公民館の利用促進や、将来に向けた多様な公民館の利用の在り方について、鯖江市の事例も研究しながら、運営委員会との協議を重ね、地域づくり、生涯学習の拠点施設として利活用いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、HPVワクチンについての御質問の1点目、南陽市及び山形県における子宮頸がん罹患患者数及び死亡者数についてでございますが、山形県における子宮頸がん罹患患者数は、令和元年1年間で329人でございます。本市の数字につきましては持ち合わせておりません。

死亡者数につきましては、子宮頸がんのみの統計を持ち合わせておりませんので、子宮体がんを含む子宮がんによる死亡者数を申し上げますと、令和2年の1年間で山形県は72人となっております。

統計資料から年代別に申し上げますと、30代2人、40代6人、50代11人、60代13人、70代19人、80代16人、90代5人となっております。南陽市はゼロ人でございます。

次に、2点目、南陽市におけるHPVワクチンの接種状況についてでございますが、小学6年生から高校1年生及びキャッチアップ接種対象者を含む対象年齢全体の累計接種率は、7月末で1回目の接種が30.4%、2回目が22.9%、3回目が18.9%でございます。

次に、3点目、HPVワクチン接種のコストについてでございますが、医師会と契約している1回当たりの接種費用となりますが、2価と4価のワクチンは、問診料及び注射実施料等が約2,700円、ワクチン代が1万2,000円。この合計額に消費税を合わせまして、1万6,200円でございます。9価ワクチンは、問診料及び注射実施料等と同じく約2,700円、ワクチン代が2万2,572円、消費税を合わせて2万7,800円でございます。

次に、4点目、HPVワクチンキャッチアップ接種事業のキャッチアップの意味についてでございますが、HPVワクチン接種の積極的勧奨が控えられていた平成25年6月から令和3年11月に、定期接種の対象年齢である小学校6年生から高校1年生だった方に、改めて接種の機会を提供するという意味でございます。

次に、5点目、HPVワクチンキャッチアップ接種事業費の財源の詳細についてでございますが、女性のHPVワクチン接種は、予防接種法における定期接種に位置づけられており、全額一般財源により支弁しておりますが、約9割が普通交付税で措置されております。

次に、6点目、HPVワクチンキャッチアップ接種事業費消化の現況についてでございますが、8月末で373万2,000円を執行しており、執行率は17.5%となっております。

次に、予防接種一般についての1点目、市として関わる予防接種と重点接種についてでございますが、予防接種法に基づく定期接種には、A類疾病として14種類ございます。ジフテリア、百日咳、ポリオと呼ばれる急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、HPVと略されるヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎ロタウイルス感染症の14の感染症に対する予防接種がございます。

このほかB類疾病として、高齢者の季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症の2つの感染症に対する予防接種がございます。

また、新型コロナワクチンの特例臨時接種のほか、市独自に助成しているものとして、妊婦と生後6か月から中学校3年生までの子供を対象とした季節性インフルエンザの予防接種、妊娠を希望する女性とその家族を対象とした風疹の予防接種、男性のHPVワクチン接種がございます。

どの予防接種にもひとしく重点を置いて事業実施しております。

次に、2点目、予算措置とその財源についてでございますが、予防接種関連予算は、令和5年度当初予算で総額2億1,112万6,000円でございます。全額一般財源により支弁しておりますが、定期接種のうちA類疾病は約9割、B類疾病は約3割が普通交付税で措置されております。そのほか国の補助金が8,362万8,000円、県の補助金が50万円となっております。

次に、3点目、その評価についてでございますが、予防接種法第1条に「国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」とあ

りますように、定期接種は、国の審議会で安全性が確認されたワクチンを接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められるために実施されているものであり、今後も国から提供される情報を注視しながら、予防接種事業を推進してまいります。

また、市独自で助成している子供の季節性インフルエンザの予防接種につきましては、平成29年度に、中学校3年生のみを対象に事業を開始し、対象者を拡大しておりますが、令和4年度の接種率が約47%となっており、発病を予防する効果や重症化を予防する効果が一定程度あるものと考えております。

次に、免疫力強化を図ることにつきましては、健康的な生活習慣を心がけて免疫の働きを高め、体調を整えるなどは、一般的によく言われていることではありますが、伝染病対策としての免疫力強化に重きを置くべきとの御指摘につきましては、人間の体を病原体から守る免疫の仕組みは非常に複雑なものであり、免疫システムについては多くの研究が行われておりますが、完全にそのメカニズムが解明されておらず、厳密な医学的根拠に基づく定義はいまだなされていないものと認識しております。

感染症対策は、市民の生命健康の保全を図る重要な施策でございますので、国や専門機関等において示される医学的根拠に基づき実施することが肝要であると考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 ありがとうございます。

最初に、公民館の問題についてです。

今、市長もお話ありましたけれども、今年の8月8日だったですか、現在の宮内公民館の大ホール、あそこいっぱい、私ちょっと遅れていたらもう座る席がないほどの盛況ぶりです、そして、その中でしかもかなりの時間、あのとき

1時間半か2時間近かったですか、20名近い発言者が出て、非常に熱気のある、私自身も、こういうエネルギーが宮内にあるんだなど。それはまた、宮内公民館への期待の表れだと。

市長もそのとき一生懸命、一人一人の質問、それから思いに答えを出していただきました。私も発言させていただいたんですけれども、私の発言をあのとき思い返しますと、この場限りでこれ終わったら何もないよねというような思いがあって、私もその辺を言った記憶があります。

その後、市のほうから、最初の計画の設計からは大幅な変更が提示されてきて、それが非常にそのときの発言を受け入れた形で、高く評価されるものだったと思います。いろんな細かい点については、こうしてほしい、ああしてほしいというのがあったと思いますけれども、市が、市のほうでそういった住民の意見を取り入れてくれたということで、物すごい達成感を持ったことは確かです。

それが今回、市長が鯖江市の竹部さんの講演を聞かれて、恐らく共感されて非常に長い文章を、よく市長忙しい中これだけ書いてくれたなと思って、私も感銘を受けて読んだんですけれども、そこでまさに市民が主役の一つのこれからの行政の在り方というのが提示されていたわけですね。

まさにこれが宮内公民館の、今求められているのは、これなんではないかというふうなことを私も強く思って、今日ここで、今発言したわけなんですけれども。

今、市長は公民館の運営委員会、それを通してこれからも住民の意思を反映していくと、そういったふうなお答えだったわけなんですけれども、私がやっぱり求めるのは、私もかつて地区長をやっていたときに、公民館運営委員としてその責を担ったことがあるんですけれども、やっぱり公民館運営委員会を通しての市民の意見と、

それから、昨年8月8日のあの会合で感じた市民の熱気とは、全然やっぱりレベルが違うんで、正直。

今の公民館運営委員会の中では、かなりそれなりに意見も出して活発な形になっているようですけども、やっぱりそれは一部の意見にとどまる。

何とか昨年の8月8日のような、ああいった会合をこれから何度かぜひ持ってほしいと切に思うんですが、市長いかがか、お答えください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今後の運営についてという御意見だと思えますけれども、今後の運営をどうするかについては、現実的には公民館の事務局があって、そして運営委員会があるわけです。

市が先日、去年の集まりについては、地区の皆さんに呼びかけをして行いましたけれども、多分今後は、やはり宮内公民館の運営については、宮内地区の公民館の事務局、そして運営委員会を通して、例えばああいった意見交換の場を設けるとか、そういったことは考えられると思えますけれども、市が公民館について、こういうふうにしていくというような段階を経過して、今後は公民館に様々なものが委ねられていくのではないかなというふうに思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 今、運営ということだけに限ってのように受け止められておられたようですけども、運営だけでなく、これから具体的に公民館がだんだん具体化していく中で、例えば備品、そういったものをこれは市のほうだけの判断になるのか。

それから、先ほどこれからのスケジュールについて、今後の設計業者もプロポーザルでこれから決まるわけですね。そこらでいろんな案が出てくると思うんですけども、そこらでの市民の選択というか判断、その余地などはないの

かどうか、これは誰が判断するのか。

プロポーザルというようになれば、金額だけではない、それなりの具体的なこうしたい、ああしたいというような業者の意向を受け止めて、そこで判断することになるわけですけども、その辺で一体誰が判断するのか、そこらをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 簡潔に申し上げれば、市長が判断することになります。

例えば、プロポーザルで出てきた意見を去年のような意見交換会に出して、また意見をいただくと。これはやはり収束がつかないこととなりますので、途中経過において御意見を様々に承った後に、最終的には私の責任で判断をさせていただくということになります。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 市長が様々な意見を伺った後にというような言葉、これは非常にありがたく受け止めたところですけども、その機会をどういうふうな形でつくられますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 様々な意見を伺った後にといいますのは、昨年、様々な意見を伺って、現在があるという意味でございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 私の今日の質問の意図、半分しかまだ理解していただけなかったかなと、ちょっと残念に思うんですけども。

今後、やっぱり市民が主役、この公民館は我々が造ったんだと。そういった思いに市民がなるための方策、そういったものを考えたときに何らかの、去年あれで聞いたからあれでもういいんだでなくて、これからそういう場を設ける必要があると思うんですけども、その辺、考えていただけるかどうか、お願いします。

○議長 市長。

○市長 公民館がどういったものであるべきかについては、昨年、大変多数の御意見をいただいて、その段階は今現在は経過して、いかに、そのいただいた意見を基に、その意見を反映できる施設を造るかということについては、市長の責任で進めるべきものというふうを考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 そういうことをやっていたらきりが無いというような声も後ろのほうから聞こえたようですけれども。どこまでやるかという、それは際限なくやっていたらきりが無いわけですが、形として、やっぱり市民が、俺たちの意見を入れて、そしてこういった公民館ができる。その意見を言うエネルギーが宮内には、今燃え上がっています。それを御理解いただいて、何とかそれを受け止めていただきたい。

何も無いとこだったら私言わない。私なんか本当お客様でその話聞いているだけで、よくこれだけの意見をみんな持っているなど、私は本当に感心します。私はお客様、そこでは。

そういった今エネルギーがあるんで、これからのことを考えたとき、何らかの形でそれを受け止める受皿を用意していただきたい。それを強く要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 その受皿となるのが運営委員会だというふうに思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 それ堂々巡り。本当に運営委員会というのは、私も運営委員長を務めたんで分かりますけれども、本当に、形だけと言ったら悪いですけれども、そんなこと言ったら委員の人に悪いですけれども、確かにそこではそれなりの議論は今活発になされているのを私も聞

いていますけれども、そうではなくて、もっと宮内全体のエネルギーを受け止める気があるかどうか、それ確認したい。

○議長 市長。

○市長 宮内全体の意見を受け止めたものが今回の公民館建設でございます。

その御意見は、ぜひ今後の運営、こういうふうにしたらいんじゃないか、我々はこういうことができるぞという形で、御意見として運営委員会のほうに出していただければ、それを生かして運営できるものというふうに期待しております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 了解しました。

運営委員会とも連絡取り合います、それなりに今後いろんな形で、公民館がよりよい、市民全体の本当に私たちの公民館、自分事として考えられる公民館になるように、私なりにも頑張っていきますので、市長のほうもどうか御理解いただいて、今後よろしくお願い申し上げます、この公民館に関する議論を終わりたいと思います。

それからあと、次……。

(発言する声あり)

○高岡亮一議員 何、何だ……。

○議長 静粛にお願いします。

○高岡亮一議員 今、雑音もあるようですけれども、これは後で雑音は話します。

ワクチンの問題です。

さっき市長のほうからワクチンのメリットとデメリット、それをはかりにかけて、そしてワクチンが有効であるということで、ワクチンを進めていくというようなお考えを聞きましてけれども、ワクチンの副作用と、それからその病気、感染症そのものの大きな違いがあります。

どういう違いかという、ワクチンによる副反応副作用は、これはまさに健康な人を突然襲

うと。それに対して感染症そのものは、先ほども申し上げていますように、免疫力の低下、それなりのその人の病に陥らざるを得なかったいろんな不摂生、そういったふうなそれなりの理由があって、そして病に陥る。その大きな違いがあるわけで、ワクチン接種による副反応、これ認定になっただけで8月30日、新型コロナワクチン210名、これ市長、御存じですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 審査会において認定が進んでいるということについては承知しております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 実は私もこの210名までなっていると本当に知らなかったんです、これ。ある1人のジャーナリストの人が徹底的に調べて、自分なりに何月に何人、何月に何人というグラフまでして、たしか8月30日が60人、その前が44人だから、その前が20人くらいで急激に増えているんです。

これ、その前は、今年、去年のうちくらいだったらほとんど数人だったのが、今年になって急激に増えている。これは取りも直さずやっぱりいろんな被害者の声が大きくなったことで、そして、現在、厚労省のほうに届出なっている死亡者数というのが2,000人を超えているわけですね。そのうち、補償要求として出されているのが、先ほど言いましたけれども、八千何人だったですか、そういったふうな形になっているということで、今、急激にこの変化が。

ところが、それを厚労省がなかなか分かりにくく分かりにくくして、今、市長も恐らく210人という数字は初めて聞かれたと思うんですけども、増えてはいるというものの、その人数がなかなか見えにくいままになっている。

そういったところで、やっぱりワクチンについては、根本的に考えるときに来ているのではないか。

例えば日本脳炎、今回頂きました主要な施策の成果報告書、令和4年度、これを見ますと、日本脳炎が延べ接種者数1,118人になっています。ところが、今、日本脳炎にかかる人、これは年寄りのごく僅かにかかる人があるだけで、そして……

(発言する声あり)

○高岡亮一議員 いやいや、それは、いやワクチンしたからでもいい、それでも少なくなっている。

ワクチンの、これ、いや実は、これはインドで子宮頸がんというのが、インドが一番多かったらしいです、世界で。ところが、ここ数十年、この間に、もう50%になったんだそうです。それがワクチンのせいかということで議論になって、そしてそのワクチンを進める側と、それからインドの国との間で議論になって、結果としては、ワクチンのせいではない。

結局は、先ほど私が言いましたように、疾病の予防には、まず環境をよくすること、衛生環境をよくすること。それから、食物をよくすること、そういったことで病気というのはどんどんなくなっていく。確かにワクチンの効用もなくはなくても、それでもそれ以上にその環境がよくなること、それから食料事情がよくなること、そういったことによって病気がどんどん少なくなる。日本脳炎というのはもうほとんどない。

それから、ジフテリアとかというのはもう全くなくなっているにもかかわらず、ジフテリア、破傷風が202名の方が、何かこれ、そして、昨年度の予防接種に使った金が6,620万2,000円というような金額がここへ出ているんですけども、ちょっとその辺、見直す必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺、市長どうお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 公衆衛生全般において、病気を防ぐために環境をよくするとか、様々な、いわゆる免疫力を高めるとか、いろんな方法の中の一つとしてワクチンがあり、検査があり、様々な方法によってこの病気を防ぐということだというふうに思っています。

それをやるかやらないかというのは、これ予防接種法で決まっていることですので、地方自治体においてはそれに従って進めていくということになりますし、やはり専門的な知見に基づいて、国において適切に進めていただきたいと思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 これを言っちゃおしまいだよということなんですけれども、結局ワクチンは医療業界にとって一番金になる。普通の薬は病気になった人しか使ってくれないけれども、ワクチンは健康な人に使ってもらえる。その意味で、無限の金のもととなるという。これを言っちゃおしまいだよということで言ったんですけれども、やっぱりその辺も頭の片隅に置きながら、これは確かにそう言われてしまえば、なるほどなって思わざるを得ない。

今回、ファイザー社、モデルナ社がどの程度ワクチンでもうかったか知らないですけれども、あるいはいろんな、新型コロナで金銭的にいい思いをした人はたくさん。我々大変な思いをする一方で潤った人がいるということも確かなわけで、その辺も残念ながら、今の世の中では現実なのだということも頭に置きながら、いろいろなことを考えていかねばならないなど、自分なりにも思っているところなんで、市長、その辺についてちょっと、市長なりのお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ワクチンは、お医者さんにとっては非常に望ましくないといえますか、利益を追求するお医者さんにとっては望ましくないものです。

なぜかという病気が、議員がおっしゃるように撲滅されていくからです。永久にもうけるためには、ずっと病気が発生していなければいけないのを、先ほどおっしゃった病例のように、撲滅されてしまえば自分の診療報酬にはつながらない、その点は逆であります。

それから、もうける人がいっぱいいるということについては、いつどこで誰が幾らもうけたのかということがなければ、風評の域を出ないものと考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 予防接種に要した予算、例えばここで去年の報告書では6,620万2,089円。この金額というのがどこにどう流れたか、その辺をちょっと私なりにまた探って、改めてお尋ねしたいと思いますけれども、その辺を最後に言わせていただきまして、今日の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました6名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦労さまでございました。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方も願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時56分 散 会

令和5年9月21日（木曜日）

本 会 議

令和5年9月21日（木）午前10時00分開議



#### 議事日程第4号

令和5年9月21日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 1 議第 40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議第 41号 南陽市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第 42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(予算特別委員長報告)

日程第 4 議第 34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第5号）

日程第 5 議第 35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議第 36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議第 37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議第 38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(決算特別委員長報告)

日程第 9 認第 1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認第 2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認第 3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認第 4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認第 5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認第 6 号 令和 4 年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認第 7 号 令和 4 年度南陽市水道事業会計決算の認定について

日程第 16 認第 8 号 令和 4 年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

(議会機能等検討特別委員長報告)

日程第 17 議会機能等検討特別委員会報告

(追加議案)

日程第 18 議第 44 号 宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事請負契約の締結について

日程第 19 議第 43 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算（第 6 号）

(予算特別委員長報告)

日程第 20 議第 43 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 21 発議第 4 号 南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

閉 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第 4 号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |         |    |      |           |    |
|------|---------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司 | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭 | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一 | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美 | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 10 番 | 梅 川 信 治 | 議員 | 11 番 | 川 合 猛     | 議員 |
| 12 番 | 高 橋 弘   | 議員 | 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 |
| 14 番 | 高 橋 篤   | 議員 | 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 |
| 16 番 | 佐 藤 明   | 議員 | 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |

◎欠席議員（1名）

9 番 片 平 志 朗 議員



説明のため出席した者の職氏名

|           |                        |         |                                             |
|-----------|------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 白 岩 孝 夫   | 市 長                    | 大 沼 豊 広 | 副 市 長                                       |
| 穀 野 純 子   | 総 務 課 長                | 嶋 貫 憲 仁 | みらい戦略課長                                     |
| 佐 野 毅     | 情 報 デ ジ タ ル<br>推 進 主 幹 | 高 橋 直 昭 | 財 政 課 長                                     |
| 板 垣 幸 広   | 税 務 課 長                | 高 野 祐 次 | 総 合 防 災 課 長                                 |
| 竹 田 啓 子   | 市 民 課 長                | 尾 形 久 代 | 福 祉 課 長                                     |
| 大 沼 清 隆   | す こ や か 子 育 て<br>課 長   | 嶋 貫 幹 子 | ワ ク チ ン 接 種<br>対 策 主 幹 ( 兼 )<br>観 光 振 興 主 幹 |
| 寒 河 江 英 明 | 農 林 課 長                | 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長                                 |
| 川 合 俊 一   | 建 設 課 長                | 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長                                 |
| 高 橋 宏 治   | 会 計 管 理 者<br>管 理 課 長   | 長 濱 洋 美 | 教 育 長                                       |
| 鈴 木 博 明   |                        | 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長                                 |
| 山 口 広 昭   | 社 会 教 育 課 長            | 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長                    |
| 青 木 勲     | 代 表 監 査 委 員            | 矢 澤 文 明 | 監 査 委 員 事 務 局 長                             |
| 山 内 美 穂   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長   |         |                                             |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通知のあった議員は、9番片平志朗議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

9月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果について、文教厚生常任副委員長より報告を受け、続いて予算特別委員長及び決算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、報告1件については、議会機能等検討特別委員長より報告を行っていただくことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、事件案1件、補正予算案

1件、発議案1件の計3件であります。

事件案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、同委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程でありますがお手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

（文教厚生常任委員長報告）

日程第1 議第40号から

日程第3 議第42号まで計3件

○議長 日程第1 議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第3 議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案3件について、文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

文教厚生常任副委員長 佐藤憲一議員。

〔文教厚生常任副委員長 佐藤憲一議員 登壇〕

○文教厚生常任副委員長 おはようございます。

片平委員長に代わりまして、私から文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案3件について、日程に従い、去る9月8日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び議第41号 南陽市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は関連がございましたので、一括して審査を行いました。

議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、個人番号カードや多機能端末機等を活用し、印鑑登録証明書の交付方法を拡充するため、また、議第41号 南陽市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、多機能端末機等による諸証明の交付に係る手数料を定めるため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

当局より、議第40号について、個人番号カードやスマートフォンを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機等から住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる、いわゆるコンビニ交付を導入するものであること、また、印鑑登録証明書の交付に当たり、本人が申請する場合に限り、印鑑登録証の提示に替えて個人番号カードの提示と暗証番号を利用することで申請が行えるよう所要の改正を行うものであるとの説明がなされました。

また、議第41号については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機と市庁舎に設置する予定である多機能端末機と同等機器から交付される住民票の写し及び印鑑登録証明書について、1通当たり200円に設定するものであり、金額の設定については、コンビニ業者への委託手数料1件当たり117円を勘案し、

また、県内自治体の状況を踏まえ総合的に勘案したものであるとの説明がなされました。

なお、施行日は令和5年11月1日とし、11月上旬からコンビニ交付が開始される予定であるが、スマートフォンを活用したコンビニ交付についてはデジタル庁の調整が済み次第開始される予定であるとのことであります。

委員より、多機能端末機等を利用する場合、全国どこでも200円で交付されるのか、また、コンビニへの支払いは1件当たり117円のほかにかからないのかとの質問があり、当局より、全国どこの多機能端末機でも200円であること、また、117円以外の費用負担はないとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、南陽市、高畠町、川西町の1市2町が共同で運営する休日診療所について、診療日の追加及び漢字表記の適正化を行うため条例の一部を改正するものであります。

当局より、これまで12月31日が日曜日でない場合と1月1日は開所しないとの規定となっており、1月2日と3日は曜日にかかわらず慣例的に開所していたものを、保健所からの要請、地区医師会からの要望を踏まえ12月31日から1月3日までの日を開所することに整理したものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任副委員長の報告に対

し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第40号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第42号 南陽東置賜休日診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件については、文教厚生常任副委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第40号から議第42号までの議案3件については、文教厚生常任副委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第4 議第34号から

日程第8 議第38号まで計5件

○議長 日程第4 議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)から、日程第8 議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案5件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和5年度各会計補正予算5件であります。

これを審査するため、去る9月12日に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)

議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第1号)

議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、補正予算5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)から、議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第34号から議第38号までの補正予算議案5件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(決算特別委員長報告)

日程第 9 認第 1号から

日程第 16 認第 8号まで計 8件

○議長 日程第9 認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16 認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定議案8件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております決算認定議案8件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 板垣致江子議員。

[決算特別委員長 板垣致江子議員 登壇]

○決算特別委員長 おはようございます。

私から決算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、決算認定議案8件であります。

これを審査するため、去る9月15日委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案件につきましては反対の意思表示がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第です。

次に、認第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認第3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認第4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認第5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認第6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認第7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定について

認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

以上、決算認定議案7件は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定議案8件は、決算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第8号までの決算認定議案8件については、決算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(議会機能等検討特別委員長報告)

**日程第17 議会機能等検討特別委員会報告**

○議長 日程第17 議会機能等検討特別委員会報告についてであります。

議会機能等検討特別委員会に付託されております諸調査事項について、特別委員長の報告を求めます。

委員長 高橋 篤議員。

[議会機能等検討特別委員長 高橋 篤議員  
登壇]

○議会機能等検討特別委員長 おはようございます。

私から、議会機能等検討特別委員会の経過と結果について報告いたします。

本年4月21日の第1回臨時会において、議員定数、報酬、政務活動費及び議員としての倫理強化などの調査研究を行うため、委員6人で構成される議会機能等検討特別委員会が設置され、これまで9回の委員会を開催し慎重に検討を重ね、審議を行ってまいりました。

ここに審議途中ではありますが、議員定数、報酬及び政務活動費については、次期改選が令和6年3月であることから、特に優先的に検討を進め、このたび結果がまとまりましたので、その経過の概要について御報告をいたします。

なお、詳細については報告書に記載しているとおりであります。

まず第1点目、議員定数については、これまで平成9年、11年、15年、19年、23年、令和元年に特別委員会を設置し、再三の調査・検討を行い、結果、現在の17人の定数とした経緯があります。

しかし、近年、全国の地方議会において投票率の低下や無投票当選の増加傾向が強まっており、議員の成り手不足への対応が喫緊の課題と

なっております。

国においては、昨年12月に議員立法により提出された地方自治法の一部を改正する法律案が可決成立、さらに5月にも一部改正が行われるなど、そうした課題を解決するための制度改正や環境整備が図られてきております。

また、全国的な市議会の状況としては、本市と人口規模の近い2万5,000人から3万人以下の市は51市であり、1市当たりの市議会議員の定数は、平均16.45人になっております。また、今年の統一地方選挙に合わせ、県内では村山市、天童市、川西町がそれぞれ定数1人削減となっております。

このような中、適正な議員定数につきましては、全国及び県内の類似市、近隣市町議会の動向や各会派の御意見、また議員全員アンケートなどを考慮し、さらに人口、現下の社会情勢等を総合的に勘案しながら議論を重ねてまいりました。

議会は議決機関であり、行政のチェック機関であること、また、市民の付託に応え得る適正な議員定数が望まれることから、審議の中で、現状維持、また2人削減の意見も出されましたが、委員多数の意見により、次の一般選挙から定数を1人削減し、16人が適当であるとの結論に至りました。

第2点目、報酬については、平成9年以降改定がなされておらず、現下の経済情勢等を考慮すれば2万円程度の増額が適当であるとの結論に至りました。

第3点目、政務活動費については、各議員から、政務活動費の廃止を検討すべき、また増額すべき等様々な意見があったものの、政務活動費の額や使途については現状を変更する必要はないが、公開の方法については今後さらに透明性の確保に努めていくべきとの結論に至りました。

なお、議員の倫理強化についての課題などに

については、12月までの調査期限内で引き続き検討してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 議会機能等検討特別委員会の報告が終わりました。

報告でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

(追加議案)

日程第18 議第44号 宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事請負契約の締結について

○議長 日程第18 議第44号 宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第44号 宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、宮内地区交流センター（宮内公民館）建設工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いま

す。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第44号は、委員会付託を省略することに決しました。

○議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 今回のこの契約、プロポーザルということだったんですけれども、そのプロポーザルでの最終的な判断は市長がされるというのは、この間の一般質問のときに答弁をいただいております。その判断の経過について、御説明をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 私からお答え申し上げます。

今回の入札、あるいは決定方式については、ECI方式というものを取らせていただきました。ECI方式というものについては、平成26年6月から技術提案の審査及び価格等の交渉方式として、アーリーコントラクターインボルブメントの略称でございますけれども、この決定方式が採用されたものでございます。

一定の条件の下に工事の受注したい業者を募りまして、当方の仕様を示した中で、民間のノウハウを持ってコストの削減や工期短縮の提案をいただくと。その中で優先交渉権者を定めまして、基本協定を交わし、その提案いただいた内容について精査をさせていただいて、それについて金額の精査もさせていただいて、見積合わせ、仮契約、それから本日の議決をいただいて本契約というようになってございますので、そういった手順については、さきの一般質問の折にもその経過についてはお話ししたところでございます。

以上であります。

- 議長 5番高岡亮一議員。
- 高岡亮一議員 それ数字的な、客観的な判断根拠というのがあるわけですか。
- 議長 答弁を求めます。
山口社会教育課長。
- 社会教育課長 あくまでもE C I協議につきましては、先ほど申し上げましたとおり、コスト削減や工期の短縮、こういったものの技術提案を受けて、それを対価としての金額の評価を見るというようなことでございます。議会でも答弁させていただきましており、実施設計については昨年度末で仕上がっているということで御報告させていただいたとおりでございます。
以上であります。
- 議長 よろしいですか。
- 高岡亮一議員 はい。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。議第44号 宮内地区交流センター(宮内公民館)建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 御異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり決しました。

~~~~~

**日程第19 議第43号 令和5年度南陽市  
一般会計補正予算(第6号)**

- 議長 日程第19 議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。  
この際、市長に対し、提案理由説明を求めま

す。  
市長。

[白岩孝夫市長 登壇]

- 市長 ただいま上程されました議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)の補正予算案1件につきまして提案理由を申し上げます。

補正の内容は、低所得世帯に対する灯油購入費等の生活応援事業費の増額、海外からの観光誘客を図るための国際交流観光資源創出事業費を追加するものであり、財源につきましては国県支出金、基金繰入金で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 市長の提案理由の説明が終わりました。  
お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。  
ただいま議題となっております補正予算議案1件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。



○議長　ここで、暫時休憩いたします。  
再開は予鈴を持ってお知らせいたします。  
午前10時37分　休　憩

午前11時10分　再　開

○議長　再開いたします。  
休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第20 議第43号 令和5年度南陽市
一般会計補正予算(第6号)**

○議長　ただいま議題となっております議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和5年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。
ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第43号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第21 発議第4号 南陽市議会議員定  
数条例の一部を改正する条例の  
制定について**

○議長　日程第21 発議第4号 南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ここで、提案理由説明を求めます。

14番高橋 篤議員。

[14番 高橋 篤議員 登壇]

○高橋 篤議員　私から、発議第4号 南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

さきに御報告いたしました議会機能等検討特別委員会の報告のとおり、本市議会の議員定数を現行の17人から1人削減し、16人とするものであります。

なお、この条例は次の一般選挙から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、議員皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番佐藤憲一議員。

○佐藤憲一議員 ただいま発議として上程されました定数条例の一部改正の件であります。

委員会ができてから、機能検討委員会でアンケートとかいろいろ御苦労なさっているわけです。私もアンケートに議員定数については基本的には定数減にしなくても、ただ、類似団体とかそういう関係、また隣接の動きなんかを見ると減数になっているというようなことで、減についてはやむを得ないのではないかとということが1項目。

あと、政務調査費については不要というような2点をアンケートとして提出しておりました。

ただ、今回、この議会の最終日に、初めてここに来てから中間報告というような、先ほど委員会の委員長である高橋議員のほうから提案があって、中間報告にしては、この机に上がっておった後すぐに発議という形で、早急でないかなというような感じを持っております。私のほうの会派でも高橋 弘議員、川合 猛議員が委員会のほうでいろいろ御苦労なさっているわけなんです、今回の今議会の提案には私は反対をいたします。

○議長 反対意見だけで、意見だけですか。

ほかに。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私は反対ではないんですけれども、例えば今回9月に議案として提出すると

いう何か、例えば12月に提案をするというふうなことなのかなと、最初は思っていたんですけども、本会議9月で出さなければならないというのは、何かいろいろスケジュールの関係とか、そういったことも含めてあるのかどうか、その辺、ちょっと分からないものですから、お伺いをしたいと思います。

○議長 14番高橋 篤議員。

○高橋 篤議員 ただいま佐藤議員、そしてまた高橋一郎議員のほうから御意見ありました。

それで、まず佐藤議員のほうに申し上げたいと思います。

我々委員は、それぞれ会派、そして無会派のほうから代表に出させていただいて、審議をしっかりとしてきました。その間、途中で話し申し上げると、出せば、また議会の中でも大変な苦労もあるのではないかとということで、外部に、外部というより会派の方にも、そして無会派の方にも、この委員会の内容等については決して他言をなさらないようにということで、進んで今日まで来ました。そんなことで、佐藤議員からも途中でというお話もございましたが、それはしっかりと審議をしまりましたので、佐藤議員のほうにはお話をさせていただきます。

また、ただいま高橋一郎議員より御意見等ございましたが、先ほども議運の中でお話ししたとおりでありますので、その辺は納得していただくように、私としてはお願い申し上げます。

○議長 高橋一郎議員、よろしいですか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 すみません、私の意図が通じなかったようです、すみません。

舌足らずでしたけれども、私が申し上げているのは、別にいいんです、これ私も賛成しますけれども、ただ、そのいわゆる9月の定例会に出さなければならない理由みたいなものがあるのかどうか。だから、委員長ではなくて、当局のほうで何かそういった情報があるのかどうか。

例えば、平成23年ですかね、前回のときというのは、例えば9月の定例会に出したのか、12月定例会に出したのか。そうでないと、タイムリ的に何か間に合わないものがあるのかどうか、その辺がよく分からないものですから、そこだけお聞きしたかったんです。

○議長 14番高橋 篤議員。

○高橋 篤議員 高橋議員のほうにお答えさせていただきます。

この議員定数に関しては、次年度、来年の3月の選挙があるわけですので、それを逆算すると、やはりこのたび9月の定例会において決めていただかないとできないと。それで、これそれぞれ定数削減、今までやってきたわけなんですけれども、9月の定例会においてこの定数だけは決定するというようなことでありますので、御了承いただければと思っております。

以上です。

○高橋一郎議員 分かりました。

○議長 ほかに。

高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 私はかねてより議員は多いほどいいと。確かに今議員の成り手がないううふうな現実を前にしていろいろ考えるんですけども、これはやっぱり議員の成り手がいないということは、議員そのものに魅力がない、さらに言えば、こうした議会というものが本来の機能を発揮していないのではないだろうか。議会が本来の機能を発揮して、それが魅力的であるならば、議員の成り手はまだまだ若い人から何から増えてくるはずなのだと私はずっとかねてより思っております。

ここで、議員を減らすことではなくて、どうしたら魅力ある議会に、私も議員になりたいと、そういう魅力ある議会にすることができるか、そのことが第一義であって、世の中の流れがどんどん減らすということで、それに倣って減らそうと、その今回の条例に関しては反対します。

○議長 反対意見だけですか。

○高岡亮一議員 はい。

○議長 ほかに質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

ただいま、2番佐藤憲一議員より発議第4号南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見がありましたので、採決を行います。

お諮りいたします。発議第4号の採決は起立採決により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「ちょっと待って、高岡さんも反対と言ったよ」の声あり)

○議長 最後に反対という言葉を使ってください。反対という言葉がなかったのです。

(「反対しますと言ったよ」の声あり)

○議長 言った、失礼しました。

2名の反対の意見がありました。

それでは、お諮りいたします。発議第4号の採決は起立採決により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。発議第4号南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 御着席願います。

起立多数であります。よって、発議第4号は原案のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本定例会において

議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市長挨拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の中で、各議員からいただきました御提言等につきましては、その実現に向け努力をしまいる所存でございますので、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、9月9日、10日に開催されました赤湯地区のふるさと祭りでは、台湾から62名の方が参加されるなど本格的にインバウンドが再開されてまいりました。10月1日には、議員各位にも御案内をしております第35回ふるさと南陽のつどいが、東京都内でコロナ禍前のスタイルで盛大に開催されます。6日には、第111回目を迎える南陽菊まつりが開催され、9日には、第24回さわやかワインマラソン大会が開催される

など、秋のイベントがめじろ押しとなっております。秋の行楽シーズンを迎え、多くの事業がコロナ禍前に戻ってきている一方、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、あるいは幼児のヘルパンギーナ等の感染が増加している状況もございますので、そういった感染症の予防にも気をつけながら、たくさんの方に南陽市に訪れていただくことを期待するものでございます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、残暑の疲れが続く季節でもございますので、御自愛をいただきながら、各般にわたってさらなる御活躍をされますよう御祈念申し上げます。9月定例会の閉会に臨み、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

### 閉 会

○議長 これをもちまして令和5年南陽市議会9月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時30分 閉 会

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 南陽市議会議長 | 船 | 山 | 利 | 美  |
| 会議録署名議員 | 伊 | 藤 | 英 | 司  |
| 同       | 高 | 橋 |   | 弘  |
| 同       | 板 | 垣 | 致 | 江子 |

令和 5 年 9 月 定例会  
9 月 1 2 日 (火曜日)

## 予算特別委員会

令和5年9月12日（火）午前10時00分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司 | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭 | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一 | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄 | 委員 | 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 |
| 10番 | 梅 川 信 治 | 委員 | 11番 | 川 合 猛     | 委員 |
| 12番 | 高 橋 弘   | 委員 | 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |
| 14番 | 高 橋 篤   | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明   | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |      |                             |
|------|-----------------|------|-----------------------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広 | 副市長                         |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長                     |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭 | 財政課長                        |
| 板垣幸広 | 税務課長            | 高野祐次 | 総合防災課長                      |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代 | 福祉課長                        |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子 | ワクチン接種<br>対策主幹(兼)<br>観光振興主幹 |
| 鈴木淳  | 農林課長補佐          | 長沢俊博 | 商工観光課長                      |
| 川合俊一 | 建設課長            | 佐藤和宏 | 上下水道課長                      |
| 高橋宏治 | 会計管理者           | 鈴木博明 | 管理課長                        |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭 | 社会教育課長                      |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 矢澤文明 | 監査委員事務局長                    |
| 山内美穂 | 農業委員会<br>事務局長   |      |                             |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 小阪郁子  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

本日の会議に付した事件

- 議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)
- 議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第1号)
- 議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

~~~~~

開 会

- 委員長(殿岡和郎委員) 朝の挨拶をしますので御起立願います。
おはようございます。
御着席願います。
これより予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は16名全員であります。
なお、当局より説明員、長濱洋美教育長と寒河江英明農林課長が都合により欠席の旨、通知がありましたので御報告いたします。農林課長に代わり鈴木 淳農林課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。
これより予算の審査に入ります。
本委員会に付託されました案件は、令和5年度補正予算5件であります。

~~~~~

議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)

- 委員長 初めに、議第34号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第5号)について審査を

行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

- 財政課長 [令和5年9月定例会 予算に関する説明書により 議第34号について説明] 省略別冊参照。

- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、10ページから14ページまでについて質疑ありませんか。

16番佐藤 明委員。

- 佐藤 明委員 私は、去る6月定例の議会の補正予算についてもいろいろ質問したわけですが、地方創生臨時交付金、これ第2回目が10月2日に締切りと、各自治体の様々な要望、要請は締め切られると、このように報道があるわけですが、南陽市としてどのような方針を出されて、どのような支援策を講じるのか第1点。

それから、第2点であります。第1回目の地方創生臨時交付金が施行されて南陽市でも相当金額来たわけですが、全国各地で交付金の残額が結構あると、こういう報道もあるわけですね。

例えば都道府県では全国的には2,400億円ですね、約。それから、各自治体での残金が3,400億円ほどあると、このように言われておりますが、南陽市での残額というのがあるのかないのか、その辺どうなのか、まずお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

- 委員長 高橋財政課長。

- 財政課長 それでは、ただいまの御質問にお



答え申し上げます。

まず、1点目の方針でございますが、昨日、山形県のほうでもこの臨時交付金を活用した事業のほうを公表してございます。こちらの状況を確認しながら、また、近隣の状況、そして、この物価高が1回目の予算化を措置してから、どのように影響を及ぼしているかという点を見ながら予算編成のほうに取り組んでまいりたいと思います。

なお、10月2日の締切りということでございますが、こちらのほうの情報、まだ正式なところは来てございませんが、12月補正予算、またはその前に必要な予算の計上のほうを図っていきたくて考えているところです。

また、2点目の南陽市における臨時交付金の残でございますが、現在、予算化ベースの残でございますが、934万6,000円の残額となっております。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 最初の10月2日の締切りまでについては、まだ、いろいろ検討してどうするのかと、こういうふうなお話ですが、2点目の残額については、934万何がしの残額があると。これ南陽市だけが残っているのか、そのほかにほかの自治体でも残っているのか、県内的にはどのように見ておられるのか、その辺どうでしょう。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 それでは、お答え申し上げます。

今回の県のほうの9月の補正予算、各項目におきまして、このコロナウイルスの臨時交付金、電力、ガス、食料品高騰の重点交付金、こちらを活用した事業が結構上がっておりますので、県のほうでも今回、まだ予算的には対応できるという状況なのかなと思っています。

あと、電話での聞き取りの状況ではございますが、近隣自治体におきまして、この秋まで

の状況を見極めて予算化を図りたいというようなどころもございました。

以上でございます。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 南陽市では934万残っていると、こういうわけですけども、思ったより少ないんですけども、全国的にはさっき言ったように、都道府県では2,400億円ほど、それから各自治体では5,828億円ほど残っていると。これ非常にせつかく交付税措置したにもかかわらず残っているというのは、やっぱり問題があるのではないかと、このように思っておりますが、市長はどのように考えているか、まずお尋ねしたいと。

それから、もう1点であります。せんだっての新聞報道では、経済対策等について、これは別枠だと思うんですけども、来月策定して、そして何とかめどをつけて経済対策を講じたいと、このように報道されているわけですけども、この中身について見ますと、いわゆる非正規労働者への正規雇用の問題、さらには電気、ガスの問題、あるいは半導体支援の問題等々、様々な支援の方向をこの10月に何とかしたいと、このような報道があるわけですが、これに対しての市の方針というか、その辺、どのように考えておられるかお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 まず、各自治体、都道府県や市町村で残っている残額については、それぞれの自治体における事情があるんだろうというのが受け止めであります。

一方で、南陽市は既に前回配分された1億2,000万ほどについては、ほぼほぼ使い切っている状況なわけで、それはできるだけスピーディーに皆さんが影響を受けている物価高騰について、何らかの対策を講じたいという意味でもなくなっているわけです。

今後の政府の経済対策であります、当然ながら物価高騰、まだ10月もさらに数千品目が値上げされるというふうに見込まれておりますし、エネルギーもなかなか落ち着いてくる気配がない中で、国においてはしっかりとその対策を取っていただきたいですし、その中身を注目してまいりたいと思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 市長のおっしゃることはそのとおりだと私は思うんです。やっぱりせっかく交付税措置したならば、しかも今今、様々な暮らしの分野ですね、物価の高騰はじめ様々な問題が浮き上がっている状況の中で、あれから数か月たっているわけだ。それいまだに残っているなんていうのは、普通、何のための交付税措置したのか、これはやっぱり理解するべきではないのかなど。各自治体からの様々な要望も相当あるわけですから、これをやっぱり機敏にやっていくのが自治体の本来の在り方でないのかなど私は思うんですが、南陽市では若干残っている程度というふうなお話ですが、これからも様々な経済対策があると思うんです。ですから、しっかりスピーディーに対応していただきたい、このことを重ねて申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、歳出に入ります。

第1款議会費から第6款農林水産業費までの15ページから28ページまでについて質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 24ページの保健衛生費の中の運動・スポーツ習慣化促進委託料626万9,000円についてお伺いをしたいと思います。

御説明では子育て世代がなかなかスポーツをする環境にならないというようなこともあって、

何かそこに焦点を当ててやっていくというような事業と心得ておりますが、これからなんでしょうけれども、どのような方法でやっていくのか。それから当然、スポーツ協会も同じように市民の健康、運動、安全というふうなことに取り組んでいるわけですので、その辺との兼ね合い、協働、ともにやっていく、協力し合っていくといったことについては、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、このたびの事業はどういう方法かというふうな御質問でございます。今回、子育て世代の、特に女性への働きかけといたしまして、新たにコンディショニングという内容で働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

これにつきましては、今年度、部活動の地域移行が進む中で、同様にコンディショニングについても一つの地域移行の受皿として取組を進めているところでございます。コンディショニングを今後、今までの健康スポーツの取組に加えて追加して取り組んでいくことに当たりまして、子供たちがコンディショニングの取組を進める、併せてそれと同時期に親御さん世代にもコンディショニングで取組を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

当然、働く現役世代でございますので、主に週末等にコンディショニングの教室を開催をして展開をしていきたいというふうに考えております。

2点目のスポーツ協会との連携でございます。こちらにつきましては、今後、スポーツ協会、また、スポーツ少年団等とも連携が必要かなというふうに思っております。それぞれ構成の方々にお集まりをいただきまして、このたびの新たな事業の説明の機会を設けて、コンディシ

ョニング等、取組への理解を進めて一緒にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 説明は分かりました。

ちょっと懸念しているのは、いわゆる部活動移行の話も出たものですから、そちらのほうも話をしていきたいと思うんですが、部活動移行と、このいわゆる運動・スポーツ習慣化については別個の事業ですよ、基本的に。しかも、いわゆる文科省の予算とこっちは総務省の予算ですかね、違う。ただ、やる人は同じだというふうなことになるのかなというふうに思うんですけども、それで一緒にやったほうが効果があるというふうなことなんでしょうけれども、現場的には部活動移行と、それから子育て世代の運動習慣化というのは別個のものだというふうには思っているんです。

したがって、どういうふうに捉えたらいいのか。スポーツラボさんでやっていく、アスリートラボさんでやっていくというようなことはそれはいいんですけども、私はやること自体は賛成ですよ。非常にこれは市民にとってよくなると思うのでいいんですけども、そのやり方がちょっと現場で少し戸惑うのかなというふうな形もありますので、その辺についてちょっとどうでしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 御質問にお答えを申し上げます。

まず、このたびの運動・スポーツ習慣化促進事業、スポーツ庁からの補助金を頂戴して展開するものにつきましては、部活動の地域移行と別個の取組というふうに我々も理解をしております。コンディショニングを新しい課題解決の道具として使わせていただくわけですけども、決して中学校の部活動の時間とか、その場所

の一部をお母さん方に共有してやるというふうなものではなくて、あくまでも部活動が週末に地域で行われることが、今後広がっていくだろうというふうなことは予想されます。

それと併せまして、地域という、地域の中でお母さん方、お父さんも含めてというふうなことになるかもしれませんけれども、子供たちが体験しているコンディショニングをお母さん方も体験してみませんかというふうなことで、別なステージを設けてお集まりいただいて、教室を開催したいというふうな取組を計画しております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

そうすると、例えばスポーツ協会あたりはもうサポートしていくというふうなスタンスでよろしいかというふうに思うんですけども、それから、新たなツールで、新たなルートというか、そういった形でやっていくというようなことは、それはそれでいいと思うんですけども、先ほど申し上げたように、何か一生懸命やっていくんですけども、何か宙に浮くような感じは避けたいと思うので、そこはぜひ協力をしていく、そして、うまく事業が遂行するようにスポーツ協会等にも声をかけていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 28ページの商工費に関連して、四季南陽についてお尋ねしたいと思います。

令和3年の9月17日に売買契約が締結しまして、そして9月21日の議会を経て22日に発行と。売買契約の第13条の1には、売買物件の引渡し日から2年以内に提案事業を開始するものとする。間もなく2年たとうとしている。この間、いろんなことがあったわけですけども、売買

契約の第14条には、法制度の変更とやむを得ない事由により提案事業、事業開始日または移行期間を変更する必要がある場合は、提案事業の趣旨を損なわない範囲内で変更を申し入れることができる。続きには、書面による承諾がない限り提案事業、提案開始日または履行期間の変更を行うことはできないというのがあるんですけれども、もう22日にはこれは2年間の期限が切れるわけですから、この2年間の間に交わされた書面というのはいかなるものがあったか教えてください。

○委員長 農林課の案件までですからね。

商工はまだ入っていません。

この次に商工から教育までやる。同じページなんだけれども、どうします、この次でいいですか。

はい、分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 27ページ、先ほど歳入のほうで佐藤明委員がいろいろと質問されたことにも重なりますけれども、一応念のためお聞きしたいというふうに思います。

県議会が9月19日に招集されて、10月6日まであります。その中でいろいろ物価高騰対策等についても予算審議がなされ可決されていくのかなというふうに思います。

それと、国のいわゆる国会の動き等も見ながら様々な補正予算、市の補正予算ということで、農家対策であったり物価高騰対策であったりやっていくというふうなことについては、市長のお考えはどのように思っているのかお伺いしたいと思います。

今後、例えば12月定例会の前に、先ほど財政課長からありました。例えば臨時会等を開いてやっていくとか、そういったものも考えているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 現時点では臨時会を具体的に想定しているものはまだございません。ただ、先ほど佐藤委員の御質問にお答えしましたとおり、本市における臨時交付金の残額は934万円ということで、なかなかこれのみでは物価高騰対策規模の対策は難しいだろうというふうに思っています。

一方で、さらなる追加の臨時交付金の配分についても、地方からの声は国にも届けている状況であります。そういったものを見ながら必要な対策を考えてまいりたいと思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

そのような形で、やはり市長の先ほどの答弁にもあったように、10月からまた物価値上げになるみたいな感じだと、本当に辟易しているという状況です。したがって、本当にタイムリーにスピーディーにやっていかなきゃならないと思いますので、ぜひそこをお考えいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 要望。

ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費から第10款教育費までの28ページから38ページまでについて質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 先ほど早とちりして言ってしまったけれども、その内容について、また繰り返す必要ありますか。いいですか。

○委員長 簡潔に。さっき説明言いましたから。

○高岡亮一委員 四季南陽の事業開始が9月22日に迫っているわけですから、いろんな事情があって延期になっていると。それで、その間に書面を交わして事由をするというような契約事項がありましたので、これまでどのような書面が交わされてきたか、それについてお尋ねします。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

旧ハイジアパーク南陽関係で四季南陽さんのほうと売買契約の第14条に基づいた提案事業等の変更、書面での承諾というふうな質問だと思います。

昨年の8月16日の日にオンラインでなりますけれども、四季南陽さん側とあと市のほう、市長、副市長、商工観光課出席のもと、四季南陽さんのほうから変更の御説明がございました。

その内容というのが2点ございまして、1点目が宿泊施設については、3年程度遅らせて実施したいというもの、2点目が旧ハイジアパークの本館については、文化施設として改修して2023年の秋に開館したいというふうな内容でございました。

それで、先ほどの書面による承諾というふうなことで、四季南陽さんのほうからは同日付の昨年の8月16日付で変更の申入れがございまして、翌日17日付で市のほうではその変更内容等について承諾させていただきますというふうなことで書面で承諾のほうは行ってございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 去年と2023年秋開館というようなところまでの書面は出ているわけですか。その後についての書面はどうですか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 先日、議員の皆様の方にもオンラインで奥山代表の方から、これまでの経過とあと10月のイベント等について説明のほうをいただいたわけでございますけれども、その部分については、まだ書面での申入れはございません。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私も今回改めてこの契約書を見まして、書面というのがはっきり明記してありますので、これはきちんとしておく必要があるんでないかなというところで、今、御質疑させ

ていただいた次第ですので、これは早急にして、きちっと。これは順調に進んでいるときだったら何も細かいことを言わなくてもいい、私も言いたくないんですけども、やっぱり事こういう形で、この間、私、非常にショックだった、8月30日、奥山さんの話をお聞きしてショックだったというのが、どの時点だったかちょっとあれだったですけども、もうひょっとするとケン・オクヤマデザインが破産するかもしれないと、そういったふうな事態にまで至ったんだというふうな話を奥山さんが漏らされました。そこまで大変な状態であったのかということも改めてあのとき、私は非常にショックを受けてお聞きしたんですけども、そういった事態は何とかうまくいってこれればいいということもずっと私も願っていたわけですけども、あそこまでかなり切羽詰まった状況があったんだということが奥山さんから話が出たので、これはやっぱりいろんな状況を考えながら、市としてもこれから対応していく必要があるんじゃないかなというふうなことで、改めて今回お尋ねするところです。

それで、今、変更事項についてはその書類のほう、ちょっとまだ正式なあれになってないようですけども、その辺もきちんきちんと一つ一つ詰めながらいく必要があるんじゃないかと。

それから、売買契約の第13条の2に事業開始日から10年満了する日までの間、売買物件を提案事業の用に供しなければならない。売買契約第15条の1には売買、贈与、交換、出資、譲渡担保等による所有権の移転の禁止、それから売買契約第15条の2には地上権、質権、使用貸借または賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定の禁止が明記されております。

そして、売買契約第15条の3には、移譲の期間は事業開始日から10年満了すべきまでというようなことが明記されております。

私は8月30日の段階でこれを読んでおりまし

て、これを奥山さんのほうにちょっとあのときも私も発言しまして、これは議論の余地があるんじゃないかなと思いつつながら、その事業開始日を何をもって事業開始日とするか。というのは、今回、蔵楽を利用したアーティストフェスティバル、それを予定しておられるという話を聞いて、それはそれで非常に内容的にも、これができたら面白いなというような内容だったわけですが、それはそれとして、それが果たして四季南陽の市から見た場合の、我々から見た場合の事業開始日として捉えていいのかなどうか。

本来、やっぱりあの旧ハイジアパークをいかに利用するかというふうなことで出発した今回の奥山さんとの売買契約だったわけで、それを蔵楽で事業したから、それを事業開始日とするのか、あるいは事業開始日はあくまで旧ハイジアパークのあの施設を利用した時点で事業開始とするのか、そこについての見解をお聞きしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

本来であれば、旧ハイジアパーク南陽の本館で事業を開始していただくことになるかと思えますけれども、今回、アスベストが検出されたというふうなことで、そういった理由によりハイジア本館での事業開始はできないというふうなことで、代わって10月7、8、9日と宮内の蔵楽を会場に事業を開始する予定というふうに伺っているわけでございまして、その10月の7、8、9日が事業開始日というふうなことで捉えていいのではないかなというふうに考えてございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今度の10月のイベントを事業開始日とする。ハイジアのほうはなかなかアスベストのほうで解決つかなくて、いつまでも使えないと。仮に、この10年間たってハイジアのほうは何も使わないままで、そして、外で一応

事業は開始したからというような、そういった可能性も考えられるわけですが、その辺についてはどう理解すればいいですか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

現段階では四季南陽さんについては、蔵楽でのほうのイベントについて、今取り組んでございます。また、旧ハイジアパーク南陽のほうのアスベストのほうの対応についても併せて検討いただいておりますので、今の段階で10年間何もしないというふうなことではなくて、四季南陽さんのほうと、これからも調整をしながら、なるべく早く旧ハイジアパーク本館のほうでも事業を活動していただくように調整してまいります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 先ほど課長は、10月をもって事業開始日とするというふうな一応見解出されたわけですが、ただ、私がその後言ったようなあれで、ちょっとこの事業開始日についてははっきりした見解はまだ保留というか、ちょっと検討の余地があるというか、これからの状態、事の推移を見ながら判断していったほうがいいような私なりの気持ちでいるんですけども、その辺、市長はどうお考えでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 一般的に法人税法上の事業開始日の定義というものが、また別途あるんだろうというふうに思っています。そうしたことも考えながら、委員の意見も斟酌しつつ、どういった考え方が妥当かについては今後検討したいと思えます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ここで、もっと慎重に検討しながら進めていっていただきたいと思えます。

これまで四季南陽に直接支払われた金額は幾らになりますか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

例えばいろんな奨励金も全て含めて。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 金のやり取り、直接四季南陽との間の金のやり取りは幾ら、売買代金1万1,000円、そのほか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 例えば奨励金とかもあるんですけども、令和3年度にまず事業開始するというふうなこともございまして、補助金として2,000万円支出してございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 分かりました。

直接の金額が2,000万円と売買の1万1,000円なわけですね。

次に、改めて四季南陽の提案事業実施に伴う市の支出額は何ぼだったか。奨励金等も含めてその金額を改めてお聞きます。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

保養施設のほうの運営の奨励金というふうなことで、固定資産税を納めていただいて、その分をお返しするというふうな奨励金がございます。そちらについては令和4年度から発生してございまして、約800万円となっております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 二色根温泉の維持管理費、それから二色根温泉の用地借り上げ料、その金額は幾らになりますか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

二色根温泉、源泉のほうの用地の借り上げ料でございますけれども、年間で240万円となっております。

あと管理料については、赤湯財産区のほうに特別会計繰出金として市のほうから支出しているわけでございますけれども、その年間の経費、令和4年度の例でいいますと、約430万円とな

っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 トータルちょっと計算すると、今の全部トータルすると何ぼになるんですか、誰か計算してください。

それで、そのほかにあと市道取付けの変更、市道変更、あれはまるっきり四季南陽の意思に従ってのこっちの対応だったわけですけども、あの金額というのはトータルで幾らになったんですか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

令和3年度にその道路のほうの付け替えの改良工事を建設課のほうでやっていただきましたけれども、約2,390万円と伺ってございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 売買契約の第24条に契約に定める義務を履行しないため、市が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求をすることができるとあるんですけども、今挙げていただいた金額のその損害の対象というか、その上げていただいた金額のどこまで第24条の対象になるか、その辺の見解をお聞かせください。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今、四季南陽のほうでは提案事業を開始するために様々取り組んでいただいておりますので、現段階において、先ほど申し上げました中に損害賠償に値するものは、現段階ではないものと理解してございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私も先ほどから申し上げていきますように、こんなことは言いたくないけれども、あえてやっぱりここをきちんと今しておく必要があるのではないかと。先ほど申し上げましたように、非常に危機的な状態を奥山さん自身がこの間表明されたわけですが、そういった中で何とかこの事業を、この間は奥山さんの発言で

は、重点を、南陽を世界ブランドにするということを第一目的になっているような、そういった奥山さんの話だった。

ところが、我々の本来の事業の最初の出発点というのは、あくまであの旧ハイジア南陽をどう生かすかということが出発点であり、目的であるわけで、それを外れて、そして、南陽を世界ブランドにすると。それはそれで素晴らしいことなんですけれども、その本来の我々の目的、そこから逸脱するという事はちょっと、辛いけれども、そこは我々なりに奥山さんのほうとの間できちんとしておく必要があるんじゃないか。その上でどういった打開の道があるかということを実際に奥山さん共々我々も探っていく。そういった方向が必要と思うので、仮にこの提案事業が履行できなかった場合、その損害賠償の対象となるのは、先ほど挙げられた金額のどこまでかということをあえてお尋ねしたい。

○委員長 副市長。

○副市長 お答えいたします。

仮定の話についてはお答えできません。法的な整理も全然しておりませんので、本日は仮定の話についてはお答えできません。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 了解しました。

それでは、私なりのちょっと非常に杞憂というか余計な心配かもしれないけれども、そのことをやっぱり頭に置きながら何とか打開の道、いい方向の道を探っていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお尋ね申し上げます。

それからあと、今回の改装に当たり建築確認申請は出していたかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

把握しておりません。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私は最初にこのアスベストの問題が起こったときに、アスベストの問題が起こる前だ、あそこの現場に行ってみるときに、重機が入ってかなり大がかりな工事をやっていたわけですが、あの10月に予定しているフェスティバルのために、何でカーペットまで剥がしてする大きな工事にしなければならなかったのかということ疑問に思ったわけですが、どこまでの申請の内容だったか、言える範囲で言ってもらえますか。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

こちらではつかんでおりません。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 現場に行って作業員から話を聞いても、この後どうするかについては作業員自身分かっていなかったというようなことだったんですけれども。あの後、どういうふうにして、何で重機が入ってまでのカーペットを剥がさなければならぬか、ちょっと私自身理解できなかった。これは建設課長に聞いても建設課長だつて分かるわけないわけで、どう理解したらいいかわからないんですけれども。その辺、私なりにちょっと疑問を持っているところなんです、今後、どういうふうにあすベストの問題をどう解決していくかということは、非常に私もどういうふうな形になるか。この間、奥山さんの話は何千万どころか億にもなるようなそんな話もちらっとされたように思うんですけれども、その辺で今後の仮定というものになるかどうか分からないんですけれども、今後の可能性としてどういうふうにして市長、考えておられるかお尋ねします。

○委員長 白岩市長。

○市長 四季南陽さんが法人としてする事業について、今様々な変更を経て現状があるわけがありますけれども、今後については、その法人



が行う事業の詳細や今後の見通しについては、市としては何とも、これも仮定の話は申し上げられないことでもあります。

しかしながら、方向性としては四季南陽さんとできるだけ協力して旧ハイジアパークの活用、それから南陽を世界ブランドにするということについては変わらず行っていくということでもありますので、それを大事にしながら協力して、できるものは行っていききたいと思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私もここでこういう質問しなければならぬというのは非常に苦しいんですけども、やっぱり我々なりの責任においてきちんとした形で、何とかうまくいい方向になるように、シビアに対処しなければならぬところはシビアにしながら、やっぱりその辺、非常にリモートの会議でも、言葉巧みにと言ったら悪いですけども、大事な、肝心なところは話、答えが出てないなど。

例えば最初、前にあった道路付け替えに関して、四季南陽さんから来られた方が、あんなことされてはおかしいというようなことの発言があった。それは非常にショックだったわけですけども、それに対しての見解を奥山さんに議長が最初尋ねたはずなんですけれども、それに対する返答がなかった。

それからあと、私がお尋ねした、その後どういうふうにするんだと。その辺の計画書を出せるのなら出してほしいというようなことを尋ねたことに対しても、何の返答もなかった。そういう肝心なところが非常に抜けているというふうな、そこから何となく終わってしまうというふうなそういったところもあって、私なりにちょっとその辺、不信感と言ったらおかしいですけども、大丈夫なのかなというようなそんな思いも正直受けたところなんで、そこからやっぱり本当に南陽を世界ブランドにする、これはすごい夢で、我々奥山さんがこの旧ハイジ

アに目をつけてくれたときから、大きな希望を持ってこれまで見守ってきたわけですけども。しかし、事ここに至って、それなりにシビアな面も、我々辛いけれども見ながら、これから対処していかなければならないかと思っていると、ころなので、その辺、どうかよろしく強く要望して、この件に関する質問を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長 要望でいいんだね。

○高岡亮一委員 はい。

○委員長 ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分とします。

午前10時57分 休 憩

午前11時15分 再 開

○委員長 再開いたします。

第7款から第10款までについて質疑ございませんか。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 商工費について、旧ハイジアパーク南陽について、アスベストの処理についてお伺いをしたいと思います。

アスベストが出たというふうなことで、新聞情報、公表されてから、私の元に結構、どうなったんだと、どういうふうになったんだと、どういうふうになるんだというふうなことが問合せがありました。産業建設協議会、先日あったわけですけども、その中でも質問させてもらったんですが、あえてここは議会を通して、市長もそのいろんな今の判断というか、契約上について、しっかりと市民に説明をしていくというようなことが必要かなというふうに私も思ったものですから、あえて市長からお伺いをしたいと思います。

いわゆるアスベストの費用負担、処理に関する費用負担について、売買契約書上、これは南陽市が持つのか、あるいは向こうが持つのか、その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

- 委員長 白岩市長。
- 市長 南陽市が持つという考えは現在ございません。基本的にもう既に持ち主である先方において負担するものと考えております。
- 委員長 6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 それはいわゆる売買契約書の中の瑕疵担保条項の中で、そういうふうになっているというふうな理解でよろしいですか。
- 委員長 白岩市長。
- 市長 そういったことで結構であると考えております。
- 委員長 6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 それで少し安心はしていますけれども、ただ、目的は、目標は、南陽を世界ブランドにするというふうなことだと思います、奥山さんも言っているとおり。私もそれにやっぱり共感をして、いろんな意味で予算の案に対して賛成をして執行していただいたというようなことですので、一つ一つ山を登るときにいろんな谷あり山ありであると思うんですけども、ちょっと気になっているのが、やはり当然、そういうふうなことであれば先方のほうに費用負担がかかってくると、費用負担がかかってくるということは、どういうふうなやり方で、最小限の費用でやっていくというふうには思うんですけども、いずれにしても費用はかかると。当然、その部分については、現在もホテルの建設関係については物価高騰等の理由で、コロナも含めて延びていると。そこにまだ延びる要素がかかったのかなという心配をしています。これも先ほどもの中でも架空のことについては答弁できないと思うんですけども。そういうふうな中で、何か市側と先方側と様々なこれからいろんな協議が出てくるのかなと私なりに思っているんですけども、その辺について市長はどのように、今現在で結構です、現在の考え方で。
- 委員長 白岩市長。

- 市長 アスベストにどう対応するかというのは、やはり今回、現状での最大の問題点であろうというふうに思っています。その方向性が決まらないと、なかなか資金をどこにどれだけ投下するかということが考えられないわけで、その方向性が決まるのが、まず先かなと。それが決まった上で旧館、そして新館の考え方について従来どおりとするのか、それとも現状を踏まえた形で新たに構築をし直すのかということまで含めて、四季南陽さん側には考えていただくことが必要かなというふうに思っています。
- 当初は、これは双方ともに想定していなかった事態でありますので、しかしながら、目標にたどり着く、その目標は変わらないわけでありますから、それに向かって現状で最適なアイデアを双方協議の上で見いだしていければというふうに思っております。
- 委員長 6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 現状ではそのような形かなというふうに私も思います。ひとつ別件でアーティストフェスティバル、今回やるわけですけども、そのアーティストフェスティバルで招待制だというふうなことで、招待制の中で南陽市の人が何人いるか分からないんですが、ちょっと私が思っているのは、例えばその世界ブランドにするための一つのゼロ歩だと、今回ゼロというふうなことですので、1歩だというふうなことなんでしょうけれども、そういったところで市民権を得るために、やっぱり市民の方も何らかの意味で参画をしていくということでない、何か表現悪いんですけども、ちょっとそちらのほうで勝手にやっているんじゃないのみたいな形で浮き上がってしまうというようなことも、ちょっと懸念されるのかなというふうに思います。
- そこで、現状で何かそういった市民が、例えば見れる、拝観できる、そういった企画というのは現状であるのかどうかお伺いをしたいと思

います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

10月のイベントにつきましても、四季南陽さん側のほうで、今後リリースする予定というふうに伺っておりますので、私はこの場で詳細申し上げることはできませんけれども、四季南陽さんのほうとの打合せの中では、今、委員がおっしゃったように、南陽市民が参加できるようなイベントについても、招待客とか事前予約制とかございますけれども、検討していただきたいというふうなお話はさせていただいております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 いわゆるイベントに海外からもいらっしゃるような話ですので、ぜひそのような宿泊も含めて対応いただければというふうに思っています。

今の話で、例えば芸文協ありますよね、芸文協あたりに対して、何かこんなことがあるんだというようなことが、もっとも先方の企画ですので、どうのこうのというふうに言えないかもしれませんが、関わり合いとする芸文協のことも出てくるのかなと思うんですけども、その辺はどうでしょう、何とも言えないかもしれませんが、ちょっと分かれば。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

四季南陽さんのほうとイベントの内容等について確認をさせていただきまして、芸文協さんなど各種団体のほうにもお伝えしたほうが良いような内容であれば、こちらのほうから調整のほうはさせていただきたいと考えてございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、最後に、いわゆる私の一般質問の中で、二色根源泉から揚湯して持っていく、それは配

管の保管にも必要なんだというようなことは分かりました。

上げた後に、要するにハイジアのほうまで行って、上げて、揚湯して、その利用というのは、このアスベストの関係もあってうまくいかないというふうな理解になるのでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

そのお湯の利用については、直接アスベストが検出されたから駄目だとか、そういったものは関係はないと考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今現場に行くと、いわゆる立入禁止みたいな形になっておりますので、そのようなことでどうなのかなと思ったんですけども、一般質問の中でもお話ししたんですが、ぜひ利用できるふうなことで、いろんな形でできるとすれば、なかなか進展しない中で、やっぱりただ温泉を投げていくというふうなことは非常にもったいないなというふうに思いますので、今答えがなくても結構ですが、そこは再度、温泉の利用について要望していきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 34ページの10款教育費の3項中学校費ですが、このたびの猛暑、夏休み中に米沢の中学生が部活の帰りに亡くなったということで、米沢もバスの対策とかいろいろしていたようなんですが、南陽市として、それを受けて中学生の部活、また、学校が始まってからの往復とか、そういうことに対しての対策は何か取られたでしょうか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

教育委員会で熱中症事故防止に関する通知、それから南陽市教育委員会でガイドラインを作

成しまして、それを基に各学校で危機管理マニュアルの見直し等を進めていただいております。

危機管理マニュアルに沿って具体的な取組が進むこととなります。例えば一般質問の折にもお答え申し上げましたが、水分補給のための水筒の持参、それから、熱中症指数計を用いた天候の管理などを進めております。数値が高い場合、下校時間と重なるなんていうときには、一旦部活動等の活動をクーラー等の効いた部屋で休んでから下校させるなんていうことも具体的に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 いろいろとガイドラインをつくったり管理マニュアルつくったりということで、子供たちのことを考えていただいているんですが、実は、ちょっと親御さんからも心配されていたのが、登下校自転車を利用している子供たちがヘルメットをかぶってますよね。ヘルメットが今度義務化になって大人もかぶらなきゃいけないんですが、中学生のヘルメットが物すごい熱を持って熱いと。換氣的にも、もう全然ならない状態で、ある親御さんなんかは自分がかぶってちょっと30分ぐらいこいでみた。物すごい熱くて頭がおかしくなりそうだったということなんです。今後、猛暑がやはり続いていくようなことがあれば、やはりその辺のことも考えなければならぬと思うんですが、その辺のことはいかがお考えでしょうか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

何より優先されるのは児童・生徒の安全、命を守るということだと考えます。自転車で部活動に通う等の場合のヘルメットの着用も、ある意味、命を守るために必要なツールになるというふうに捉えております。

ただ、そのヘルメットの種類といいますか、通気性のあるようなものとか、様々な種類もあるようでございますので、その辺のものについては検討の余地があるかなというふうに考えております。学校と協議をして進めてまいりたいと思います。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 やはり競技用ではなくても通気性のいいものがどンドン出ております。そういうものを学校の自転車通学のものに使えるのかどうか。あと、金銭的にどのような状況になるのかということも考えていただいて、今使っているのは比較的、多分安めで買えるものではないかと思うんですが、今後、このような暑さが毎年続くとすれば、ちょっとやはり何か月間か使う時期を考えると、補助とかそういうことも考えていただかなければならないのかなと思います。ヘルメットに対する考え方を少し改めて検討していただきたいと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 教育委員会における協議内容を踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 ぜひ今後の対策として、今年は今から涼しくなっていくのかなと期待しておりますが、すぐには対応できないと思うんですが、来年度に向けて、やはり1年生に入ったときのヘルメットはもっと通気性のいいものとか、高いものであったら市からの補助とか、いろいろ考えていただきたいと思います。要望としておきます。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 せんだって私、経済対策について一般質問したんですけども、市長答弁では、依然として厳しい状況が続いていると、こ

ういう認識を示されました。それでお尋ねしたいんですが、このコロナがずっと始まって4年目と。依然として、まだ9波が来たんでないのかと、こういうふうに報道もされております。

このコロナ対策のために実施された、いわゆるゼロゼロ融資ですね。これは県内では余り利活用されていないと、こういうお話を聞いているんですけども、南陽市のこの利活用の状況等について、その辺どうなっているのか、第1点お尋ねしたいと。

それから、2点目ですが、いわゆる返済期間がこの7月から来年4月に本格化すると、このように言われているわけですけども、この状況等について、まずお尋ねしておきたいというふうに思います、

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

佐藤委員のほうからゼロゼロ融資のほうの話があったわけでございますけれども、山形県のほうでは全国でも珍しく無利子融資、あと保証料のほうもなしというふうなことで、令和2年の4月から8月ぐらいにかけて融資がございました。

南陽市の事業所につきましても、308事業所、融資総額にして85億2,000万円ほどの融資額でございました。大部分の事業所がそちらのほうで返済期間も10年間、そして、据置き期間についても最大2年までというふうなことだったものですから、そちらのほうの融資を利用された事業所が多かったものですから、そちらのほうの状況について申し上げますと、そちらのほうの元金の返済期間が昨年からは始まってございます。それで、本来であればコロナが終わって、そして売上げも伸びて、利益のほうもある程度確保して、その粗利の中から返済のほうに回すというふうな計画を立てている事業所がほとんどだったのかなというふうに考えております。

ですが、今、様々な物価高、あとエネルギー

の高騰によりまして、本来であれば見込めた利益がなかなか出せなくて、そして返済のほうに回せるお金のほうも大変になってくる事業所も、今後、増える可能性もあるのかなというふうな認識もしております。

あと物価だけでなく、最低賃金につきましても、今年最大の上げ幅、46円の値上げというふうなことで、3年間で最低賃金が107円上がっているんですね。そういったことについても事業所にとっては負担になってくるのが考えられまして、今後、厳しい状況がもうちょっと続くのかなというふうに考えてございます。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 県内では南陽市でも今、課長の答弁であったように、余り利活用されていないというふうな状況だと思うんですが、県内ではいわゆる経済対策の第1弾として、南陽市の場合ですと中小企業緊急経済対策利子補給と、これ第1弾あったわけですね。

それから、2点目は市独自の単独事業として緊急経済対策利子補給、これがあったわけです。そういう形で今まで21弾までされてきて、31事業が実施されてきたと、こういうふうなことだと思うんですが、今、課長がおっしゃったように、やっぱり返済時期がもう始まっていると。こういうふうな状況が全国的にあるわけですけども、なかなか払えない状況がずっとあるという事業所もあるわけですけども、こういった方々を救済するためにも、やっぱり新たな対策が私は必要かと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 このゼロゼロ融資に関しましても、毎年行っている金融機関への訪問での各金融機関からの聞き取りをしましたところ、昨年、返済が始まった段階では、それに伴う混乱というのは、その時点では生じていないというような支店長さんのお話でありました。ですので、そこ

については一定程度順調にしているのかなというふうに思っておりましたが、ここに来て、このエネルギーや物価の高騰というのは、また違う要素が加わったというふうに思っています。そうした意味で政府も今後、新たな経済対策を打とうということだというふうに理解しております。

そういった状況を踏まえた、国全体として非常に危機的な状況でありますので、対応を、これは求めてまいりたいというふうに思っておりますし、全国市長会においても、そういった重点点検や決議も行って、政府に必要な提言を今後もしてまいりたいと思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 市長が今おっしゃったとおりでと思うんですね。やっぱり救済していくと、国も含めて一緒になってそういう方向を進めていくと。

それで、なかなか国もこういった全く零細企業に対しての救援策が、やっぱり長引けば長引くほど脇に置いてしまうような状況が多々あるわけですね。そうでなくて、やっぱり常に回りを見ながら、ぜひ対応していただきたいと、このように特段、市長に御要望しておきます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他、附属資料39ページから42ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第34号 令和5年度南

陽市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 次に、議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。

高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年9月定例会 予算に関する説明書により 議第35号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般、及びその他、附属資料、50ページから57ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第35号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。
よって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）**

○委員長 次に、議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。

高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年9月定例会 予算に関する説明書により 議第36号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、66ページから67ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第36号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。

高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年9月定例会 予算に関する説明書により 議第37号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、及びその他、附属資料、76ページから83ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第37号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○委員長 次に、議第38号 令和5年度南陽市

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。

高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** 〔令和5年9月定例会 予算に関する説明書により 議第38号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、92ページから93ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第38号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算5件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

どうも御苦労さまでした。

午前11時55分 散 会

---

散 会

○**委員長** これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御起立願います。



令和 5 年 9 月 定例会  
9 月 2 1 日 (木曜日)

## 予算特別委員会

令和5年9月21日（木）午前10時40分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

|     |           |    |     |           |    |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司   | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭   | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一   | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄   | 委員 | 10番 | 梅 川 信 治   | 委員 |
| 11番 | 川 合 猛     | 委員 | 12番 | 高 橋 弘     | 委員 |
| 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 | 14番 | 高 橋 篤     | 委員 |
| 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 | 16番 | 佐 藤 明     | 委員 |
| 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |     |           |    |

◎欠席委員（1名）

9番 片 平 志 朗 委員

説明のため出席した者の職氏名

|       |                |      |                             |
|-------|----------------|------|-----------------------------|
| 白岩孝夫  | 市長             | 大沼豊広 | 副市長                         |
| 穀野純子  | 総務課長           | 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長                     |
| 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹 | 高橋直昭 | 財政課長                        |
| 板垣幸広  | 税務課長           | 高野祐次 | 総合防災課長                      |
| 竹田啓子  | 市民課長           | 尾形久代 | 福祉課長                        |
| 大沼清隆  | すこやか子育て<br>課長  | 嶋貫幹子 | ワクチン接種<br>対策主幹(兼)<br>観光振興主幹 |
| 寒河江英明 | 農林課長           | 長沢俊博 | 商工観光課長                      |
| 川合俊一  | 建設課長           | 佐藤和宏 | 上下水道課長                      |
| 高橋宏治  | 会計管理者          | 長濱洋美 | 教育長                         |
| 鈴木博明  | 管理課長           | 佐野浩士 | 学校教育課長                      |
| 山口広昭  | 社会教育課長         | 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長             |
| 矢澤文明  | 監査委員事務局長       | 山内美穂 | 農業委員会<br>事務局長               |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 小阪郁子  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

本日の会議に付した事件

議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算  
(第6号)

~~~~~

開 議

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別
委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名で定足数
に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨、通告のあつ
た委員は9番片平志朗委員、1名であります。

これより予算の審査に入ります。

~~~~~

議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正  
予算(第6号)

○委員長 本定例会最終日において本委員会に  
付託されました案件は、議第43号 令和5年度  
南陽市一般会計補正予算(第6号)1件であり  
ます。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年9月定例会 予算に関  
する説明書により 議第43号に  
ついて説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願  
い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、  
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い  
いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行い  
ます。

歳入・歳出全般、8ページから9ページまで

について質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 1点、お伺いをしたいと思  
います。

9ページのいわゆるインバウンド誘客推進事  
業についてです。

まず私は、前からこの南陽の非常に財産であ  
るワインについてもっとPRするべきだとい  
うふうに話をしております。なぜ、今回、そのラ  
ーメンに特化したものなのか、それを第一にお  
伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答え  
を申し上げます。

このたびの事業化でございますが、観光庁の  
補助金を受けるに当たりまして、具体的に観光  
事業者からの御提案でございました。この事業  
の趣旨につきましては、今後、インバウンドの  
促進を進める上で、地域の資源を磨き上げる  
というふうなところに視点を置かれております  
が、全国様々な観光資源がある中で、やはりど  
こにでもあるものについてはなかなか国の補助  
も受けられない。その点、南陽市は全国唯一  
のラーメン課があって、市を挙げてラーメンの  
取組に様々な団体と連携をしながら力を入  
れているということで、ラーメンを切り口  
にした観光事業のコンテンツ造成について御  
提案をいただき、今回、事業化をさせていただ  
くものでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

観光庁、それから業者等の提案だというよ  
うなこともあるわけですが、私、これに反  
対するわけではありません。ただ、やはり  
その前に予算委員会の中でも話しました  
けれども、市長にお伺いしたいんですが、  
いわゆる投資効果、事業の投資効果、乗  
数効果、生産効果を含

めて話をしたんですけれども。決算委員会か。この言わずもがな、例えばワインに関して言えば、持ち帰りでもやっぱりお金、当然持ち帰っていくこともできる。それから飲食を伴うということで、泊まり等の波及効果はラーメンよりも比じゃないでしょうというふうな話をしております。

今回は、こんな形で観光庁の予算というふうなことですけれども、市長はそのいわゆるワインで、ちょっと私もいろいろな形で「ワインキングダム」とか、いろいろなワイン王国みたいな話をしておりますけれども、何かしら、この奇抜だとか言われるかもしれませんが、何かこういうようなことをしていけないと駄目だというふうに思うんですけれども、その辺について、市長、考えがあればお答えいただきたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 以前から、委員からも様々な御提案をいただいております。私もこの南陽市に6つあるワイナリーのワインについては、先日、市内の1ワイナリーが国内のコンクールにおいて最高の金賞を獲得するなど、優れたワインを生産していること、また、その他様々な観光につながることも含めて、ワインの振興というのは今後力を図って入れていかなければいけないということについては同感でございます。

その方法を、どういうふうにしたらいい結果に結びつくのかというところがむずかしいところで、これはラーメンともまた違ったやり方が必要なかなというふうに思っています。今、思っていることは、せっかくやはりコンクールで最高の賞を受賞されたことをまずやっぱり多くの人に知ってもらうことかなと。そのことは取りあえずできることであって、総合的にどのようにして南陽市のワインのブランド力を強化するかということは、委員からも今後も御指摘や御意見をいただきながら、いい案があれば実

行していきたいというふうに思っています。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ワインについては、今後ともひとつ前向きに考えてくというふうなことでよろしくお願ひしたいと思います。

この内容のことなんですけれども、このラーメンの出前体験、宮内駅から熊野大社の周辺観光ツアーとあるんですけれども、出前ですので、やはりその観光したところの近くから注文するというような形になるのかなというふうに思います。ということは、宮内のそのラーメン屋さんを中心のこれは出前だというふうな形なのか。もう一つ、そのアニメーションというのも取り組むと、「ラーメン大好き小泉さん」という形で、これはアニメーションについては、本当に国際の中でも日本のアニメーションというのは、言わば文化的な評価もされていますので、大変いいことなんでしょうけれども、このアニメーションとのコラボレーションのインバウンド層を取り込むというのは、それはどのような形でイメージがあるのかどうか、その2つお伺ひしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目、出前文化の体験でございます。こちらは、今回の観光商品が宮内駅から熊野大社までの1キロのまち歩きをメインにしたものというふうなことになってございますので、具体的にラーメン店からの出前につきましては、委員お見込みのとおりで、宮内地区を想定しております。

また、アニメとのインバウンドのコラボでございますが、こちらにつきましては、先ほど委員からのお話もございましたように、日本のアニメ、漫画は地域活性化や文化振興、あるいは様々な分野で世界に発信できる、日本が誇れる魅力的なコンテンツというふうに理解しており

ます。その中で、全国各地でアニメや漫画を切り口にした旅行商品、観光資源の磨き上げというふうなものが行われておりまして、具体的に全国の自治体の中でもバスやタクシーなどの公共交通のラッピング広告の展開や様々な協力店舗とのスタンプラリーなど、いろいろな企画があるというふうにごちらのほうも聞いておりますので、そのような先進事例を参考にさせていただきながら、海外の方に初めて、アニメ・漫画をとおして、南陽市を知っていただいて、南陽市においていただいたきっかけづくりになるようにしたいと考えております。

その先は、様々な南陽市の観光資源ございますので、そちらのほうに結びつけるような展開を図っていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 最後に要望になります。

当然、これ体験型ですので、2泊とか、3日とか、例えば宿泊の日数が多いのかなというふうに思っております。したがって、その宿泊の確保も含めて、これからなるんでしょうけれども、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第43号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本定例会最終日において、本委員会に付託されました令和5年度補正予算1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

---

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午前10時54分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

令和 5 年 9 月 定例会  
9 月 1 5 日 (金曜日)

## 決算特別委員会

令和5年9月15日（金）午前10時00分開会



板垣致江子 委員長

佐藤憲一 副委員長

出欠席委員氏名

◎出席委員（15名）

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 伊藤英司 | 委員 | 2番  | 佐藤憲一  | 委員 |
| 3番  | 山口裕昭 | 委員 | 4番  | 島津善衛門 | 委員 |
| 5番  | 高岡亮一 | 委員 | 6番  | 高橋一郎  | 委員 |
| 8番  | 山口正雄 | 委員 | 9番  | 片平志朗  | 委員 |
| 10番 | 梅川信治 | 委員 | 11番 | 川合猛   | 委員 |
| 12番 | 高橋弘  | 委員 | 13番 | 板垣致江子 | 委員 |
| 15番 | 遠藤榮吉 | 委員 | 16番 | 佐藤明   | 委員 |
| 17番 | 殿岡和郎 | 委員 |     |       |    |

◎欠席委員（0名）



説明のため出席した者の職氏名

|      |                |      |                             |
|------|----------------|------|-----------------------------|
| 白岩孝夫 | 市長             | 大沼豊広 | 副市長                         |
| 穀野純子 | 総務課長           | 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長                     |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹 | 高橋直昭 | 財政課長                        |
| 板垣幸広 | 税務課長           | 高野祐次 | 総合防災課長                      |
| 竹田啓子 | 市民課長           | 尾形久代 | 福祉課長                        |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長  | 嶋貫幹子 | ワクチン接種<br>対策主幹(兼)<br>観光振興主幹 |
| 高橋路雄 | 農林課長補佐         | 長沢俊博 | 商工観光課長                      |
| 川合俊一 | 建設課長           | 佐藤和宏 | 上下水道課長                      |
| 高橋宏治 | 会計管理者          | 長濱洋美 | 教育長                         |
| 鈴木博明 | 管理課長           | 佐野浩士 | 学校教育課長                      |
| 山口広昭 | 社会教育課長         | 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長             |
| 青木勲  | 代表監査委員         | 矢澤文明 | 監査委員事務局長                    |
| 山内美穂 | 農業委員会<br>事務局長  |      |                             |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 小阪郁子  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

本日の会議に付した事件

- 認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定について
- 認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

~~~~~

開 会

- 委員長（板垣致江子委員） 御起立お願いいたします。
おはようございます。
御着席お願いいたします。
これより決算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は15名全員であります。
なお、当局より、説明員、寒河江英明農林課長が都合により欠席の旨、通知がありましたので、御報告いたします。
農林課長に代わり高橋路雄農林課長補佐が出席をしておりますので、御報告いたします。
これより決算の審査に入ります。
本委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに事業会計決算の8件であります。

~~~~~

認第1号から

認第6号まで計6件

- 委員長 認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6議案について、当局の説明を求めます。  
高橋宏治会計管理者。  
〔会計管理者 高橋宏治 登壇〕
- 会計管理者 〔令和5年9月定例会 決算に関する説明書により 認第1号から認第6号について説明〕  
省略別冊参照。
- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。  
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。  
これより質疑に入ります。  
初めに、認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書により審査を行います。  
最初に、歳入から行います。  
第1款市税から第13款使用料及び手数料までの44ページから56ページまでについて、質疑ございませんか。  
16番佐藤 明委員。
- 佐藤 明委員 これ非常に大事な問題だからお聞きしたいんですが、国民の負担率、いわゆる市民の税金とそれから所得ですね、様々な支出があるわけですけども、昨年の負担率が47.5%ということで、過去最高になったと、こういう報道があるわけですね。  
それで、この国民負担率の統計というのは1970年、昭和45年に統計し始めた、こういう

53年ですか、2年ですか、非常に昔の話ですけれども、現在も毎年やっていると。そういう状況あるわけですが、当時の負担率は24.3%。税金が18.9%、社会保障費が5.4%、非常に低かったわけですね。現在はさっき言ったように47.5%、過去最高水準と、このように言われております。

それでこの現在の負担率見ますと、税金が28.6%、社会保障費が18.8%。税金が1.5倍、それから社会保障費は3倍に跳ね上がったと。これは当然ね、社会保障、ここ軒並み毎年のように上がってきたと、そういう状況があるんですね。

この南陽市の統計というのは、市民負担率ですか、これ統計は取っているんですか。どうでしょう。

○委員長 高橋直昭財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

南陽市において統計的なものは取ってはございません。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 取っていないと、こういうことですが、これは国民、国民負担率、全国的な課題として毎年取っているわけですが、これ各自治体の集計をしてこういう率など出されたら、このようになっていると思うんですが、その辺の国との機関あるいは県等の機関の中での状況ってないのかどうかですね、その辺どうですか。

○委員長 高橋直昭財政課長。

○財政課長 お答えいたします。

正確なところは分かりませんが、各決算の数値であつたりとか、税収の数値、こちらのほうにつきましては県のほうから調査のほうございますので、そちらのほうの数値を使われて全国的な統計値とされているのではないかと、このように考えております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 何で負担率がアップしたのかというと、やっぱり所得が上がっていないということだね。市長も分かると思うんですけども、この所得が上がっていないと。そういうところからいろいろな負担率がいわゆる五公五民と、こう言われる要因だと私思うんですよ。

ですから、その辺、市民の方々がどのように負担を強いられてやっているのか、やっぱり当局としても知る必要、私はあるのではないのかなと、このように考えますが、市長の考えはどうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 先ほど財政課長が申し上げましたとおり、各個別自治体の数値も積み重ねて、その国民負担率が出ているというふうに思っています。

南陽市の個別の詳細な数値というのは、計算すれば出ないことはないと思うんですが、一般的に言われている数値で見ても、南陽市で特別な税を賦課しているわけではございませんので、それに基づいて市民の負担を考えて運営していくことには一定の妥当性があるのかなというふうに考えております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私お聞きしたのは、南陽市でもそういう考えがあるのかどうかというふうなことでお聞きしているんですね。

ですから、これは毎年所得申告するときに、3月15日まで申告しなければならぬと、こういう納税の義務があるわけですが、こういう状況の中で、あるいは医療費どの程度かかるのか、社会保障どうかかるのかというのは、ある一定調べれば、これ分かることではないのかなと思うんですよ。

ですから、その辺、もしやっぱり統計上、必要と私は思うんですが、当局としては必要ないという意味でしなかったのかどうか。その辺どうですか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 私からお答えします。

統計上のはっきりした数字というのは、結局例えば国税をどう分けるのか、市町村ごとに国税をどう分けるのか。例えば社会保障料でいえば、国民健康保険税よりも実は社会保険料、いわゆる普通の社会保険料のほうが圧倒的にシェアが大きいわけなので、それを市町村ごとに分けて発表していただけるのかどうかというところがやっぱりキーになるのかなと思います。

市の予算管理している部分での数字は出ますけれども、市が感知していない例えば県税、国税、社会保険料、そういったもの、例えばあとは組合健保とかいろんなものがやっぱり属地的に、例えば南陽市の住民という属地的なその数字をもって、発表していただければ、おそらく委員おっしゃるとおり南陽市の市民の負担率というのは算出できると思うんですけれども、なかなかそういう数字って私も見たことがないので、例えば消費税1本とってもそのとおりで、現実的には、全体には数値は出るんですけれども、属地的な数字というのはなかなか出てこないのではないかとこのように思っています。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 最後にしますけれども、私、一体南陽市の状況どうなっているんだかと、いわゆるこれは発表されているからね、負担率分かるんですよ、全体的には。南陽市の負担率、私も全然分からなかったからね。分からないと、こういうふうに答えざるを得ないわけですけれども、やっぱり質問した人は、国のさっき言った負担率を見て私に問いかけたわけだと思うんですけれども、やっぱりある程度知っている必要はあるのかなというふうに思ったものですから、あえてこの場で質問させていただきました。

南陽市で今のところいろいろ忙しいとか何とかでできないと思うんですけれども、もし機会

あれば、やってもいいのかなと。そんなこまごままで出さなくても、その辺も含めて、ある一定のほどだけは出したほうがいいのかと私思うんですが、最後にどうでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 南陽市だけでつかめる数値もありますので、どういったものを積み上げていくべきか、今後委員の御意見も頂戴しながら考えてまいりたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 歳入の54ページになります。

8款の教育使用料、それで文化会館使用料1,085万2,000円についてお尋ねしたいと思うのですが、よく市民の方から、文化会館でどうなってるのやと、幾らぐらい収入があつて幾らぐらい年間負担してんなやというふうな話が聞こえます。

この決算書を見ると、収入が1,085万2,000円、文化会館の歳出は管理運営費で1億1,300万円というふうなことになっていて、差し引きすると1億円が毎年出ていると、令和4年度についてはね、というふうなことだと思うんですけれども。この辺、コロナ禍で令和4年はこういう数字というということもあつたと思うんですが、これ文化会館の収入と支出についての計画というのはあるんでしょうか。

まず、そこからお尋ねしたいと思います。

○委員長 嶋貫憲仁みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

文化会館の収入につきましては、令和4年度、使用料収入以外に手数料等その他の収入を含めまして、合計で1,900万円ほどの収入となっております。

収入、支出の管理につきましては、毎年の予算を立てまして、その中で執行をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 文化会館、非常に立派な、ギネスに登録されてすばらしいものができた、市民は大喜びだと、ここまではいいと思うんです。ただ、一方で、毎年毎年の財政負担になっていることも確かなわけです。やはりこれをどのようにして収益を上げていくかということも大事な当局の仕事ではないのかなと。

そのような意味からいうと、私、平成28年のときに、文厚の行政視察で北海道の北斗市に行きましたというふうなことで、北斗市の事例を出させていただきました。

北斗市は、体育館系だったんですが、全ての施設を集めて、そこに北海道内から全部合宿に来ていただいて施設を利用していただくというふうな努力をなさっているというふうなことの視察をしてきて、それを一般質問のときに、ぜひ南陽も文化会館をそういう形で利活用していただきたいというふうなことを申し上げたと記憶しております。

やはりせっかくこれだけの設備があるわけですから、利用率をまず上げていただきたい。その手段として、オープンの際にブラストさんが合宿してオープニングをやってくださった。非常に南陽市民の方々も活気があるなというふうに感じておったと思います。

やはり、この文化会館、せっかくあるわけですから、大学とか一般とか、あるいは県内の高校生でもいいですけども、文化会館の大舞台を使って合宿して練習しませんかと、ついでに南陽市内に宿泊しませんかというふうな形で少し利用率を上げられないかなと。やがてその人たちがいる年齢になったとき、ああ、南陽市の文化会館でこんな経験したっけなど、あそこに、じゃ、行ってみっかと、将来旅行できるような形の経済波及効果にもつながるのでないかなというふうに思いますので、文化会館の利用率を

上げるというふうなことを取り組んでいただきたいし、毎年毎年予算、支出計画しているというふうなことですが、やはり年次計画のようなものもある意味つくっていただければ大変ありがたいと思います。

その辺を当局のほうに要望させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 要望とさせていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、次に移ります。

次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までの56ページから73ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第16款財産収入から第21款市債までの74ページから89ページまでについて、質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 78ページのふるさと納税寄附金に関してお尋ねします。

令和4年度のふるさと納税の寄附総額が8億1,974万2,500円と、前年と比べまして96.1%と、残念ながらちょっと減っているようです。

どれだけの金がこのふるさと納税にかかっているかを事業報告書で見ますと、ポータルサイト委託料が令和3年に比べて209.3%、それからふるさと納税印刷関連代行業務委託料が前年に比べて321%、大幅に増えている。にもかかわらず寄附金総額が減ったということで、これについてどのように評価しておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今、歳出のほうもあったわけでございますけれども、ふるさと納税のポータルサイト委託料でございますが、令和3年度は途中から民間事

業者のほうに委託した部分がありました。令和4年度は1年間丸々委託している部分がございますので、委託料の部分が増えてございます。

あと寄附金については、残念ながら委員からあったように令和3年度と比較いたしまして減額になってございましたけれども、南陽市のふるさと納税のほうの割合でいいますと、約48%ぐらいがフルーツとなっております。昨年度はシャインマスカットの部分で、それだけで5,500万円ほど減額になってしまったものですから、令和4年度のほうの寄附額については令和3年度と比較すると減額になっているものがございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 いろいろ事情あったわけですが、山形県内の自治体のふるさと納税の順位表がありました。それによりますと、南陽市が市では一番低くて16位と、山形県全体36市町村で16位ということで、市では一番低い金額になっていたわけです。

今回、山形市、市長選挙ありましたけれども、これ市長選挙、何か山形市が43億円を集めたということで、これが市長当選の大きな理由になっているような報道がなされていますけれども、この辺でふるさと納税への取組方、これについて、ちょっと本気で考える必要があるんでないかと、そんなふうな気がします。そんなふうに思うんですけれども、市長、この辺に関してどのようにお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 今まで本気でなかったというわけではございません。

南陽市においては、ここ数年、ある特定のポータルサイトが、ちょっと理由は分からないんですけれども、急激にふるさと納税の受付額が減少するなどのことや、あるいは気象の影響があつて様々な果樹の収穫量が減った等々の原因もございました。

しかしながら、他市町村が伸びていることを見ると、南陽市ももっと伸ばしていきたいということは思っておりまして、担当の商工観光課においても、その辺については従来の取組でいいということではなく、様々に新たなことを考えて、手を打っているというふうに承知しております。

委員からも様々なアイデアをいただいて、南陽市のふるさと納税伸ばしていきたいと思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ、南陽市についてよく言われることですがけれども、南陽市は本当にいろんな財産がいっぱいある。宣伝すれば宣伝できるものがいっぱいある。にもかかわらず、その宣伝が下手なために、なかなかイメージアップにつながらないというふうな評価はよく我々聞くわけですがけれども。その辺で、南陽市全体のイメージアップ、いろいろ、市長なりにこれまで身の丈に合ったというかそういったことで、いろいろ身近なところからのアイデアを出しながらこれまで取り組んでおられているところは評価しますけれども、何かいまいち、奥山さんの言う世界ブランドにするというふうなところまで行けるかどうかは分からないんですけれども、何かそういった大きな一つの南陽市のイメージづくりについて、何か欠けているところがあるのがこのふるさと納税の結果に出ているんでないかなと、私なりに今回、このふるさと納税の去年と今年の結果を見て思ったところですが、その辺に関して、市長どう思っているか、今突然言ってもあれですがけれども、何か南陽市全体のイメージアップ策、そういったものが私なりに必要と考えるんですが、その件に関して、市長、どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員のおっしゃるとおりでございます。常々、山形県全体が宣伝が奥ゆかしいといい

ますか、そういったところがあるというのは従来から指摘されていたとおりで、南陽市においてもそうだというふうに思っています。

ぜひ、どこがどう足りなくて、どのようにすればいいかという具体的なアイデアをいただければ、我々も大変助かります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今、市長こっちに振られたわけですけれども、みらい戦略なんかを中心に、一つの南陽市のこれからのアピール策というかそういったものを、プロジェクトチームみたいな形をつくってやっていく必要があるのではないかと。

振興審議会なんかでもそういった意見は出たりするわけですけれども、何かいまいち踏み出し切れないままで、その前で止まっているような気がします。その辺で、私なりにいろいろな考えたいと思いますけれども、その辺で何か具体的な一歩の踏み出しというものを、それを強く要望しておきます。

以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、歳出について行います。

第1款議会費、90ページから91ページまでについて、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第2款総務費、91ページから127ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第3款民生費、127ページから149ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 136ページ、3款7目介護保険について、担当課にお聞きいたします。

私らも時たま、介護施設訪れるわけですけれども、誰か介護の職員いないかと施設に行くとき、そういうふうと言われるわけですね。おそらく

ほかの議員の方々もそう言われるのではないかと思います。いわゆる介護職員の不足、非常に全国的に、南陽市だけでなく全国的な問題になっていると、こういうことが言えるのかなと私は思うんですけれども。この南陽市の人手不足が実態としてあるのかないのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、今の御質問にお答えいたします。

介護の人材実態調査というのを第9期の介護保険福祉計画に向けて、各事業所のほうに調査をしております。各事業所の実態といたしましては、介護人材不足というのは実際にございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 職員不足があると、こういうお話であります。何で不足しているのかなと。これ私が言わなくても、課長はお分かりだと思っただけですけれども、やっぱり賃金が安いと。これ大体施設の方が言うわけですね。非常に安いと。だから、どうしてもやめて高いほうに行くと、こういう傾向がやっぱりこの市内の中にもあるんじゃないかと、こういうように私は言えると思います。

私、今言ったようなことが事実としてどうなのか、その辺、まず確かめたいというふうに思います。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、今の御質問にお答えいたします。

全国的な傾向というふうなことではそのように認識しております。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 全国的に、南陽市でも同じだと思っただけですけれども、だから高いほうに行っ

てしまうわけです。高いほうの施設に。そして全国的には人手不足で廃業せざるを得ないと、そういう施設も、もう出てきているわけです、具体的にね。これは前の質問のときにも私言った覚えあるんですけども。2000年スタートのこの介護保険、来年の春、第9期ですか、始まるわけですけども、やっぱりそれにむけてある程度南陽市としても、やっぱり支援策を講じなければならぬと私は思うんですね。その辺の手立てとしてどういう方向性持っているのか、市の考えとしてね、その辺どうですか、市長。課長でもいいですけども。責任者である市長の、これは重い、意義ある質問ですから。

○委員長 白岩市長。

○市長 なかなか市単独で対策を講じるということは困難な面がございます。したがって、国全体でこれは取り組むべき課題かなというふうに思っております。

介護の人手不足については、やはり全国市長会の中でも問題になっておりますので、そういった面での政府の対応を求めることもございます。そこら辺で声を上げていく必要があるのかなと思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 市長は、単独では無理です。やっぱり国や県ですね、そういった、改めてその方針を見ながら対応していくというお話であります。これいづれにしてもこれは不足というのは間違いないわけですから。私は何も、市が、市長が先頭になってやるっていうのではなくて、やっぱり施設の関係者と一緒になってね、やっぱり問題というのを明らかにしながら、どういう手立てをしていくといいのか。そのやり方の手法として、やっぱり支援、援助していくということが私は大事じゃないのかなと、このように思っているわけです。

ですから、そういったことをやっぱり行政としても、担当課としてもしっかりその辺捉えて

やっていくべきではないのかなと、こう思うんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員おっしゃるとおりでありまして、担当課ともども、市内の実態を、現場の実態をしっかりと把握して、それを中央に届けていくということが大事だというふうに思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 やっぱり、さっきも私言ったんですけども、賃金が安いというのは決定的だと思うんですね。ですから、周りの状況を見て、高いほうに移っていくというのが最近の特徴だと思うんです。だから、やっぱりこういった方々のために、大変な思いで介護しているわけだ、介護職というのは。ですから、しっかりしたこの対応を、行政としても支援していくと、そのことを重ねて要望しておきます。

以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第4款衛生費、149ページから163ページまでについて質疑ございませんか。5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 155ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等についてお尋ねします。

これまで何回分の接種できるワクチンが南陽市には届いていますか。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹(兼)観光振興主幹

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

これまでということですので、現在届いておりますのは7回目のワクチン接種ができるワクチンが届いております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 その回数でなくて、1人に何



回でなくて、接種回数、何万回分届いているか、それをお聞きしたかった。これ分かるころの、今日は令和4年度の決算ですので、もし4年度だけの数値がありましたら、それでも結構です。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

総数の数を今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ、前にも、3月の議会だったですか、聞いたことあったんですけども、結局何回分来て、そのうち何回分使用されて、それで廃棄せざるを得なかったのがどのくらいあったものかと、それを確認したかったので、そこまでの数字、分かりましたら。できればそれを金額に換算するとどのくらいの金額になるかということについて、後ほどお答えいただきたいと思えます。

それから、令和4年度だけの統計でもいいですけれども、医療機関に支払われた金額、これがどのくらいになるか、それ分かりますか。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

市内の医療機関にということによろしかったでしょうか。

市内の医療機関のほうに令和4年度に支払われました金額につきましては5,855万8,115円となっております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 どこの医療機関にどれだけ払われたかということは、具体的に当然名前はお聞きできないわけですけれども、ベストファイブの金額、分かりましたら教えていただけます

か。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

金額につきましては、資料を持ちあわせておりませんが、件数でありますと、接種した件数でありますと持っておりますので、そちらの回答でもよろしいでしょうか。

多いところだと8,146件の接種回数で打っていただいております。2番目ですと1,966件、3番目ですと1,667件、4番目が1,516件、5番目が1,478件となっております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 1番と2番がすごい差で、2番以降は大体同じなんですけれども、8,000という、これは個人の医療機関ですか。どういう医療機関ですか。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

1番目の医療機関につきましては、公立置賜南陽病院で打っていただいている接種回数となっております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 そうすると、これ予防接種のときにたしか1回当たり2,700円というふうな金額お聞きしたんですけども、このワクチンの場合もこの金額でよかったんですかね。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

1回当たりの接種費用ですけれども、新型コロナワクチンの場合は2,277円となっております。

○委員長 すみません、ただいま審査の途中であります、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

第4款について、質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 細かいこと何でするんだというふうなことなんですけれども、昨日、市長、宮内地区の高齢者の集いに挨拶されまして、その中でも9月20日から始まるコロナワクチンについて、高齢者の方々に勧めておられました。

市長の一生懸命さ、これまで二十歳のつども、それからまた市報には3ページにわたってHPVワクチンについて、私のこの間、一般質問で、このワクチンについて問題にした経緯があります。

それで、その最後にその金がどういうふうな、結局このワクチンの背後には医療業界の大きな動きがあって、何とか収入につなげたいといった、そういった動きがある。そういったふうなことを指摘しましたところ、市長のほうは、それは具体的にどういうようなところから調べてみる必要があるのではないかと、そういうふうなことを最後に言われましたので、そういったこともありまして、先ほど私、南陽市内の医療機関にどれだけ、どういうふうな形でこのワクチンの金が流れているかと、そういったふうなことを先ほどお聞きしたところでした。

さらに、先ほど、これからお答えいただけると思いますけれども、どの程度の、何回分が南陽市に来て、そして何回分が使用されて、何回分が廃棄されたのかと。その辺についてお聞きすることで、ひとつワクチンというのが、国が3月の会計検査院の指摘によりますと8億何回分のもをもう買い取っていて、そしてそれを何とか消化すべく国は一生懸命なんだと、そういったふうな報道がありました。そのときの私の質問に対して、市長は、何とか無駄にしないように一生懸命みんな接種するように、そうい

ったふうな答えをいただいて、私もはあ、そういうふうになるのかなと思って、ちょっと私なりにたまげたんですけれども。その辺もありまして、こういった質問を今展開しているわけです。

先ほどのお答えいただけなかったところ、お答えいただけたらお願いします。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

7回目、今、これから、9月20日から打つワクチンを除いて、これまで従来株というものから二価ワクチンというものまで、小児、幼児まで含めてですけれども、回数で申し上げますと、11万9,471回分のワクチンが南陽市のほうには国のほうより供給されております。

そのうち廃棄されましたワクチンですけれども、8,498回分が廃棄されております、これまでに。

今回、9月20日から新しいワクチンを打ち始めるに当たりまして、国のほうからは、今までのワクチンについては9月20日以降は使えなくなるので、そちらのほうも廃棄するようになるといふようなことで連絡が来ております。それを合わせますと、廃棄済みのものとこれから廃棄する予定のもの合わせますと1万6,396回分のワクチンを廃棄することとしております。

以上でございます。

○委員長 市長。

○市長 委員のおっしゃりたいことは、無駄遣いがあるのではないかとということと、それから、先ほど医療界の大きな動きという非常にもやもやとした表現をされましたけれども、不当な利益を得ているのではないかとということではないかというふうに推察いたします。

医療界の動きというのは、例えばワクチンの製薬会社がワクチンを打たせたいがために様々

な動きをしているのではないかと、そういった世界的な動きがあるのではないかという意見の存在については承知しています。

ただ、そういったことについては、厚生労働審議会であるとか、そういった専門的な研究機関で審議されるべきだというふうに思っています。

市としましては、予防接種法に基づいて適切に事務を執行してまいりますし、あとそれぞれの医療機関に幾ら入っていたとしても、それはルールに基づいた適正な医療の対価であると考えておりますので、そのルールそのものがおかしいのだとすれば、それも国で議論していただければというふうに思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 不当な利益とかそんなことは言っていないので、現実がどうかということを私もお聞きしているわけで、それがいいとか悪いとかということとは全然関係ないので、誤解ないようにお願いします。

あと、非常に今回のXBB対応型のメッセージャーRNAワクチンというのは、果たして本当に効くのかどうかと。

この間、9月7日に厚生労働省で福島雅典教授はじめ京都大学の教授、名誉教授はじめ、記者会見ありました。この記者会見、非常に深刻な記者会見でありまして、私がこの間指摘しました210人の死亡を厚生労働省が認定せざるを得なくなったと。認定せざるを得ないワクチンによる健康被害が既に4,000人近くに上っている。

この死亡者だけ見てみても、これまでの全ての予防接種での死亡者の数を超えている数になっている。ところが、これに関して、マスコミも本気で取り上げようとしないうし、医療界もタブーになっている。それを何とか今ぶち破らねば、ちょっと大変なことになる。日本が、そのときジャニーズと統一教会の問題も挙げておら

れたんですけれども、本当のことが言えない世の中になっているのではないかということ非常に危惧されておりました。私もそれに非常に共感しまして、私なりにどういったらこれからそれをぶち破ることができるかというふうな思いもありながら、こうしてここで議会という非常に重要な場で私も議論をしているつもりです。

市長が一生懸命になられた背景、以前これワクチン接種率が地方交付税に影響させるというふうな、そういったふうな国の考え方が提示されたというようなこともお聞きしたんですけれども、そのこと、財政課長、その辺現実にあつたわけですか。

(発言する声あり)

○委員長 まず高橋直昭財政課長にお答えいただきたいと思います。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

コロナワクチンの接種回数が普通交付税の算定に影響するということとはございません。

○委員長 5番高岡亮一委員。簡潔にお願いいたします。

○高岡亮一委員 私も今までここで、何回も繰り返すまでもなく、非常にワクチンに対しては危惧を持ち続けているわけですし、そしてそのことを改めてここで確認させていただいて、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長 次に、第5款労働費、163ページから164ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第6款農林水産業費、164ページから185ページまでについて質疑ございませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 第6款農林水産業費の183ページ、2目林業費について、全般についてお尋ねしたいと思います。

平成元年度から森林環境譲与税というものが

創設されて、本市でも令和4年度の決算では、その譲与税が1,355万円配分になっていますけれども、その前年度は、令和3年度ですね、1,073万円ほど配分になって、年々増額されているのが現状だと思いますが、その譲与税を活用して、要するに使い道ですね、なかなか決算では見えてこない、読めないところがあるので、その譲与税の令和4年度でどういう使い道されたのか。

それから、それを活用して様々森林の、まず台帳整備が行われていると思いますが、その辺の進捗状況などをお尋ねしたいと思います。

今日、農林課長がお休みで、代理の高橋さん、大変でしょうけれども、分かる範囲内で御答弁をお願いしたいと思います。

○委員長 高橋路雄農林課長補佐。

○農林課長補佐 委員のただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の使い道ですが、令和3年度に実施しました航空レーザー測量と森林資源解析の成果を活用し、令和4年、令和5年度に林地境界及び森林境界の原案となる森林境界保全図を今作成中でございます。その支払いが完了するのが令和6年度というふうになっております。

続きまして、台帳整備でございますが、森林台帳、林地台帳につきましては、県と共同しながらGISの整備が終わり、現在随時更新をしているという状況でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ちょっと整理しておきたいんですけども、森林環境譲与税というのは、これは交付税並みで国が配分するというので、もう一つ、森林環境税というものがございまして、これは国民が納める税金ということなんでしょうけれども、今お聞きしたとおり、ほとんどの自治体が譲与税を、交付された税を基金のほうに回してさっぱり活用しないということが問題になりました。

本市においては、今、高橋課長補佐からも報告あったとおり、その森林の整備と台帳の整備については一生懸命進めているということが分かりましたけれども、一方、2024年度からこの森林環境税ということで、国民1人1,000円、県民税に上乗せして徴収するというので、全国では約6,200万人納税者いるわけですから、単純計算して620億円の財源になるわけですが、これについての啓発活動というのは今からしておかないと、来年度そういう納税の通知もあって、これ何だべということが始まるので、この辺の告知というか啓発はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 板垣幸広税務課長。

○税務課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

森林環境税につきましては、さきの臨時会におきまして議決いただいたところですが、条例改正の部分でございますが、令和6年4月から市県民税に上乗せしまして1,000円が、均等割の部分でございますが、そこになるということでもあります。

国税ということでございますので、国のほうのPRはこれから、今後進むものと思われまますが、市のほうでも、税務課のほうでも啓蒙活動に向けて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 もう1点、税に関することなので、税務課長にお尋ねしたいと思います。今現在、山形県では県のみどり環境税ということで、これは県民税の均等割に上乗せして1,000円ですか、それから法人、企業に対しても税を徴収しているわけですか。この税と二重税になるんじゃないかという懸念がされていますけれども、この辺の県、国からの調整方法あるいは整合方法、そういったことはどうい

にされるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長 板垣幸広税務課長。

○税務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

山形みどり環境税につきましては、ただいま委員のほうからあったような形で頂いているところでございますが、実際その用途につきましては、県のほうでそれぞれの目的がございますので、山形みどり環境税と森林環境税のそれぞれの役割というのがあると承知しております。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 もう1点、これは要望ですけれども、これは今年でこの譲与税が開始されてから5年たつわけですけれども、来年度からいよいよその税の徴収が始まると。国で借金して、前倒して税金を集めないうちからこれを交付してやらなきゃいけないという、その背景には、詳しくは言いませんけれども、それほど切迫した森林整備が喫緊の課題だというふうに解釈しているわけですけれども、今後やっぱり早急にこの税を生かして、様々なそういった課題があるようなんですけれども、本市においてもどんどん進めていただきたいと思っております。

やっぱりひとしく国民から税金を集めるわけですから、その使い道の公表もしっかりやっていただきたいというふうに要望して質問を終了させていただきます。

○委員長 ほかにございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 今の片平委員の質問に関連して、森林経営管理制度についてお伺いしたいんですが、令和2年から6年までの5か年計画で一応進めるということになっておりまして、令和2年度は所有者の意識調査をやられました。令和3年度は先ほど答弁ありましたように航空レーザーの計測ということで、資源や地形の分析をされました。令和4年度も森林境界保全図

の作成ということで、今年にまたがってやるということで、いよいよ6年までということで、今の6年までの進捗状況は、計画どおり、まず進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 高橋路雄農林課長補佐。

○農林課長補佐 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、今現在、令和4年、令和5年度と林地境界及び森林境界の原案となる森林境界保全図を作成中でございます。今年度中に作成完了となっております。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 進捗状況は順調ということで判断させていただきます。

それで、先日の補正予算の中でも、要するに航空レーザーというか、資源の、人工林の資源情報解析を2,898ヘクタールにわたってやるんだという予算を可決されましたけれども、要するにこれでレーザー解析というのは100%進むというようなことでの計画でよろしいでしょうか。

○委員長 高橋路雄農林課長補佐。

○農林課長補佐 ただいまの質問にお答えいたします。

当初、森林境界保全図の作成した面積が1,953ヘクタールとなっております。今回補正要求させていただいて、当初予定しておりませんでした団体所有の森林、例えば生産森林組合、財産区、法人で所有している面積2,870ヘクタールも含めて作成したほうが、森林の一体的な検証を進める上で効果的というふうに判断しまして、今回9月補正で計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 分かりました。

私、この森林経営管理制度を進める上で、ちょっと、例えば本市の森林面積は国有林あるい

は公有林含めて、これ面積で18.5%。この森林整備計画に書いてあるんですが、81.5%が私有林ということになっております。その中の私有林の中で、要するに林地台帳に上がっておる中で、市内におられる方が約50%保有していると。それから市外におられる方が約10%保有されていると。不明の方が、どなたが所有されているかわからないというのが40%の面積あるというふうに書いてあります。

要するに、この森林経営管理制度は、要するにそういった管理が難しいといったことに関しては、市が一旦委託を受けて、それを意欲のある業者さんに委託するというようなことが可能になっておりますが、要するにこの40%の中で管理が必要だということについて、どのようにこれから進められるのかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長 高橋路雄農林課長補佐。

○農林課長補佐 ただいまの質問にお答えいたします。

今後の森林整備の進め方に関しましては、現在検討中でございますが、来年度に地域を、例えば一つの案としましては、モデル地区を選定して、実際に施業するのが令和7年度からというように課内で検討しているところでございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 今の答弁ですと、不明のところの扱いというか対応というか、それはまだ、これから決めるということではよろしいですか。

○委員長 高橋路雄農林課長補佐。

○農林課長補佐 ただいまの質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 分かりました。

今の市でもゼロ・カーボン・シティ宣言をやられていますし、防災の観点からも、やっぱり

令和6年までにしっかり進捗させて、できるだけ早く森林整備が実現するような形で、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第7款商工費、185ページから195ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第8款土木費、195ページから206ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第9款消防費、207ページから212ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第10款教育費、213ページから252ページまでについて、質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 245ページの埋蔵文化財調査費についてお尋ねします。

長岡南森古墳の現況、それお聞かせいただけますか。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

長岡南森の部分につきましては、今年度で6年目の調査となっております。こちらについては、かねてより古墳の可能性があるというようなことで調査を進めてきたところでございますけれども、昨年議会の中でも若干お話ししましたが、古墳というより特徴的な出土あるいは形状の確認には至っていないというようなところが昨年までの状況だったかと存じてございます。

その上で、今年度第6次の調査をさせていただいたところでございますけれども、新たに5

棟の堅穴の住居でありましたり、周辺の部分で、登頂部の周辺の部分で、昨夜堀の跡が確認されたというようなこともございまして、現在のところ、文化庁のほうとも協議しており、あるいは県とも連絡調整しておりますが、有力な豪族の館跡というような考え方がクローズアップされております。

当然、稲荷森が近くにありますので、そちらの関連性、そういったものも非常に興味があるというような御指導も国、県よりいただいておりますので、あと、一、二年をかけたして、その部分をきちんと整理するようというようなアドバイスも頂戴しているところでございまして、今後進展の折は随時議会の皆様方に御報告したいと考えているところであります。

以上であります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 当初、稲荷森よりもずっと大きい古墳だということで、その期待があったわけですが、それではなくて、また別な観点からの評価があるというふうなことで、むしろ古墳であるよりも、さらに注目すべきであるというような評価ということもお聞きしたんですけれども、そのように考えてよろしいのでしょうか。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

歴史のことでございますので、軽々に比較論で重要だとか様々なことは私の口からは申し上げられるわけではございませんけれども、文化庁の指導も今年度いただいておりますので、そういう可能性は深まっているという認識であります。

以上であります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 度々ここで申し上げてきましたけれども、北町遺跡もある、北町遺跡は、これはまた特に考古学界から注目されているよう

な遺跡であるというようなことで、先ほどの私、ふるさと納税の話に関連しまして、南陽市がひとつイメージアップにつなげていくのに、この南陽市が持っている遺跡、今お話しした南森遺跡、さらには北町遺跡、そういったことが一つの大きな目玉になる、なり得るのではないかと、そういった方向で、今から準備、育てていけばかなりのインパクトを持てる財産なのではないかと私なりにずっと考えているんですけれども、その辺について、市長のお考え、お聞きしたいと思っております。

○委員長 白岩市長。

○市長 様々な可能性があると思っておりますので、市長部局としては、まずはその事実関係を明らかにする調査、その調査費が確保できるように埋蔵文化財の発掘、予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これは、あとただ事実が明らかになるのを待つという、それだけでなく、ある程度意志を持って、こういうふうにするんだというふうな、なってほしいというか、そういった一つの意志を持って願いを持ちながら予算をつけて、それを使っていくと。そういった方向性で育てていくということも非常に重要だと思いますので、そういった観点からこの南陽市の持っている遺跡、これを今後、南陽市の目玉になるべく育てていく必要があると思うので、改めてここで強く要望しておきたいと思っております。

以上。

○委員長 要望とさせていただきます。

ほかにはございませんか。教育費。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第11款災害復旧費から第14款予備費までの252ページから256ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　ちょっと全体的なことで市長にお伺いをしたいと思います。

投資的経費についてです。この主要な政策の成果報告書で言うと106ページに投資的経費ということで、令和4年度については12億6,700万円ほど、前年と比較して40.2%の減というふうな、これは湯こっとの投資がなくなったということで、投資というか、工事請負等がなくなったということで、それは分かります。

一般的なことですね、市長にお伺いをしたいというように思うんですが、いわゆる投資的経費、義務的経費を除いて、簡単に言えば箱物というのが一番分かりやすいのかなと思いますけれども。そのいわゆる投資に対する、公共投資のフロー効果、いわゆる乗数効果というんですかね、100なら100の支出に対してどのくらいのプラスの乗数効果があるかというふうなことが、いわゆる公共投資では言われているわけですが、その辺についての認識をまずお伺いしたいと思います。

○委員長　　白岩市長。

○市長　　昨今の公共投資、都市計画とも絡めて様々な全国的に注目されるものがあるというふうに思います。それらにおいては、交通や居住、それから企業の立地も含めて、いろいろな効果があるというふうに思います。

そうした効果の高いものについては、私も一つ一つの事柄に応じて考えていきたいというふうに思いますが、波はありますけれども、投資的経費も必要な場合にはしっかりと行うという姿勢を持っております。

○委員長　　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　財政課長にちょっとお伺いしますが、何か本市として、例えばいわゆる公共事業の国で出している生産誘発効果であるとか、様々、乗数効果ですね、あるわけですが、何かそれは本市として捉えている、数字としてある程度捉えているというようなこ

とがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長　　高橋直昭財政課長。

○財政課長　　お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の中で毎年度利用者数にあたりとか、そういったところを数字のほうを拾い上げて、果たしてどのような、この施設がどういう効果があるかというところは見させていただいているところであります。

○委員長　　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　私から言うまでもなく、そのような検証をしながら次の予算に反映していくというようなことでしょうけれども、市長は身の丈というようなことでおっしゃっておられるわけですが、ぜひその公共事業の投資効果というものをやはり考えていただいて、普通の予算執行だけでなく、そのほかに、こういうふうに波及するのがあるんだよというふうな、そういったことを、もちろん念頭に置いているとは思いますが、またそこをしっかりと踏まえていただいて、検証して、そして予算に反映していただきたいなと思いますので、最後に要望にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長　　ほかにございませんか。

(発言する声なし)

○委員長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長　　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　反対の表明をさせていただきます。



たいと思うんですが、それは全体的なことではなくて、私が令和4年度の当初予算のときにも反対しました。第2款の総務費の非核平和の夕べの開催についてです。

これは、演劇の流れる雲よというようなもので公演したわけですが、ここで何回も申し上げませんが、やはり太平洋戦争で特攻隊での玉砕した演劇ですが、特攻隊を美化するものだというふうに私は認識しております。公費で支出をすることは公教育の中でするという点に関しては反対の表明をさせていただきました。今でも同じでございますので、そこについては反対の表明をさせていただきたいと思っております。

○委員長 　ただいま反対の意見がありましたので、採決は起立により行いたいと思っております。

認第1号 令和4年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長 　起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ただいま、審査の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

○委員長 　再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

次に、認第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

258ページから285ページまで、及びその他附属資料の事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 　国保に限ったことではないんですが、どの会計にもあることなんですが、この前、監査委員より報告あった事項の中で、不納欠損額、それから収入未済額というふうな報告についてのことなんですが、この件に関しては、納付をお願いする当局の職員の方も、また納付をされてもなかなか払えない方、双方にとって、非常に苦勞なさっているというが大変な事情がそれぞれあるんだろうなというふうに思います。

それで、他の自治体の例の中で、債権管理実務マニュアルというものを作成して、誰が職員になってもこういう形でうちの市は対応しているんですよというふうな形で納める側に納得いただくような、そういうふうな対応をなさっているというふうな自治体があるようなんですが、まず当局のほうではそういう債権管理実務マニュアルというものを作成してあるのかどうか。していないとすれば、今どんな現状なのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○委員長 　板垣幸広税務課長。

○税務課長 　ただいまの質問にお答え申し上げます。

債権管理実務マニュアルでございますが、現在、当税務課では作成してございません。

地方自治体の債権につきましては、公債権と私債権があるわけですが、市税については強制徴収公債権というふうな形に分類される場所です。その地方税法、地方自治法等の法律等の法律に基づきながら債権管理をしているところでございます。

具体的には、徴収体制の強化であったり、あとはいわゆる納税相談であったり、滞納処分等の強化を行っているわけですが、本市においては、市税等の収納対策本部会議を庁内で設置しております。こちらについては副市長が本部長になっておまして、債権管理をしてい

る各関係課が委員ということで、課長がなっているわけですが、こちらの中で、未納等の対応、どうするかですとか、収納対策、さらには連絡調整、情報交換等を行っているところでございます。

今後につきましても、そのような形で臨んでいるところでございます。

以上であります。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 相手方との交渉する場合、双方、やはり人対人なんですね。それでその人の性格というものもありますし、いろんな条件があるんだろうと思います。ぜひそういうふうなマニュアルを作っておいたほうが双方にとって楽というか冷静に物事を進められるのではないのかなというふうに私は思うんです。

統括する副市長、いかがでしょうか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

先ほど税務課長からも話があったんですけども、基本的には公債権なのか、私債権なのか、この二つで、まずは入口から違うと。公債権については、国税徴収法に基づいて大抵やっているんで、実はマニュアルというのが、国でつくったマニュアルという言い方悪いんですけども、国税徴収法の例というのが結構来るので、いわゆる具体的なマニュアルについてもそういった勉強会みたいな置税協なんかでやったりして、一応前から蓄積していますので、特に、例えば公債権でも保育料とかそういったものについては別なセクション、つまりすこやか子育て課でもらっている、つまり税務課ではやっていない。介護保険なんかは実は税務課で徴収しているんですけども、ほかの課で公債権を扱っているというふうな場合もありますので、それは先ほど税務課長の答弁のとおり、庁内に会議をつくって、やっぱり、例えばケース検討が必要になった場合については、そこでやるよう

にしていますので、特に公債権においてはマニュアルというのは要らないのかなと思っているんですが、実は、私債権については管理条例、決めさせていただいたので、実はまだノウハウがたまっていない部分があるので、私債権、例えば水道料金のように差し押さえが裁判所の力を借りないといけないというふうな私債権の場合は、これから、ある意味、どういうふうにして徴収率を上げていくかというのは課題にはなるかと思えます。

ただ、あくまでも入口が私債権なのか公債権なのかによって違うものですから、その辺の取扱については慎重にしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 不納欠損額そのものは非常に年間だんだん少なくなっている傾向で非常に喜ばしいことなんですけど、収入未済額が結構な金額あると。これに対しても、やはりそういうふうな大事な市民とのやり取りというふうなことになってくると思われますので、職員に過度な負担がかからないように、ぜひ配慮していただきながら、収納率を上げていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 これ国保の特別会計ですけども、基金が国保にもあると。それから、南陽市全体として二十二、三の基金が積み立てられていると。こういう状況でありますけど、この審査意見の中で見ますと、約35億とこうなっているわけですけども、特に私お聞きしたいのは、財政調整基金。令和4年度末で8億2,368万2,000円と積み立てられておりますが、例えば国の基準でいうと10%から15%を積み立てると、こういう指導までいっているかどうか分かりま

せんが、目安としてそういう状況なんだと、こういうことだろうと思うんですよ。南陽市もかつて、平成25年、26年度に大水害があって、特に平成26年度は非常に大きな災害になったというふうな状況がありますが、そういう状況の中でこの積み立てると、いつ何どきあるか分からない状況があるので、そういうことも含めて大事ななんだと。

これ財政調整基金として、国の基準から言えば10%から15%になっているわけですが、これからの課題として、どのように基金を積み立てていくのかと、こういうふうになるかと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 基金を積み立てるには、やはり相応の財政状況が必要だということで、基本的に財政基盤の強化ということになるわけですが、一般的には収入を増やして支出を減らすということが一般論であります。

財政調整基金については、今、委員がおっしゃったように一定の指標はあるわけですが、現実的には今、多くの都市が非常に多くの財政調整基金を積み立てることができていて、それというのはそうした財政基盤が既につくられているということだと思いますが、南陽市についてはそうではないと、まだそれに至ってはいないと。その要因は様々に災害対応や、やるべき支出があって、やるべきことをできるだけ望ましいタイミングでやるということが現在の状況に至っているというふうに思っています。

歳入を増やすほうは、例えばふるさと納税や様々な財源を今後探っていかなければならないと思いますが、歳出を減らすほうについては、先ほどもありました公共施設がおそらく最も大きい部分であります。それについては基準年度に比べて20%減らして、人口が減少しても必要なサービスを維持できる公共施設を維持しつつ、

その管理費もきちんと対応可能な範囲に収めると。そのことが最も大切なというふうに思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 何で私そういうふうに言うかという、今、全国各地、世界各地でね、モロッコの大地震も、それからダム破壊で相当の数の方々がお亡くなりになっていると。あとハワイとかギリシャのアテネの近くで山火事によって幼い子どもまで亡くなっている。こういう痛ましい事件が世界各地、日本でもこのたびの沖縄から始まった台風による被害が物すごく出ていると。東北でもそのことが言えるわけですが、あるいは、温度が高くなって、35度以上なんて連日のようにこの県内でもあったわけだね。それで亡くなっているわけだ。

だから、いつ何どき災害被害が押し寄せるかわからない、こういう状況がもはや全国だけでなく、この南陽市においてもかつてあったわけですから、そういう非常時のために使うこの財政調整基金などをやっぱり積み増しをしていくと、そういうことがこれから南陽市にとっても大事でないかなと私思うんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 おっしゃるとおりで、いざというときに機動的に対応するためには財政調整基金が一定程度必要だという認識は、就任当初から持っております。一方で、やるべきことも山積していて、なかなかそういう状態に至らないというのがジレンマでございまして、しかし、そういうふうにいざというときに対応できる財政調整基金を積み立てることができる財政基盤をつくるということについては、ちょっとずつ前進はしているのかなというふうに思っております。

今後、その流れを加速させる、そして強固にする、そのために必要な対策を行ってまいりたいと思います。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 こんなこと言ってちょっと申し訳ないんですが、令和4年度末で現在高が35億あると、さっき申しましたんですけども、これを35億、財政調整基金も含めてですけども、ほかの基金については、これ目的があって基金を積み立てていると、こういうことですね。これなかなか、基金は積み立てたものの、なかなか運用できていないと、そういう基金もあると思うんだね。ないと言えればそれまでですけども。いろいろ資料見るとそういうものもあるのかなど。例えばそういったものを流用するというのは悪い言葉ですけども、そういうこともあるんじゃないのかなと私思うんですが、それは私が間違っているかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長 高橋直昭財政課長。

○財政課長 お答えいたします。

確かに目的、特定目的の基金につきましては、その目的外に流用することは不可能です。

ただ、時代の変化とともにその目的を失っているものも中にはありますので、そういったものにつきましては、今後の在り方について、しっかりと検討した上で、例えば廃止をして会計に取り入れるというようなことは可能かというふうには考えています。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 流用はできないと。目的あるからね。やっぱりそのとおりだと思うんですよ。しかし、残念ながら使われていない基金というのはどうもあるような気がして分からないんですけども。これあると思うのよ。私分かりませんから言っているんですけども。もしあれば、そういうふうな将来検討してみたいような答弁ですけども、必要でないものは別の基金に繰り入れをしながら対応するというのも行政の在り方としてあるのではないかと、このように私思うんですが、そのことも含めて、これか

ら今後の基金の在り方について、最後に質問したいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 目的を失っているものもあると先ほど課長の答弁でありましたけれども、あると断定するのは現時点では早いのかなど。その目的に沿った基金として運用されているかどうかをきちんと精査して、状況状況に合った機動的な運用の仕方については、不断の検討が必要だと思いますので、委員のおっしゃることを参考にしながら運営してまいりたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

288ページから310ページまで、及びその他附属資料の歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第3号 令和4年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。312ページから315ページまで、及びその他附属資料の歳入歳出全般について質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第4号 令和4年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。318ページから339ページまで、及びその他附属資料の歳入歳出全般について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第5号 令和4年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。342ページから349ページまで、及びその他附属資料の歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第6号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~

認第7号及び

認第8号の計2件

○委員長 次に、認第7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定について及び認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定についての2議案について、当局の説明を求めます。

佐藤和宏上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和5年9月定例会 決算に関する説明書により 認第7号及び認第8号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 初めに、認第7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。2ページから43ページまでの水道事業会計全般について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第7号 令和4年度南陽市水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。46ページから93ページまでの下水道事業会計全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第8号 令和4年度南陽市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

御起立お願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時36分 閉 会

決算特別委員長 板 垣 致江子

議 案 等

(令 和 5 年 9 月 定 例 会)